国立大学法人群馬大学教職員給与規則

 改正
 平成16. 4. 1
 制定

 改正
 平成16. 12. 1
 平成17. 4. 1
 平成18. 1. 1

 平成18. 4. 1
 平成19. 4. 1
 平成20. 4. 1

 平成20. 4. 1
 平成20. 12. 1
 平成21. 4. 1

 平成21. 6. 1
 平成21. 12. 1
 平成22. 4. 1

 平成22. 12. 1
 平成23. 4. 1
 平成24. 1. 1

 平成24. 7. 1
 平成25. 1. 1
 平成25. 4. 1

 平成25. 8. 1
 平成26. 4. 1
 平成27. 1. 1

 平成27. 4. 1
 平成28. 4. 1
 平成29. 1. 1

 平成29. 4. 1
 平成30. 7. 1
 平成31. 1. 1

 平成31. 4. 1
 令和元. 6. 18
 令和 2. 1. 1

 令和 2. 4. 1
 令和 3. 1. 1

令和 3. 4. 1 令和 3. 5. 1 令和 4. 4. 1

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第27条の規定に基づき、国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)に勤務する教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(俸給及び適用範囲)

- 第2条 教職員の受ける俸給は、その業務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、かつ、 勤労の強度、労働時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。
- 2 俸給は,正規の労働時間による勤務に対する報酬であって,第3条第1項第2号に規 定する諸手当を除いた全額とする。
- 3 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1)一般職俸給表(一)(別表第1)
- (2)一般職俸給表(二)(別表第2)
- (3)教育職俸給表(一)(別表第3)
- (4)教育職俸給表(二)(別表第4)
- (5)教育職俸給表(三)(別表第5)
- (6) 医療職俸給表(一)(別表第6)
- (7)医療職俸給表(二)(別表第7)
- 4 前項に掲げる各俸給表の適用範囲は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 第1号の適用を受ける者 事務職員、施設系技術職員及び教室系技術職員
- (2) 第2号の適用を受ける者 技能系職員
- (3) 第3号の適用を受ける者 大学教員及び助手職員
- (4) 第4号の適用を受ける者 附属特別支援学校の附属学校教員

- (5) 第5号の適用を受ける者 附属小学校,附属中学校及び附属幼稚園の附属学校教員
- (6) 第6号の適用を受ける者 医療系技術職員
- (7) 第7号の適用を受ける者 看護職員
- 5 就業規則第24条の規定により採用された教職員(以下「再雇用教職員」という。)の 俸給月額は、その者に適用される俸給表のその者の属する職務の級に応じた再雇用教職 員の欄に掲げる額とする。

【一部改正】 (18.4.1/19.4.1/R4.4.1)

(給与の種類)

- 第3条 教職員の給与は、俸給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定めるところによる。
 - (1)俸給は,俸給月額(前条第3項の俸給表に掲げられている号俸の額をいう。以下同じ。)及び第14条に規定する俸給の調整額並びに第43条に規定する教職調整額とする。
 - (2) 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、未来先端研究担当手当、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、安全衛生管理手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間診療手当、夜間看護等手当、病理解剖待機手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、入試手当、分娩手当、新生児担当医手当、夜間等緊急診療手当、臨床検查技師・臨床工学技士待機手当、手術室勤務看護師手当、結核病床担当看護師手当、防疫等作業手当、学校医手当、教員養成実地指導講師手当、専門看護師等手当、救命救急看護手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、主幹教諭手当、本府省業務調整手当、期末手当、勤勉手当、附属幼稚園教員調整手当及び看護職員調整手当とする。

【一部改正】 (18.4.1/19.4.1/21.4.1/24.7.1/25.1.1/26.4.1/29.4.1/31.4.1/ R4.4.1)

(一時金)

第3条の2 前条に規定する俸給及び諸手当のほか、学長が特に必要と認めるときは、学 長が認める方法により一時金を支給することができる。

【一部改正】 (26.1.1追加)

(給与の計算期間及び支給)

- 第4条 次の各号に掲げる給与の計算期間は、当該月の初日から末日までとする。
- (1)俸給,管理職手当,初任給調整手当,未来先端研究担当手当,扶養手当,地域手当,人事交流手当,住居手当,通勤手当,単身赴任手当,義務教育等教員特別手当,主幹教諭手当,本府省業務調整手当,附属幼稚園教員調整手当及び看護職員調整手当
- (2) 高所作業手当, 爆発物取扱等作業手当, 安全衛生管理手当, 死体処理手当, 放射線

取扱手当,異常圧力内作業手当,夜間診療手当,夜間看護等手当,病理解剖待機手 当,教員特殊業務手当,教育実習等指導手当,教育業務連絡指導手当,分娩手当, 新生児担当医手当,夜間等緊急診療手当,臨床検査技師・臨床工学技士待機手当, 手術室勤務看護師手当,結核病床担当看護師手当,防疫等作業手当,学校医手当, 教員養成実地指導講師手当,専門看護師等手当,救命救急看護手当,超過勤務手 当,休日給,夜勤手当,宿日直手当及び管理教職員特別勤務手当

- 2 前項第1号の給与は、その月の月額の全額を毎月21日に、同項第2号の給与は、その月の分を翌月21日に支給する。ただし、21日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する 法律(昭和32年法律第178号)に定める休日(以下この項において「休日等」という。)にあたるときは、その直前の休日等でない日に支給する。
- 3 期末手当及び勤勉手当の計算期間は、6月にあっては前年の12月2日から当該年の6月1日までとし、12月にあっては当該年の6月2日から12月1日までとする。
- 4 前項の給与は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日(この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。
- 5 入試手当の計算期間は、各事業年度の4月1日から3月31日までとする。
- 6 前項の給与は、業務に従事した事業年度の翌事業年度の4月における第2項で定める 日に支給する。ただし、業務に従事した事業年度内に退職する場合は、退職の日の属す る月の翌月における第2項で定める日に支給する。

【一部改正】 (18.4.1/19.4.1/21.4.1/24.7.1/25.1.1/26.4.1/29.4.1/31.4.1/R4.4.1)

(給与の支払)

- 第5条 教職員の給与は、法令又は労使協定によって特に認められた場合を除き、現金で 直接その教職員に全額支払うものとする。
- 2 教職員から給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの申出があった場合は、その方法により支払うことができる。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。
- 4 教職員が離職(退職又は解雇をいう。以下同じ。)又は死亡した場合は,第2項及び 前項の規定にかかわらず,速やかに本人又はその権利者に給与を支給する。ただし,給 与を受ける権利に係争があるときは,この限りでない。

(日割計算)

- 第6条 新たに教職員となった者には、その日から給与を支給し、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。
- 2 教職員が離職した場合には、その日までの給与を支給する。
- 3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、その月の途中から、又はその月の途中まで、給与を 支給する場合の給与額は、その月の現日数から国立大学法人群馬大学教職員の労働時間 及び休暇等に関する規則(以下「労働時間等規則」という。)に規定する週休日の日数

を差し引いた日数を基礎として日割計算により支給する。

5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、未来先端研究担当手 当、地域手当、人事交流手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、本府省業務調整 手当、附属幼稚園教員調整手当及び看護職員調整手当の支給について準用する。

【一部改正】 (18.4.1/19.4.1/24.7.1/26.4.1/28.4.1/R4.4.1)

(非常時払)

第7条 教職員が、教職員又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産、疾病、 災害、死亡又はやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合の費用に充 てるために給与を請求した場合には、第4条の規定にかかわらず、請求の日までの給与 を日割り計算により速やかに支払うものとする。

(初任給)

第8条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験、能力及び 責任の度合等を考慮して決定する。

(昇格)

第9条 教職員の職務に応じ、総合的な能力の評価により、原則として、1級上位の級に 昇格させることができる。

(降格)

第10条 就業規則第12条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(昇給)

- 第11条 教職員の昇給は、毎年1月1日(特に必要と認めた場合には、別の日)に、前年度の人事評価の結果及び同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 2 55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける教職員にあっては,57歳)を超える教職員 の前項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好 である場合に限り、行うものとする。
- 3 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

【一部改正】 (18.4.1/21.4.1/26.1.1)

第12条 削除

【一部改正】(18.4.1)

第13条 削除

【一部改正】 (18.4.1)

(俸給の調整額)

- 第14条 俸給月額が,職務の複雑,困難若しくは責任の度合又は勤労の強度,労働時間, 勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対 し適当でないと認めるときは,その特殊性に基づき適正な調整を行う。
- 2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、別表第8の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に 勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 第1項の俸給の調整額は、当該教職員に適用される俸給表、職務の級及び号俸に応じて別表第9に掲げる調整基本額にその者に係る別表第8の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が俸給月額の100分の25を超えるときは、俸給月額の100分の25に相当する額とする。

【一部改正】 (18.4.1/26.4.1)

(管理職手当)

- 第15条 管理職手当は、別表第10に掲げる管理又は監督の地位にある職を占める教職員 に、その特殊 性に基づき支給する。
- 2 管理職手当の月額は、前項に定める教職員に適用される俸給表の別並びに当該教職員 の属する職務の級及び当該教職員に適用される適用区分に応じ、別表第11の管理職手当 額欄に定める額とする。
- 3 前項に規定する管理職手当の月額には、所定の労働時間を超えて勤務した場合及び当該勤務が深夜に及んだ場合における超過勤務手当相当額を含むものとする。

【一部改正】 (16.12.1/17.4.1/18.4.1/19.4.1/R3.4.1)

(管理教職員特別勤務手当)

- 第16条 管理教職員特別勤務手当は,前条第3項の規定にかかわらず,管理職手当の支給を受ける教職員(以下「管理教職員」という。)が,臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により労働時間等規則第13条及び第14条に規定する週休日及び休日(同規則第15条に規定する振替休日を含む。次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理教職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき,前条第2項に掲げる適 用区分に応じたそれぞれ次に定める額とする。
 - 一 I 種 12,000円
 - 二 Ⅱ種 10,000円
 - 三 Ⅲ種 8,500円
 - 四 IV種 7,000円

五 V種 6,000円

- (2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき,前条第2項に掲げる適用 区分に応じたそれぞれ次に定める額とする。
 - 一 I種 6,000円
 - 二 Ⅱ種 5,000円
 - 三 Ⅲ種 4,300円
 - 四 IV種 3,500円
 - 五 V種 3,000円
- 4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理教職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理教職員特別勤務手当を支給しない。

【一部改正】 (17.4.1/19.4.1/27.4.1)

(初任給調整手当)

- 第17条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認めた職に新たに採用された教職員で、教育職俸給表(一)の適用を受け、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第201号)に規定する歯科医師免許証を有する者に、月額50,800円を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。
- 2 在職する教職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった教職員で医師 免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給 する。
- 3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する教職員となった日以後の別表第12に掲げる期間に応じた額とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する教職員となった日までの期間が4年(医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる教職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の教職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 4 初任給調整手当を支給されている教職員が就業規則第17条の規定により休職にされた 場合における当該教職員に対する別表第12の適用については、当該休職の期間(第44条 第1項、第4項ただし書及び第8項の規定により給与の全額を支給されることとなる期 間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 5 第1項又は第2項に規定する教職員となった者のうち、これらの教職員となった日前にこの規定による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)に規定する初任給調整手当及び他の法人等においてこれに相当する手当を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が

35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

【一部改正】 (18.1.1/19.4.1/27.1.1/28.4.1/29.1.1/30.1.1/31.1.1)

(未来先端研究担当手当)

- 第17条の2 未来先端研究担当手当は、未来先端研究機構以外に主担当を命ぜられ、かつ、未来先端研究機構の担当を命ぜられた教員に、その特殊性に基づき支給する。
- 2 未来先端研究担当手当の月額は、次の各号に掲げるその者の職務の級の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。

(4)	教育職俸給表	(-)	5級である者	30,000円
(3)	教育職俸給表	(-)	4級である者	25,400円
(2)	教育職俸給表	(-)	3級である者	23,800円
(1)	教育職俸給表	(-)	2級である者	20,800円

【一部改正】 (26.4.1追加/28.4.1)

(扶養手当)

- 第18条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、再雇用された教職員には支給しない。
- 2 前項に規定する扶養親族は、年額130万円以上の恒常的な所得が見込まれない次の表の扶養親族欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表の手当額欄に掲げる額とする。

しいとし、外後十二の万領は、同義の十二	
扶養親族	手 当 額
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係	6,500円
と同様の事情にある者を含む。以下同	ただし、一般職俸給表(一)若しくは医療
じ。)	職俸給表(一)の適用を受ける職員でその
	職務の級が8級であるもの及び教育職俸給
	表(一)の適用を受ける職員でその職務の
	級が5級であるもの(以下「般(一)8級
	教職員等」という。) にあっては, 3,500
	円とし,一般職俸給表(一)の適用を受け
	る職員でその職務の級が9級以上であるも
	の及び教育職俸給表(一)の適用を受ける
	職員でその職務の級が6級であるもの(以
	下「般(一) 9級以上教職員等」とい
	う。)には支給しない。
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31	1人につき 10,000円
日までの間にある子	
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31	1人につき 6,500円

日までの間にある孫及び弟妹	ただし、般(一)8級教職員等にあって	
満 60 歳以上の父母及び祖父母	は,3,500円とし,般(一)9級以上教職	
重度心身障害者(終身労務に就けない程	員等には支給しない。	
度の者)		

3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合にお ける扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養 親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

【一部改正】 (18.1.1/19.4.1/20.1.1/29.4.1)

(地域手当)

- 第19条 地域手当は、別表第13に定める支給地域及びこれに相当するものとして学長が認めるものに勤務する教職員に支給する。
- 2 前項に定める教職員が、事業所を異にする異動した場合(当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)で、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(別表第13に定める支給割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。)が、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合(以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動後に在勤する地域が別表第13に定める支給地域に該当しないこととなるときは、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、異動に係る地域手当を支給する。
- 3 前項の規定は、国家公務員、検察官、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員、独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、特別職の国家公務員、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫の職員、退職手当法施行令第9条の2に規定する法人の職員及び国立大学法人の職員(以下「国等の職員」という。)で別表第13に定める地域に勤務した後に、人事交流により引き続き本学に採用された教職員に対して準用する。
- 4 地域手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- (1) 第1項に定める地域手当の額

俸給,扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に,別表第13に定める支給地域欄に掲げる区分に応じて,同表の支給割合欄に掲げる割合(第1項において学長が認めるものに勤務する職員にあっては,学長が認める割合)を乗じて得た額とする。

(2) 第2項(第3項において準用される場合を含む。) に定める異動に係る地域手当の 額

俸給,扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に,同項に定める異動前の支給割合 (異動の日後1年を経過する日の翌日以降の期間については,当該割合に100分の80 を乗じて得た割合とする。)を乗じて得た額とする。

【一部改正】(18.1.1/18.4.1/19.4.1/28.4.1/29.4.1)

(人事交流手当)

- 第19条の2 教職員が人事交流により採用となった場合において、当該採用につき、事業所間の距離(採用の日の前日に在勤していた事業所の所在地と当該採用の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事業所との間の距離(採用の直前の住居と当該採用の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として学長が定める場合を含む。)は、当該教職員には、当該採用の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該採用に係る事業所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の人事交流手当を支給する。ただし、当該採用に当たり、一定の期間内に当該採用の日の前日に在勤していた事業所への異動等が予定されている場合その他の人事交流手当を支給することが適当と認められない場合として学長が認める場合は、この限りでない。
 - (1) 300キロメートル以上 100分の10
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により人事交流手当を支給されることとなる教職員のうち、採用の日前3年間において同手当に相当する手当(人事交流相当手当という。以下この項において同じ。)を支給されていた教職員で、人事交流相当手当に係る支給割合(人事交流相当手当支給割合という。以下この項において同じ。)が前項に定める割合を上回る教職員の人事交流手当については、前項の規定にかかわらず、俸給、管理職手当及び扶養手当に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の人事交流手当を支給する。
- (1) 採用の日から、3年から人事交流相当手当を受けていた期間を減じた期間を経過する日までの期間 人事交流相当手当支給割合
- (2)採用の日から同日以後3年を経過するまでの期間(前号に掲げる期間を除く。) 前項の規定に準じた割合
- 3 前2項の規定により人事交流手当を支給されることとなる教職員が,前条の規定により地域手当を支給される教職員である場合における人事交流手当の支給割合は,前2項による人事交流手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において,前2項の規定による人事交流手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは,人事交流手当は,支給しない。

【一部改正】 (19.4.1追加/27.4.1)

第19条の3 削除

【一部改正】 (24.7.1追加/26.4.1)

(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給するものとし、手当の

月額は、同号に定める額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、第1号に該当する教職員で第2号にも該当する教職員については、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額を支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額 16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(本 学,他の法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している教職員を除く。)
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1 が17,000円を超えるときは,17,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅(本学、他の法人等及び国の機関から貸与された宿舎を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるもの。

第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額

【一部改正】 (21.12.1/R2.4.1)

(通勤手当)

- 第21条 通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である教職員又は2キロメートル未満で交通機関若しくは有料の道路(以下「交通機関等」という。)又は自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を利用又は使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で、次の各号のいずれかに該当する教職員(交通費が別途実費で支給される者は除く。)に支給する。
 - (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を 負担することを常例とする教職員
 - (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする教職員
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額 (1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を支給する。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間(第6項にいう支給単位期間をいう。以下同じ。)につき、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額で下記の区分に応じ、当該各号に定める額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの運賃相当額」という。)が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超え

るときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 (新幹線鉄道等以外の交通機関をいう。以下同じ。)通用期間が支給単位期間である定期券の価額
- イ 回数乗車券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通 機関等当該回数乗車券の通勤21回分(交代制勤務に従事する職員等にあっては、平 均一箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ,支給単位期間につき それぞれ次に定める額(国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業に関 する規則(以下「育児休業等規則」という。)第14条に規定する育児短時間勤務を する教職員(以下「育児短時間勤務教職員」という。)で平均1箇月当たりの通勤 所要回数が10回に満たない職員は,該当する額に100分の50を乗じて得た額)とす る。
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円
 - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円
 - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円
 - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円
 - ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円
 - コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円
 - サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円
 - シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円
 - ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円
- (3) 前項第3号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ,前2号に定める額 (一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えると きは,その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき,55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額),第1号に定める額又は前号 に定める額とする。
 - ア 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である教職員又は2キロメートル未満で交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である教職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員は第1号及び前号に定める額(第1号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手

当に係る支給単位期間のうち最も長い単位支給期間につき,55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- イ 一箇月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通 勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相 当額等」という。)が前号に定める額以上である職員(アに掲げる職員を除く。) は第1号に定める額とする。
- ウ 一箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である教職員(アに掲げる職員を除く。)は前号に定める額とする。
- 3 事業所を異にする異動,在勤する事業所の移転又は国等の職員からの人事交流等による採用(以下「異動等」という。)に伴い,所在する地域を異にする事業所に在勤することとなった教職員で,異動等の直前の住居(異動等の日以後に転居する場合には,新幹線鉄道等の特別急行列車,高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。)からの通勤のため,新幹線鉄道等を利用し,その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とし,新幹線鉄道等利用により通勤時間が30分以上短縮されるもので次の各号に掲げる場合の通勤手当の額は,前項の規定にかかわらず,次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ,当該各号に定める額とする。
- (1)新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、運賃等、時間、距離等、の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤経路及び方法により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当は,前項の規定による額とする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第4条に定める支給日(以下この項において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 5 通勤手当を支給される教職員につき、次に掲げる事由が生じた場合には、当該教職員 に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮した額を返納させるもの とする。
- (1)離職若しくは死亡した場合又は第1項の教職員たる要件を欠いた場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 休職, 育児休業, 介護休業, 専従許可又は停職の期間が2以上の月にわたることと

なる場合

- (4) 出張,休暇,欠勤その他の事由により,月の初日から末日までの全期間にわたって 通勤しないこととなる場合
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として次に掲 げる期間をいう。
- (1) 定期券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等,新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲で最も長いものに相当する期間(定年退職等に伴い最も経済的かつ合理的であると認められる期間がある場合はその期間)。ただし,新幹線鉄道等にかかる通勤手当を支給されている場合にあって,普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては,当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間とする。
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等,新幹線鉄道等は一箇月とする。
- (3) 自動車等に係る通勤手当にあっては、一箇月とする。

【一部改正】 (20.1.1/20.4.1/27.1.1/28.4.1)

(単身赴任手当)

- 第22条 単身赴任手当は、異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他これら教職員との権衡上必要があると認めた教職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が 100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次 の表に定める額を加算した額)とする。

交通距離	加算額
100km 以上 300km 未満	8,000円
300km 以上 500km 未満	16,000円
500km 以上 700km 未満	24,000 円
700km 以上 900km 未満	32,000 円
900km以上 1,100km 未満	40,000 円
1,100km 以上 1,300km 未満	46,000 円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上 2,000 km未満	58,000円
2,000 km以上 2,500 km未満	64,000 円
2,500 km以上	70,000 円

【一部改正】 (27.4.1/28.4.1)

(高所作業手当)

- 第23条 高所作業手当は,施設運営部職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で 営繕工事の監督に従事した場合に支給する。
- 2 高所作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円)とする。ただし、作業に従事した時間が3 時間55分未満のときは、それぞれの額に100分の60を乗じて得た額とする。

【一部改正】 (21.4.1)

(爆発物取扱等作業手当)

- 第24条 爆発物取扱等作業手当は、職員のうち、一般職俸給表の適用を受ける職員が直接 に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事した場合に支給する。
- 2 爆発物取扱等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、300円(作業に従事した時間が3時間55分未満のときは、180円)とする。

【一部改正】 (21.4.1)

(安全衛生管理手当)

- 第24条の2 安全衛生管理手当は、国立大学法人群馬大学教職員安全衛生管理規則別表第 2に掲げる衛生管理者、衛生工学衛生管理者及び産業医を命ぜられている教職員が、そ の業務に従事した場合に支給する。
- 2 安全衛生管理手当の月額は、次の各号に掲げる職務に応じた額とする。ただし、複数 の職務を兼ねている場合にあっては、最も上位の手当額とする。
- (1) 衛生管理者 3,000円
- (2) 衛生工学衛生管理者 3,000円
- (3) 産業医 10,000円

【一部改正】(19.4.1追加)

(死体処理手当)

- 第25条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業 に従事した日1日につき、同号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号 及び第2号の作業に従事した場合にあっては、第2号の作業に係る手当は支給しない。
 - (1) 医学部の解剖学,病理学又は法医学の教室に配置されている職員のうち,一般職俸 給表の適用を受ける職員が死体の処理作業に従事したとき 3,200円
 - (2)職員のうち、一般職俸給表の適用を受ける職員が教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき 1,000円

(放射線取扱手当)

- 第26条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。
- (1) 診療放射線技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられている者が、エックス線その他の

放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。

- (2) 前号のほか、学長が認める放射線管理区域内において行う業務に従事したとき。
- 2 放射線取扱手当の額は、前項各号に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

【一部改正】 (18.4.1)

(異常圧力内作業手当)

- 第27条 異常圧力内作業手当は、教職員が、高気圧治療室内において、高圧の下で診療又 は臨床実験の作業に従事した場合に支給する。
- 2 異常圧力内作業手当の額は、作業に従事した時間1時間につき、0.2メガパスカルまでは210円、0.3メガパスカルまでは560円、0.3メガパスカルを超えるときは1,000円とする。

(夜間診療手当)

- 第27条の2 夜間診療手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師又は歯科医師が、所定の労働時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において診療業務に従事した場合に支給する。
- 2 夜間診療手当の額は、前項の勤務1回につき、10,000円とする。

【一部改正】(19.4.1追加/25.4.1)

(夜間看護等手当)

- 第28条 夜間看護手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、その 勤務1回につき、同号に定める額とする。
- (1)助産師,看護師又は准看護師が,所定の労働時間による勤務の一部又は全部が深夜 において行われる次の区分に応じた看護等の業務に従事したとき。

労働時間が深夜の全部を含む勤務であるとき 7,300円

労働時間が深夜の3時間55分以上の勤務であるとき 3,550円

労働時間が深夜の2時間以上3時間55分未満の勤務であるとき 3,100円

労働時間が深夜の2時間未満の勤務であるとき 2.150円

- (2) 医療職俸給表の適用を受ける職員が、所定の労働時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき 1,620円
- 2 助産師,看護師又は准看護師(第21条第1項第2号の規定に該当し,同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における前項第1号の業務に係る手当額については,同項の規定にかかわらず,次の職員の区分に応じた額を加算した額とする。

通勤距離が片道2キロメートル以上5キロメートル未満の教職員 380円 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員 760円

通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員 1,140円

【一部改正】 (19.4.1/21.4.1/30.7.1)

(病理解剖待機手当)

- 第28条の2 病理解剖待機手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師が、週休日及び休日において、緊急の病理解剖に対応するため、自宅等に待機をした場合に支給する。
- 2 病理解剖待機手当の額は、待機をした日1日につき、2,900円とする。

【一部改正】(18.4.1追加/25.4.1)

(教員特殊業務手当)

- 第29条 教員特殊業務手当は、附属学校の教頭、主幹教諭、教諭又は養護教諭で、職務の級が教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の2級のものが、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。
 - (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
 - ア 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生 徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
 - イ 児童又は生徒の負傷,疾病等に伴う救急の業務
 - ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
 - (2) 修学旅行, 林間・臨海学校等(学校が計画し,かつ,実施するものに限る。) において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの
 - (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は労働時間等規則第10条の適用を受ける者が週休日若しくは休日(同規則第15条の規定により振り替えられた週休日又は休日を含む。以下この条において「週休日等」という。) に行うもの
 - (4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの
- (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの
- 2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の業務の区分に応じた額 とする。
- (1) 前項第1号アの業務 8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際に,心身に著しい 負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては,当該額にその100分の100に 相当する額を加算した額)
- (2) 前項第1号イ及びウの業務 7,500円
- (3)前項第2号及び第3号の業務 4,250円
- (4) 前項第4号の業務 3,000円
- (5) 前項第5号の業務 900円

【一部改正】 (20.4.1/21.4.1/25.4.1/29.1.1)

(教育実習等指導手当)

第30条 教育実習等指導手当は、附属学校の教頭、主幹教諭、教諭又は養護教諭が、共同教育学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認めた業務に従

事した場合に支給する。

2 教育実習等指導手当の額は、業務に従事した日1日につき、720円とする。

【一部改正】 (20.4.1/R2.4.1)

(教育業務連絡指導手当)

- 第31条 教育業務連絡指導手当は、附属学校の教諭のうち、小学校、中学校又は特別支援 学校に置かれる主任等で、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導 助言に当たるものでその職務が困難であるとして次の各号に掲げるものの職務を担当す る教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合に支給する。
 - (1) 小学校の教務主任, 学年主任, 研究主任及び教育実習主任
- (2) 中学校の教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任及び教育実習主任
- (3) 特別支援学校の教務主任, 部主任, 生徒指導主事, 進路指導主事, 研究主任及び教育実習主任
- 2 教育業務連絡指導手当の額は、業務に従事した日1日につき、200円とする。ただ し、主幹教諭手当の支給を受ける教職員には支給しない。

【一部改正】 (19.4.1/R3.4.1)

(入試手当)

- 第31条の2 入試手当は、教職員が大学入学共通テスト並びに各学部、各研究科及び専攻 科の入学試験における出題、査読、採点、本部要員、監督者、警備及び救護の業務に従 事した場合に支給する。
- 2 入試手当の額は、業務に従事した1事業年度につき10,000円(教員以外の職員にあっては5,000円)とし、学部一般入試の出題主任又は出題委員を担当した教員にあっては、次の各号に定める額を加算する。ただし、1事業年度において出題主任及び出題委員のいずれも担当した場合には、出題主任に係る額のみを加算する。
- (1) 出題主任 80,000円
- (2) 出題委員 50,000円

【一部改正】 (25.1.1追加/30.4.1/R2.12.1)

(分娩手当)

- 第31条の3 分娩手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師が分娩介助業務に 従事した場合に支給する。
- 2 分娩手当の額は、業務に従事した回数1回につき10,000円とする。

【一部改正】 (25.1.1追加)

(新生児担当医手当)

- 第31条の4 新生児担当医手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師が新生児 特定集中治療室において新生児医療の業務(入院時の処置に限る。)に従事した場合に 支給する。
- 2 新生児担当医手当の額は、担当した新生児1人につき、10,000円とする。ただし、新

生児1人を複数の医師が担当したときは、主治医にあっては10,000円、その他の医師にあっては5,000円とする。

【一部改正】(25.1.1追加)

(夜間等緊急診療手当)

- 第31条の5 夜間等緊急診療手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師又は歯科医師のうち、労働時間等規則第11条又は同規則第12条の適用を受ける者が、月曜日から金曜日までのいずれかの日において、労働時間等規則第5条第1項第2号に掲げる時間から当該日の翌日における同条同項第1号に掲げる時間までの間又は同規則第13条に規定する週休日若しくは同規則第14条に規定する休日に次に掲げる業務に従事した場合に支給する。
 - (1) 緊急手術
- (2) 緊急血管造影検査
- (3) 緊急内視鏡検査
- 2 夜間等緊急診療手当の額は、前項第1号から第3号までに掲げる業務に従事した回数 1回につき10,000円とする。

【一部改正】 (25.1.1追加)

(臨床検査技師・臨床工学技士待機手当)

- 第31条の6 臨床検査技師・臨床工学技士待機手当は、医学部附属病院において業務に従事する臨床検査技師のうち輸血部に所属する者又は臨床工学技士が、労働時間等規則第4条第2項又は同規則第9条第2項の規定により定める労働時間以外の時間又は労働時間等規則第14条に規定する休日において、救急患者等への対応のため自宅等に待機を命じられたときに支給する。
- 2 待機手当の額は、待機をした日1日につき、2,900円とする。

【一部改正】(25.1.1追加)

(手術室勤務看護師手当)

- 第31条の7 手術室勤務看護師手当は、医学部附属病院において業務に従事する助産師、 看護師又は准看護師が手術室において行う業務に従事した場合に支給する。
- 2 手術室勤務看護師手当の額は、業務に従事した月1月につき、10,000円とする。

【一部改正】 (26.4.1追加)

(結核病床担当看護師手当)

- 第31条の8 結核病床担当看護師手当は、医学部附属病院において業務に従事する看護師 又は准看護師が結核の患者を入院させるための病床において行う業務に従事した場合に 支給する。
- 2 結核病床担当看護師手当の額は、業務に従事した月1月につき、8,500円とする。

【一部改正】 (26.4.1追加)

(防疫等作業手当)

- 第31条の9 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに学長がこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている教職員のうち教育職俸給表(一)の適用を受ける教職員以外の教職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した場合に支給する。
- 2 防疫等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、290円とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず,第14条の規定により俸給の調整額を受ける教職員には, 防疫等作業手当は支給しない。

【一部改正】 (26.4.1追加)

(学校医手当)

- 第31条の10 学校医手当は、医学部附属病院において業務に従事する医師又は歯科医師 が、本学において学校医の業務に従事した場合に支給する。
- 2 学校医手当の額は、業務に従事した時間1時間につき、2,690円とする。

【一部改正】 (26.4.1追加)

(教員養成実地指導講師手当)

- 第31条の11 教員養成実地指導講師手当は、附属学校教員が、共同教育学部において教員 養成実地指導講師の業務に従事した場合に支給する。
- 2 教員養成実地指導講師手当の額は,業務に従事した時間1時間につき,2,690円とする。

【一部改正】 (26.4.1追加/R2.4.1)

(専門看護師等手当)

- 第31条の12 専門看護師等手当は、医学部附属病院に所属する職員のうち、公益社団法人 日本看護協会による専門看護師又は認定看護師の認定を受けている者で、当該認定に係 る看護分野の業務に従事した場合に支給する。
- 2 専門看護師等手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、業務に従事した月 1月につき、当該各号に定める額を支給する。
- (1) 専門看護師の認定を受けている職員 6,000円
- (2) 認定看護師の認定を受けている職員 3,000円
- 3 前項各号のいずれにも該当する場合は、専門看護師に係る専門看護師等手当のみを支 給する。

【一部改正】(29.4.1追加)

(救命救急看護手当)

第31条の13 救命救急看護手当は、医学部附属病院において業務に従事する看護師が救

命・総合医療センター救急部門において行う業務に従事した場合に支給する。

2 救命救急看護手当の額は、業務に従事した回数1回につき、500円とする。

【一部改正】 (31.4.1追加)

(超過勤務手当)

- 第32条 教職員(管理職手当の支給を受ける教職員を除く。)に労働時間等規則第4条に規定する正規の労働時間を超えて勤務させた場合は、正規の労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額(以下「通常の給与額」という。)に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給しなければならない。ただし、1箇月について60時間を超えた場合には、その超えた全時間に対して、通常の給与額に100分の150(その勤務が深夜である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
 - (1) 正規の労働時間が割り振られた日(休日給を支給する日を除く。)

における勤務

100分の125

- (2) 前号に掲げる勤務が深夜である場合 100分の150
- (3) 第1号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- (4) 前号に掲げる勤務が深夜である場合 100分の160

【一部改正】 (22.4.1)

(休日給)

第33条 教職員(休日に当然勤務することになっている交替制勤務者を含む。)に労働時間等規則第14条に規定する休日に勤務させた場合は,正規の労働時間中に勤務した全時間に対して,勤務1時間につき,通常の給与額の100分の135を休日給として支給する。なお,交替制勤務者で休日が同規則第13条に規定する週休日に重なったときは,休日の直後の勤務日等(直後の勤務日等が,休日に当たるときはその日の直後の勤務日等)に支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

【一部改正】 (22.4.1/23.4.1)

(夜勤手当)

- 第34条 教職員に正規の労働時間として深夜に勤務させた場合は、その深夜に勤務した全時間に対して、労働時間1時間につき、通常の給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。
- 2 前項の勤務の中に前条に規定する休日がある場合は、休日給と夜勤手当を併給する。

【一部改正】 (17.4.1)

(給与の減額)

- 第35条 教職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合 を除き、通常の給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
- 2 前項の規定により減額すべき給与額は、翌月の給与の支給日において支給されるべき 給与から差し引くものとする。ただし、減額すべき給与額が、支給されるべき給与の4

分の1を超えるときは、その超える部分は、その翌月以降支給されるべき給与から順次 差し引くものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員が一の負傷又は疾病による病気休暇等(次に掲げる場合における病気休暇(以下「生理休暇等」という。)以外の病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置をいう。以下同じ。)により、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇等の日(1回の勤務に割り振られた労働時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。)につき、俸給の半額を減ずる。
- (1) 生理日における勤務が著しく困難であるとして女性教職員から請求があった場合
- (2)業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
- (3) 国立大学法人群馬大学教職員安全衛生管理規則第24条第2項又は第25条第8項の規定により労働時間の短縮等の措置を受けた場合
- (4)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の規定に基づく休業又は労働時間の短縮の措置を受けた場合
- 4 前項の勤務しない期間には、1日の労働時間の一部を病気休暇等により勤務しない日のほか、当該療養期間中の週休日(労働時間等規則第13条に規定する週休日をいう。以下同じ。)、同規則第14条に規定する休日等その他の勤務しない日(1日の労働時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日を除く。)が含まれるものとする。
- 5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続く勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。
- 6 前2項の規定の適用については、次に掲げる期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。
- (1) 生理休暇等の期間(生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日,休 日等その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。)
- (2) 引き続き勤務しない期間が8日以上の期間(当該期間における週休日及び休日等以外の日の日数が4日以上である期間に限る。)にわたる教職員(本規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる教職員を含む。)が、引き続く勤務しない期間の末日の翌日から労働時間規則第31条第2項に規定する実労働日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続く勤務しない期間の末日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間

【一部改正】 (23.4.1/27.4.1)

(端数計算)

第36条 第32条から第34条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当,休日給又は夜勤手当の額及び第35条の規定により減額する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において,その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て,50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第37条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り 捨てるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第38条 第32条から第35条第1項までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、これに対する地域手当及び人事交流手当、管理職手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日(365日から週休日及び休日を除いた日をいう。以下同じ。)に7.75を乗じたもので除して得た額とする。
- 2 第32条及び第33条に規定する勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、教員特殊業務手当(第29条第1項第1号に規定する業務に限る)、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、分娩手当、新生児担当医手当、手術室勤務看護師手当、結核病床担当看護師手当、防疫等作業手当、学校医手当、教員養成実地指導講師手当、専門看護師等手当又は救命救急看護手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあっては、その額を7.75で除した額)を、前項の規定により算出した額に加算した額とする。

【一部改正】 (18.4.1/19.4.1/21.4.1/25.1.1/26.4.1/29.1.1/29.4.1/31.4.1)

(宿日直手当)

- 第39条 宿日直手当は、労働時間等規則第22条の規定により、次の各号に掲げる宿直又は 日直勤務を命ぜられた教職員に支給するものとし、手当の額は、その勤務1回につき、 同号に定める額とする。
 - (1) 施設,設備,備品,書類等の保全,外部との連絡,文書の収受及び施設内の監視を 目的とする勤務 6,100円
 - (2) 医学部附属病院における次に掲げる勤務
 - ア 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の勤務 21,000円 イ 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための臨床 工学技士の勤務 6,100円
- 2 前項の勤務は, 第32条から第34条までの勤務には含まれないものとする。

【一部改正】 (29.4.1/31.1.1)

(期末手当)

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に それぞれ在職する教職員(これらの基準日前1箇月以内に離職(解雇は就業規則第13条 第1号及び同規則第14条の規定による解雇に限る。以下同じ。)し、又は死亡した教職 員を含む。以下同じ。)に対して、それぞれ第4条第4項で定める日に支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在及び基準日前1箇月以内に離職又は死亡した 日現在において教職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域 手当及び人事交流手当の月額の合計額に、第6項に定める教職員にあっては、第4項に 定める役職段階別加算額を加算した額(第8項に定める教職員にあっては、その額に第 7項に定める管理職加算額を加算した額)を基礎として、次項に定める基準日に応じた その者の支給割合(以下「期別支給割合」という。)を乗じて得た額に、その者の在職 期間に応じた支給割合(以下「在職期間別支給割合」という。)を乗じて得た額とす る。
- 3 期別支給割合及び在職期間別割合は、次のとおりとする。
 - ① 期別支給割合

基準日一般の教職員特定幹部教職員再雇用教職員6月1日100分の120100分の100100分の67.512月1日100分の120100分の100100分の67.5

② 在職期間別支給割合

在職期間 割合

6 箇月 100 分の 100 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

3 箇月未満 100 分の 30

- 4 役職段階別加算額は、俸給並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合 計額に第6項に定める教職員に応じた加算割合を乗じて得た額とする。
- 5 第2項及び前項に定める地域手当及び人事交流手当の月額に1円未満の端数があると きは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当及び人事交流手当の月額とする。
- 6 役職段階別加算額の加算対象教職員及び加算割合は、次のとおりとする。
 - ① 一般職俸給表適用者

俸給表	加算対象職員	加算割合
一般職 (一)	8級以上の職員	100 分の 20
	7級・6級の職員	100 分の 15
	5級・4級の職員	100 分の 10
	3級の職員	100 分の 5
一般職 (二)	5級の職員	100 分の 10

4級・3級(学長が認める職員に限る。)の職員 100分の5

② 教育職俸給表適用者

俸給表加算対象職員加算割合教育職(一)6級の教員100分の205級の教員100分の154級及び3級の教員100分の10

2級の教員

(学長が認める教員に限る。) 100 分の 5

1級の教員

(学長が認める教員に限る。) 100 分の 5

教育職 (二)

4級の教員

100 分の 15

教育職 (三)

3級の教員

100分の10

2級

(学長が認める教員に限る。) の教員 100 分の 5 (学長が認める 教員にあっては 100 分の 10)

③ 医療職俸給表適用者

加算対象職員

加算割合

俸給表 医療職(一)

6級以上の職員

100分の15

5級の職員

100分の10

4級・3級・2級(学長が認める職員に限る。)の職員 100分の5

医療職(二)

6級以上の職員

100 分の 15

5級・4級の職員

100 分の 10

3級・2級(学長が認める職員に限る。)の職員 100分の5

7 管理職加算額は、俸給月額に次項に定める教職員に応じた加算割合を乗じて得た額と する。

8 管理職加算額の加算対象教職員及び加算割合は、次のとおりとする。

① 一般職俸給表適用者

職務の級

管理職手当の区分

加算率

一般職(一)7級以上

I種の職員

100分の25

Ⅱ種の職員

100分の15

Ⅲ種の職員

100分の10

② 教育職俸給表適用者

職務の級

管理職手当の区分

加算率

教育職(一)5級以上

Ⅱ種の教員

100分の15

Ⅲ種の教員

100分の10

③ 医療職俸給表適用者

職務の級

管理職手当の区分

加算率

医療職(一)7級以上

Ⅱ種の職員

100 分の 15

医療職(二)6級以上 Ⅱ種

Ⅱ種の職員Ⅲ種の職員

100 分の 15 100 分の 10

- 9 第2項に規定する基礎となる俸給等の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 俸給の半額が減ぜられている場合の算定の基礎となる俸給は、半減後の額による。
- (2) 欠勤, 育児休業等規則第19条に規定する育児時間(以下「育児時間」という。) 及び育児休業等規則第31条に規定する介護休業に係る部分休業(以下「介護部分休業」という。)若しくは介護休業又は懲戒減給処分により給与が減額されている場合は,減額されていない俸給による。
- (3) 育児短時間勤務教職員の俸給等の額は、育児休業等規則第18条第2項の規定にかかわらず育児休業等規則第14条の規定により定められたその者の労働時間を労働時間等規則第4条第1項に規定する労働時間で除して得た数を乗じる前の額とする。
- (4) 休職者の場合には、第2項に規定する式により得た額に休職給率を乗じて得た額とする。

- 10 第2項に規定する在職期間は、教職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内に次に掲げる者から教職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、直前に属していた機関が退職手当及び期末手当を支給しない場合においては、期間に算入する。
 - (1) 本学以外の国立大学法人の職員
 - (2) 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員
 - (3) 検察官
 - (4) 国家公務員
 - (5)独立行政法人(行政執行法人を除く)の職員
 - (6) 日本郵政公社の職員
 - (7) 地方公務員
 - (8)公庫・公団等(公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫,退職手当 法施行令第9条の2に規定する法人)の職員
- 11 基準日にそれぞれ在職する教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は,第1項の 規定にかかわらず,期末手当は支給しない。
 - (1)無給休職者(就業規則第17条第1項第1号,第4号又は第5号の規定により休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていないものをいう。)
 - (2) 刑事休職者(就業規則第17条第1項第2号の規定により休職にされている教職員をいう。)
 - (3) 停職者(就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされている教職員をいう。)
 - (4) 育児休業者(育児休業等規則第4条の規定により育児休業をしている教職員(基準 日以前に勤務した期間がある教職員を除く。)をいう。)
 - (5)介護休業者(育児休業等規則第23条の規定により介護休業をしている教職員(基準 日以前に勤務した期間がある教職員を除く。)をいう。)
 - (6) 自己啓発等休業教職員(国立大学法人群馬大学教職員自己啓発等休業に関する規則 (以下「自己啓発等休業規則」という。)の規定により自己啓発等休業をしている 者をいう。)
- 12 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準 日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手 当)は支給しない。
 - (1) 基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第45条の規定により懲戒解雇又は論旨解雇された教職員
 - (2) 基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第13条第2号及び第3号の規定により解雇された教職員
 - (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した教職員(前2 号に掲げる者を除く。)で、離職した日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑 に処せられたもの
 - (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮

以上の刑に処せられたもの

13 期末手当を一時差し止めとすることが適当と認められる事由のある教職員については、これを一時差し止めとする。

【一部改正】 (17.4.1/18.1.1/18.4.1/19.4.1/20.4.1/21.12.1/22.4.1/22.12.1/25.1.1/27.4.1/R1.6.18/R4.4.1)

(勤勉手当)

- 第41条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第4条第4項で定める日に支給する。
- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在及び基準日前1箇月以内に離職又は死亡した 日現在において教職員が受けるべき俸給並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当 の月額の合計額に、役職段階別加算額(管理職加算額の加算対象教職員にあっては、そ の額に管理職加算額を加算した額)を加算した額を基礎として、次項に定める勤務期間 に応じた割合を乗じて得た額に、別に定める教職員の勤務成績による割合を乗じて得た 額とする。

この場合において, 勤勉手当の支給を受けるべき教職員の勤勉手当の総額は, 勤勉手 当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日 (離職又は死亡した教職員にあっては, 離職 又は死亡した日現在) において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手 当, 人事交流手当の月額の合計額を加算した額に次の各号に掲げる教職員の区分の割合 を乗じて得た額の範囲内とする。

- (1) 一般の教職員100分の95
- (2) 特定幹部教職員100分の115
- (3) 再雇用教職員100分の45
- 3 勤務期間割合は、次のとおりとする。

勤務期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 簡月以上1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	0

- 4 役職段階別加算及び管理職加算の対象教職員並びに加算額及び第2項に規定する地域 手当及び人事交流手当の月額の算定方法は、期末手当と同様とする。
- 5 前条第9項第1号, 第2号及び第3号並びに同条第10項から第13項までの規定は, 勤 勉手当の支給に準用する。

【一部改正】 (18.1.1/18.4.1/19.4.1/21.12.1/22.4.1/22.12.1/R1.6.18/R4.4.1)

(再雇用教職員についての適用除外)

第41条の2 再雇用教職員には,第3条第2号に定める諸手当のうち,初任給調整手当, 未来先端研究担当手当,扶養手当,住居手当,義務教育等教員特別手当は支給しない。

【一部改正】 (18.4.1追加/19.4.1/24.7.1/26.4.1/27.4.1/R2.1.1)

(義務教育等教員特別手当)

第42条 附属学校の教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、16,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸 の別に応じて、別表第14に掲げる額とする。
- 3 義務教育等教員特別手当は、教職員の給与が第35条第3項の規定により俸給の半減が 行われる場合であっても半減されない。

【一部改正】 (19.4.1/21.4.1)

(主幹教諭手当)

- 第42条の2 附属学校教員のうち、小学校、中学校又は特別支援学校に置かれる主幹教諭で、校長を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる者に主幹教諭手当を支給する。
- 2 主幹教諭手当の月額は、10,000円とする。

【一部改正】 (20.4.1/R3.4.1)

(本府省業務調整手当)

- 第42条の3 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員が、文部科学省内の内部部局及び本省に置かれる職の業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。
- 2 本府省業務調整手当の月額は、41,800円を超えない範囲内で、職務の級及び職員の区分に応じて、別表第15に掲げる額とする。

【一部改正】(21.4.1追加)

(附属幼稚園教員調整手当)

- 第42条の4 附属幼稚園教調整手当は教育職俸給表(三)の適用を受ける者のうち附属幼稚園に勤務する者について人材確保の必要性等、その特殊性に基づき支給する。
- 2 附属幼稚園教員手当の月額は、9,000円とする。

【一部改正】 (R4.4.1追加)

(看護職員調整手当)

- 第42条の5 看護職員調整手当は医療職俸給表(二)の適用を受ける者のうち医学部附属 病院に勤務する者について人材確保の必要性等,その特殊性に基づき支給する。
- 2 看護職員手当の月額は,4,000円とする。

【一部改正】 (R4.4.1追加)

(教職調整額)

- 第43条 附属学校の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給する。
- 2 教職調整額は、教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の適用を受ける者のうち その属する職務の級がこれらの俸給表の1級又は2級である者には、その者の俸給月額 の100分の4に相当する額を支給する。
- 3 教職調整額には、超過勤務手当及び休日給を含むものとする。
- 4 教職調整額は、教職員の給与が第35条第1項の規定により給与の減額が行われる場合であっても減額されない。

(休職者の給与)

- 第44条 教職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第14条又は第22条の2の規定による休業補償給付又は休業給付を受けるときは、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 教職員が前項以外の傷病に該当して休職にされたときは、その休職期間が1年(結核性疾病にあっては2年)に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 教職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、人事交流手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 教職員が調査・研究等又は災害により休職にされたときは、その休職期間中、俸給、 扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内 を支給することができる。ただし、災害により休職にされたときで、当該休職が業務上 の災害又は通勤による災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができ る。この場合において、第1項ただし書を準用する。
- 5 教職員が前4項以外の事由により休職にされたときは、その休職期間中、必要に応じて、俸給、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 第2項,第4項又は前項に規定する教職員が,当該各項に規定する期間内で第40条に 規定する基準日前1箇月以内に離職し,又は死亡したときは,同条を準用し,期末手当 を支給することができる。
- 7 休職にされた教職員には、他の規則等に別段の定めがない限り、前各項に定める給与 を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

8 就業規則第18条第3項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

【一部改正】 (18.4.1/19.4.1/24.1.1/27.4.1)

(育児休業等取得者の給与)

第45条 育児休業等規則により,育児休業,育児短時間勤務,育児時間,介護休業又は介護部分休業をする教職員の給与については,同規則に定めるところによる。

【一部改正】 (18.4.1/20.4.1)

(自己啓発等休業取得者の給与)

第46条 自己啓発等休業規則により、自己啓発等休業をする教職員の給与については、同 規則に定めるところによる。

【一部改正】 (20.4.1)

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により本学の教職員となった者(以下「承継教職員」という。)の本学の成立の日の前日に受けていた給与については、特に支給要件に変更がない限り、この規則の規定により決定されたものとする。
- 3 承継教職員のうち、本学の成立の日の前日において、給与法第6条に規定する指定職 俸給表の適用を受けていた者については、その適用を受けるべき職務に従事している間 は、国立大学法人群馬大学役員報酬規則を準用する。
- 4 本学の成立の日前において、承継職員が給与の支払いを預金又は貯金への振込みとしていた申出は、第5条第2項に規定する申出とみなす。
- 5 本学の成立の日前の群馬大学の教職員としての在職期間は、本学の教職員として在職 したものとみなしてこの規則を適用する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第17条、第18条、第40条、第41条、別表第1から第7まで、別表第9及び第10の規定については、平成17年12月1日から適用する。

附則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の 受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(平成24年7月1日以降において

- は、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。))に達しないこととなる教職員には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を加算した額をその者の俸給月額として支給する。
- 3 この規則施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)で、同項の規定による俸給月額を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて俸給月額を支給する。
- 4 平成22年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条中「別表第 13」とあるのは、「附則別表第1」とする。
- 5 この規則施行の際,現に改正前の規則第19条第2項の規定の適用を受けている教職員にあっては,なお従前の例による。
- 6 平成18年4月1日に採用される教職員のうち、部内他の教職員との均衡上必要がある と認められるときは、第19条の規定を適用する場合、改正前の規則第19条の規定を適用 するものとする。
- 7 この規則施行日後に採用される教職員のうち、部内他の教職員との均衡上必要がある と認められるときは、この規則施行日の前日に在職していたものとみなし、第2項の規 定に準じて俸給月額を支給する。
- 8 第14条の規定による俸給の調整額の適用を受ける教職員(以下「俸給の調整額適用教職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額(平成18年3月31日にその者に適用されていた調整基本額(平成21年12月1日以降においては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額)又はこれに相当するものとして学長が認める額をいう。)に達しないこととなる教職員には、改正後の第14条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を俸給の調整額として支給する。
- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

【一部改正】(19.4.1/21.12.1/22.12.1/24.7.1)

附則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第15条の規定による管理職手当の適用を受ける教職員(以下「管理職手当適用教職員」という。)のうち、その者に係る管理職手当の月額が経過措置基準額(平成19年3月31日にその者が受けていた管理職手当の月額(平成22年12月1日以降においては、当該管理職手当の月額に100分の99.59を乗じて得た額)又はこれに相当するものとして学長が認める額をいう。)に達しないこととなる教職員には、改正後の第15条の規定による管理職手当の月額(平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられ

て支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)のほか、その差額に相当する額(平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

【一部改正】 (20.4.1/21.12.1/22.12.1)

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条別表第11については、 平成20年4月1日から適用する。
- 2 平成22年3月31までの間における第42条の3の規定の適用については、同条中「別表 第15」とあるのは、「附則別表第2」とする。

附則

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当の第40条第3項に規定する支給割合は、同条同項の 規定にかかわらず、以下のとおりとする。

期別支給割合

基準日一般の教職員特定幹部教職員再雇用教職員6月1日100分の125100分の110100分の70

- 3 平成21年6月に支給する勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各 号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
- (1) 一般の教職員 100分の95
- (2) 特定幹部教職員 100分の115
- (3) 再雇用教職員 100分の40

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第32条については、平成22年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、附則第8項及び第14項の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の期別支給割合は,第40条第3項の規定にかかわらず,以下のとおりとする。

期別支給割合

基準日 一般の教職員 特定幹部教職員

12月1日 100分の135 100分の115

- 3 平成22年12月に支給する勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各 号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
- (1) 一般の教職員 100分の65
- (2) 特定幹部教職員 100分の85
- (3) 再雇用教職員 100分の30
- 4 平成30年3月31日までの間、再雇用教職員以外の教職員(一般職俸給表(一), 医療職俸給表(一) 若しくは医療職俸給表(二)の適用を受ける教職員のうち職務の級が6級以上の者,教育職俸給表(一)の適用を受ける教職員のうち職務の級が5級以上の者又は教育職俸給表(三)の適用を受ける教職員のうち職務の級が4級以上の者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定教職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1)俸給月額 当該特定教職員の俸給月額(当該特定教職員が第35条第3項又は第5項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定教職員が同条同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。)に達しない場合(以下この項及び附則第6項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定教職員の俸給月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び附則第6項において「俸給月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じ

て得た額(最低号俸に達しない場合にあっては,俸給月額減額基礎額に対する地域 手当の月額)

- (3) 人事交流手当 当該特定教職員の俸給月額に対する人事交流手当の月額に100分の 1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては,俸給月額減額基礎額に対 する人事交流手当の月額)
- (4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額並 びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額(第40条第4項の規定 の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同条第6項に規定 する加算割合を乗じて得た額(同条第7項の規定の適用を受ける教職員(以下この 号において「管理監督教職員」という。)にあっては、その額に、俸給月額に同条 第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該 特定教職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する期別支給割合を乗じ て得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項に規定する在職期間 別支給割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場 合にあっては,それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給 月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額(第 40条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に 同条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額(管理監督教職員にあっては、その 額に、俸給月額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を 加算した額)に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定す る期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同 項に規定する在職期間別支給割合に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額並 びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額(第41条第4項に規定 する役職段階別加算の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該 合計額に第40条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額(管理監督教職員にあっ ては、その額に、俸給月額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算 した額)を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額対象額」という。)に 当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第41条第2項前段に規定する割合を乗 じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、そ れぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並 びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の合計額(第41条第4項に規定する役 職段階別加算の規定の適用を受ける教職員にあっては,当該合計額に,当該合計額 に第40条第6項に規定する加算割合を乗じて得た額(管理監督教職員にあっては、 その額に、俸給月額減額基礎額に同条第8項に規定する加算割合を乗じて得た額を 加算した額)を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額基礎額」とい う。)に当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第41条第2項前段に規定する 割合を乗じて得た額)
- (6) 第44条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用 される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 第44条第1項 前各号に定める額
- ロ 第44条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第44条第3項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定 教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 二 第44条第4項及び第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定より 当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第44条第6項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第4項又は 第5項の規定により給与の支給を受ける教職員にあっては、同号に定める額に、 同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)
- 5 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員と なった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項 は、当分の間、学長の認めるところによる。
- 6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第32条から第35条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第38条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日(365日から週休日及び休日を除いた日)に7.75を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日(365日から週休日及び休日を除いた日)に7.75を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 7 附則第4項の規定が適用される間,第41条第2項後段に定める額は,同項の規定にかかわらず,同項の規定により算出した額から,附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975 (特定幹部教職員にあっては,100分の1.275)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては,勤勉手当減額基礎額に100分の65 (特定幹部教職員にあっては,100分の85)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
- 8 前項に規定する額の算出は、平成23年4月1日以降においては、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.0125」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.3125」、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」、「100分の85」とあるのは「100分の87.5」と読み替えるものとする。
- 9 前項の規定にかかわらず,第7項に規定する額の算出は,平成26年12月1日においては,「100分の0.975」とあるのは「100分の1.2375」,「100分の1.275」とあるのは「100分の1.5375」,「100分の65」とあるのは「100分の82.5」,「100分の85」とあるのは「100分の102.5」と読み替えるものとする。
- 10 前項の規定にかかわらず,第7項に規定する額の算出は,平成27年12月1日においては,「100分の0.975」とあるのは「100分の1.275」,「100分の1.275」とあるのは「100分の1.575」,「100分の65」とあるのは「100分の85」,「100分の85」とあるのは「100分の105」と読み替えるものとする。
- 11 前項の規定にかかわらず、第7項に規定する額の算出は、平成28年12月1日において

- は、「100分の0.975」とあるのは「100分の1.35」、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.65」、「100分の65」とあるのは「100分の90」、「100分の85」とあるのは「100分の110」と読み替えるものとする。
- 12 前項の規定にかかわらず,第7項に規定する額の算出は,平成29年12月1日においては,「100分の0.975」とあるのは「100分の1.6875」,「100分の1.275」とあるのは「100分の1.9875」,「100分の65」とあるのは「100分の112.5」,「100分の85」とあるのは「100分の132.5」と読み替えるものとする。
- 13 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する附則第4項の規定の適用については、同項中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「平成22年12月1日後」とする。
- 14 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第15条 第2項に規定する管理職手当の額は、同条同項の規定にかかわらず、同条同項の月額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 15 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員のうち、平成22年1月1日において第 11条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があるとして学長が 認める者の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

【一部改正】 (24.1.1/27.4.1/28.4.1)

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の目から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)に おいては、俸給月額(平成18年4月1日施行の附則2項の規定により俸給月額に加算される額を含み、当該教職員が第35条第3項及び第4項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額(同附則第2項の規定により俸給月額に加算される額を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該教職員に適用される次に掲げる俸給表及び職務の級の区分に応じそれぞれに定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表 職務の級 割合

一般職俸給表(一) 2級以下 100分の4.77

3級から6級まで 100分の7.77

	7級以上	100 分の 9.77
一般職俸給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100 分の 7.77
教育職俸給表(一)	2級以下	100 分の 4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100 分の 9.77
教育職俸給表(二)	2級以下	100 分の 4.77
	3級以上	100分の7.77
教育職俸給表 (三)	2級以下	100 分の 4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職俸給表(一)	2級以下	100 分の 4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8 級	100 分の 9.77
医療職俸給表 (二)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100 分の 7.77
	7 級	100分の 9.77

- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の 額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 管理職手当 当該教職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 人事交流手当 当該教職員の俸給月額に対する人事交流手当の月額に当該教職員の 支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する人事交流手当の月 額に100分の10を乗じて得た額
- (4) 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (5) 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当の額に,100分の9.77を乗じて得た額
- (6) 第44条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該教職員に適用される次のアからオまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからオまでに定める額
 - ア 第44条第1項 前項及び前各号に定める額
 - イ 第44条第2項 前項及び第2号から第4号までに定める額に100の80を乗じて得 た額
 - ウ 第44条第3項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第3項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 第44条第4項又は第5項 前項及び第2号から第4号までに定める額に、同条第4項又は第5項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - オ 第44条第6項 第4号に定める額に同条第2項,第4項又は第5項の規定により 当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、第32条から第35条第1項までに規定する勤務1時間当たりの給

与額(同規則第32条の規定により読み替えられるものを含む。)は、第38条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び人事交流手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日に7.75を乗じたもので除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額及び管理職手当の月額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日に7.75を乗じたもので除して得た額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 5 特例期間においては、平成22年12月1日施行の附則第4項の規定の適用を受ける教職 員に対する第2項、第3項第2号から第6号まで及び第4項の規定の適用については、 第1項中「,俸給月額に」とあるのは「,俸給月額から平成22年12月1日施行の附則第 4項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「俸給月額に対 する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年12月 1日施行の附則第4項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中 「俸給月額に対する人事交流手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する人事交流手当 の月額から平成22年12月1日施行の附則第4項第3号に定める額に相当する額を減じた 額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年12月1 日施行の附則第4項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤 勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年12月1日施行の附則第4項第5号 に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号ア中「前項及び前各号」とあるの は「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ及びエ中「前項及 び第2号から第4号まで」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第 2号から第4号まで」と、同号ウ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5 項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号オ中「第4号」 とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第4号」と、第4項中「除して得た額 に」とあるのは「除して得た額から平成22年12月1日施行の附則第6項の規定により給 与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 第19条の3の適用期間は特例期間とする。
- 8 特例期間においては、平成22年12月1日施行の附則第4項の規定の適用を受ける教職員に対する第19条の3の規定の適用については、同条第2項中「、俸給月額(」とあるのは「、俸給月額(平成22年12月1日施行の附則第4項第1号に定める額に相当する額を減じた額とし、」とする。
- 9 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員のうち当該教職員の平成19年1月1日, 平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成24年7月1日における号俸は,この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては,2号俸)上位の号俸とする。

- 10 平成25年4月1日において平成18年4月1日施行の附則第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して学長が定める年齢に満たない教職員のうち当該教職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 11 平成26年4月1日において平成18年4月1日施行の附則第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して学長が定める年齢に満たない教職員のうち当該教職員の調整考慮事項並びに平成24年7月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

附則

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第31条の2の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の2及び第11条の規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第12項及び第13項の規定は、平成27年3月11日から施行する。
- 2 この規則施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適 用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達

しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除 く。)について、同項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認 められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について,雇用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて俸給を支給する。
- 5 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する第40条第7項(第41条第4項に おいて準用する場合を含む。)の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは「俸 給月額と平成27年4月1日施行附則第2項から第4項までの規定による俸給の額との合 計額」とする。
- 6 施行日から平成28年3月31日までの間(以下「保障期間」という。)における第19条 の規定の適用については、同条中「別表第13」とあるのは、「附則別表第1」とする。
- 7 この規則施行の際,現に第19条第2項及び第3項の規定の適用を受けている教職員に あっては,なお従前の例による。
- 8 施行日以降に採用される教職員について,前項の規定の適用を受ける教職員との均衡 上必要があると認められるときは,前項の規定に準ずる。
- 9 施行日から平成28年3月31日までの間に教職員が人事交流により採用となった場合に おける当該教職員に対する当該採用に係る人事交流手当の支給に関する第19条の2第1 項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、 同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
- 10 施行日前に教職員が人事交流により採用となった場合における当該教職員に対する当該採用に係る人事交流手当の支給に関する第19条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
- 11 保障期間における第22条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。
- 12 平成26年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
- (1) 一般の教職員 100分の82.5
- (2) 特定幹部教職員 100分の102.5
- (3) 再雇用教職員 100分の37.5
- 13 前項の規定は、平成26年12月1日に在職している教職員のうち、前項の施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第9項及び第10項の規定

は、平成28年3月2日から施行する。

- 2 この規則施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き教育職俸給表 (二)又は教育職俸給表(三)の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が、 同日において附則別表に定める俸給表のその者の受けている級及び号俸に対応する俸給 月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、 その差額に相当する額(平成22年12月1日施行の附則第4項の規定により給与が減ぜら れて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給とし て支給する。
- 3 施行日の前日から引き続き教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の適用を受けることとなった教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて俸給を支給する。
- 5 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する第40条第7項(第41条第4項に おいて準用する場合を含む。)及び第43条第2項の規定の適用については、「俸給月 額」とあるのは「俸給月額と平成28年4月1日施行附則第2項から第4項までの規定に よる俸給の額との合計額」とする。
- 6 平成27年4月1日から平成28年3月31日までにおける第19条の規定の適用について は、同条中「別表第13」とあるのは、「附則別表第1」とする。
- 7 この規則施行の際,現に第19条の規定の適用を受けている教職員にあっては,なお従前の例による。
- 8 施行日以降に採用される教職員について,前項の規定の適用を受ける教職員との均衡 上必要があると認められるときは,前項の規定に準ずる。
- 9 平成27年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同 条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
- (1) 一般の教職員 100分の85
- (2) 特定幹部教職員 100分の105
- (3) 再雇用教職員 100分の40
- 10 前項の規定は、平成27年12月1日に在職している教職員のうち、前項の施行日の前日までに離職した教職員については、適用しない。

附則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成28 年11月30日から施行する。
- 2 平成28年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同 条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
- (1) 一般の教職員 100分の90

- (2) 特定幹部教職員 100分の110
- (3) 再雇用教職員 100分の42.5

附則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる期間の第18条第2項の表の適用については、当該各号に掲げる表による。
- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額			
配偶者	10,000円			
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31	1人につき8,000円(教職員に配偶者がな			
日までの間にある子	い場合にあっては、そのうち1人について			
	は 10,000 円)			
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31	1人につき 6,500円(教職員に配偶者及び			
日までの間にある孫及び弟妹	扶養親族たる子がない場合にあっては、そ			
満 60 歳以上の父母及び祖父母	のうち1人については 9,000円)			
重度心身障害者(終身労務に就けない程				
度の者)				

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間

扶養親族	手 当 額
配偶者	6,500 円
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31	1 人につき 10,000 円
日までの間にある子	
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31	1 人につき 6,500 円
日までの間にある孫及び弟妹	
満 60 歳以上の父母及び祖父母	
重度心身障害者(終身労務に就けない程	
度の者)	

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間

扶養親族	手 当 額				
配偶者	6,500 円				
	ただし、般(一)8級教職員等及び般				
	(一) 9級以上教職員等(以下「般(一)				
	8級以上教職員等」という。) にあって				
	は, 3,500円				
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31	1人につき 10,000円				
日までの間にある子					
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31	1人につき 6,500円				
日までの間にある孫及び弟妹	ただし、般(一) 8級教職員等にあって				

湍	60	歳以	F 0	ひな	母及	てド相	父母
111441	\circ	がメンへ	<u></u> - •	_ ^	H+ /X	- 0 111.	\sim

は、3,500円

重度心身障害者(終身労務に就けない程 度の者)

附則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 平成29年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同 条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
- (1) 一般の教職員 100分の112.5
- (2) 特定幹部教職員 100分の132.5
- (3) 再雇用教職員 100分の52.5
- 3 前項の規定は、平成29年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに 離職した教職員については、適用しない。

附則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員のうち、平成27年1月1日において 第11条の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮し て学長が定める教職員を除く。以下この項において「昇給抑制教職員」という。)その 他昇給抑制教職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定める教職員の 平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に 受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行し、改正後の第28条第1項第1号の規定は、 平成30年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず,改正後の第28条第1項第1号の規定は,施行の日の前日までに離職した教職員については,適用しない。

附則

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 平成30年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同 条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
- (1) 一般の教職員 100分の95
- (2) 特定幹部教職員 100分の115
- (3) 再雇用教職員 100分の47.5
- 3 前項の規定は、平成30年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに

離職した教職員については、適用しない。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月18日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

附則

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和元年12月 1日を基準日とする勤勉手当に適用する。
- 2 令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同 条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
- (1) 一般の教職員 100分の97.5
- (2) 特定幹部教職員 100分の117.5
- (3) 再雇用教職員 100分の45
- 3 前項の規定は、令和元年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに 離職した教職員については、適用しない。

附則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において支給されていた住居 手当の月額が2,000円を超える教職員であって、改正後に引き続き当該住居手当に係る 住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれ かに該当するもの(別に定める教職員を除く。)に対しては、施行日から令和3年3月 31日までの間、改正後の第20条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額 (当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない 範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除し た額の住居手当を支給する。
- (1) 改正後の第20条第1項の各号のいずれにも該当しないこととなる教職員
- (2) 旧手当額から改正後の第20条により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附則

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和2年12月

- 1日を基準日とする勤勉手当に適用する。
- 2 令和2年12月1日を基準日とする勤勉手当の第41条第2項各号に規定する割合は、同 条同項各号の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
- (1) 一般の教職員 100分の100
- (2) 特定幹部教職員 100分の120
- (3) 再雇用教職員 100分の50
- 3 前項の規定は、令和2年12月1日に在職している教職員のうち、施行日の前日までに 離職した教職員については、適用しない。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 一般職俸給表(一)(第2条関係)

職員 の区	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
分	号俸	俸給月額									
		円									円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900		365,500	410,500	461,500	
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	<u>4</u> 5	149,500 150,600	200,900 202,400	236,200 237,600	269,900 271,600	296,000 297,900	325,900 328,100	370,500 372,400	415,400 417,300	467,500 470,500	530,800 533,900
	6	151,700	202,400	239,300	271,000	300,000		374,900	417,300		536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200		377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600		387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700		553,400
	16	164,700	221,500 223,200	253,500 255,000	292,600 294,400	321,400 323,300	350,600 352,300	399,400 401,200	439,700 441,600	501,100 503,200	554,500 555,800
	17 18	165,900 167,400	223,200	256,500	294,400	325,300	354,300	401,200	443,400	503,200	556,800
	19	168,900	224,900	258,200	298,500	323,300	356,100	405,200	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500			410,600	450,200		,
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500		417,600	455,800		
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29 30	188,700 190,400	240,700 241,900	275,300 277,000	318,100 320,100	345,900 347,800	375,100 376,900	422,300 423,600	459,300 460,000	518,700 519,600	
	31	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	378,700	423,600	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200		428,600	463,000		
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	201,200		289,000				432,300	464,800		
	38	202,500		290,700				433,100	465,400		
	39	203,700		292,500	337,300			433,900	466,000		
₌	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200 365,500		434,700	466,600		
再	41 42	206,300 207,600	255,000 256,400	295,800 297,500	341,100 343,000		392,600 393,800	435,300 436,000	467,100 467,600	527,500	
	43	207,800		299,000	344,800			436,700	468,000		
雇	44	210,200	258,800	300,600	346,700		396,100	437,400	468,300		
准	45	211,300	260,000	302,200	348,200			438,200	468,600		
	46	212,600	261,200	303,900	349,600			439,000	,		
用	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
т	48	215,200	263,600	307,200	352,600			440,100			
	49	216,300		308,100	354,200			440,600			
職	50	217,400	265,800	309,600	355,000			441,000			
46%	51	218,400	267,100	311,100	356,200		400,600	441,400			
	52	219,500	268,400	312,700	357,200			441,800			
員	53 54	220,600 221,600	269,400 270,500	314,300 315,900	358,100 359,200		401,400 401,700	442,200 442,600			
_ ~	55	221,600		317,500	360,100		402,000	443,000			
	56	223,500	271,800	317,300	361,200		402,300	443,300			
以	57	223,800	274,000	320,500	362,100		402,600	443,600			
	58	224,600		321,700	362,800			444,000			
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
外	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			

	123		303,600							
	121 122		303,100 303,300							
	120		302,700							
	118 119		302,100							
	117		301,900 302,100							
	116		301,700							
	114 115		301,000 301,300							
	113		300,800	350,000						
	112		300,300	349,200					 	
	110 111		299,900 300,300	348,900 349,200						
	109		299,500	348,500						
	107 108		299,000 299,300	347,600 348,000						
	106		298,600	347,200						
	105		298,300	346,800						
	103 104		297,800 298,100	345,900 346,300						
	102		297,400	345,500						
	101		297,100	345,100						
	99 100		296,500 296,900	344,500 344,800						
	98		296,100	344,100						
	96 97		295,600 295,800	343,500 343,700						
	95 96		295,200	343,100 343,500						
	94	,555	294,900	342,600	- 5 .,500	- 22,000				
	92 93	247,300 247,600	294,500 294,700	342,000 342,200	380,700 381,000	392,800 393,000				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	88 89	245,600 246,100	293,100 293,400	340,400 340,700	379,000 379,400	391,800 392,000				
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,200			
	84 85	242,900 243,500	291,800 292,100	338,800 339,100	377,300 377,700	390,800 391,000	410,000 410,200			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,200			
	80 81	240,300 240,800	290,700 290,900	336,900 337,300	375,400 375,900	389,800 390,000	409,000 409,200			
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	77 78	238,400	289,800 290,100	335,500 336,000	373,800 374,300	388,900 389,200	408,200 408,500			
	76	237,700 238,400	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	73 74	236,000 236,600	288,200 288,700	333,500 334,100	371,500 372,100	387,400 387,800	407,200 407,500			
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
只	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
員	69 70	233,400 234,000	285,000 285,800	330,900 331,600	369,300 369,900	385,500 386,000	406,100 406,400			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
職	67	230,800	282,400	329,300	368,300	384,500	405,600			
	65 66	230,100 230,800	281,500 282,400	328,200 328,600	366,900 367,600	383,300 383,900	405,000 405,300			
0)	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
၈	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	61 62	226,800 227,800	278,100 279,100	324,800 325,700	364,600 365,200	381,000 381,700	403,800 404,100	444,900		

備考 この表は、事務職員、施設系技術職員及び教室系技術職員に適用する。

別表第2 一般職俸給表(二)(第2条関係)

職員	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
の区 分	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	———— 俸給月額
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
再	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
雇	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
用	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
, , ,	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
職	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
収	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
_	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800

	_		_	_	_	_
員	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
以	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
外	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
71	61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
の	64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
職	67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
員	70	213,300	253,100	282,500	311,300	000,100
	71	213,600	253,500	283,300	311,800	
	72	214,000	253,900	284,000	312,300	
	73	214,200	254,100	284,800	312,600	
	74	214,600	254,500	285,500	313,100	
	75	215,100	255,000	286,300	313,600	
	76	215,700	255,500	287,100	314,000	
	77	215,900	255,800	287,700	314,200	
	78	216,600	256,200	288,200	314,500	
	79	217,100	256,700	288,700	314,800	
	80	217,100	257,200	289,100	315,100	
	81	218,300	257,500	289,500	315,400	
	82	218,600	257,800	289,900	315,700	
	83	219,200	258,100	290,400	316,000	
	84	219,900	258,400	290,900	316,300	
	85	220,500	258,600	291,300	316,500	
	86	220,900	258,800	291,900	316,900	
	87	220,300	259,100	292,500	317,200	
	88	222,000	259,400	293,100	317,200	
	89	222,500	259,600	293,400	317,400	
	90	223,000	259,800	293,900	317,000	
	91	223,500	260,200	294,400	317,900	
	92	223,300	260,200	294,400	318,500	
	93	224,300	260,700	295,200	318,700	
	94	224,300	261,100	295,700	319,000	
	95	225,100	261,100	296,200	319,300	
	96	225,100	261,700	296,700	319,500	
	97	225,700	261,700	297,000	319,700	
	98	226,200	262,200	297,000	320,000	
	99	226,200	262,200	297,400	320,000	
	100	220,700	262,400	297,900	320,300	
	101	227,200	263,000	298,800	320,300	
					320,700	
	102 103	228,100	263,200	299,200		
		228,700 229,300	263,500 263,800	299,500 299,800		
	104 105	229,300	264,000	300,100		
	105	230,200	264,200	300,100		
	100					
		230,500	264,500	300,900 301,300		
	108 109	230,900	264,700			
		231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		l

114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127	233,100 233,600 234,100 234,400 234,800	266,300 266,500 266,700 267,000	303,200 303,500 303,700 303,900		
116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126	234,100 234,400 234,800	266,700 267,000	303,700		
117 118 119 120 121 122 123 124 125 126	234,400 234,800	267,000			
118 119 120 121 122 123 124 125 126	234,800		3U3 0UU		
119 120 121 122 123 124 125 126			303,300		
120 121 122 123 124 125 126		267,300	304,200		
121 122 123 124 125 126	235,200	267,600	304,500		
122 123 124 125 126	235,600	267,900	304,700		
123 124 125 126	236,000	268,100	304,900		
124 125 126		268,300	305,200		
125 126		268,600	305,500		
126		268,900	305,700		
		269,100	305,900		
127		269,300	306,200		
		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
再雇用職員	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、自動車運転手、ボイラー技士、調理師、看護助手その他の技能系職員 に適用する。

別表第3 教育職俸給表(一)(第2条関係)

哉員 の区	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
分	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000	534,400
	2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300	537,400
	3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700	540,500
	4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200	543,600
	5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300	546,600
	6 7	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800	549,000
	8	186,500 189,000	229,500 231,600	293,200 295,600	341,700 344,400	420,000 422,500	551,500 553,900
	9	191,500	233,900	298,200	347,400	424,200	556,200
	10	194,300	236,300	300,700	350,300	426,700	558,000
	11	197,000	238,700	303,100	353,400	429,000	559,900
	12	199,700	241,100	305,700	356,700	431,300	561,800
	13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700	563,500
	14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900	564,900
	15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100	566,200
	16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400	567,400
	17 18	210,000 211,700	252,400 255,500	316,000 318,100	368,300 370,500	441,500 443,900	568,700 569,500
	19	211,700	258,600	320,100	370,500	446,200	570,200
	20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600	570,200
	21	217,000	264,600	324,100	376,500	450,700	571,700
	22	218,900	267,600	326,500	378,400	453,000	071,700
	23	220,800	270,500	329,100	380,400	455,400	
	24	222,700	273,400	331,900	382,100	457,700	
	25	224,500	276,200	333,900	383,500	459,700	
	26	226,600	278,800	335,900	385,300	461,900	
	27	228,700	281,300	338,000	387,100	464,000	
	28	230,800	284,000	340,400	389,000	466,200	
	29 30	232,700 234,900	286,800 289,200	342,800 344,900	390,900 392,600	468,300 470,600	
	31	237,200	291,400	346,800	394,300	470,000	
	32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900	
	33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800	
	34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900	
	35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200	
	36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400	
	37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500	
	38	250,200	307,000	360,400		487,500	
	39 40	251,600	308,700	362,500	406,900	489,400	
	41	253,200 255,200	310,400 312,300	364,400 366,300	408,400 409,300	491,300 493,300	
	42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200	
	43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900	
	44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800	
	45	261,100	315,500	373,600	415,300	500,700	
	46	262,600	316,500	375,400	416,900	502,500	
	47	264,300	317,300	376,900	418,300	504,300	
	48	265,600	318,300	378,700	419,900	506,200	
	49 50	267,000	319,200	380,200	421,300 422,600	507,900 509,600	
	50 51	267,700 268,300	320,100 320,900	381,800 383,400	422,600 423,900	509,600	
	52	269,200	321,700	385,100	425,200	513,300	
	53	269,900	322,900	386,200	425,900	514,900	
	54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500	
	55	271,200	324,500	389,100	427,800	518,200	
	56	272,000	325,300	390,700	428,700	519,800	
	57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400	
	58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700	
	59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000	
-	60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200	
再	61 62	276,700 277,700	330,200 331,200	397,500 398,900	433,200	526,400 527,400	
	63	277,700	331,200	400,400	434,100 435,100	527,400 528,400	
戸	64	279,500	333,400	400,400	436,200	529,400	
雇	65	280,400	334,100				

	66	281,100	335,200	404,000	438,100	530,900	
Ħ	67 68	282,100	335,900	405,000	439,100	531,800	
	68 69	283,000 283,700	337,000 337,600	406,100 407,100	440,000 441,000	532,700 533,600	
uli.	70	284,800	338,700	407,100	442,000	534,400	
戠	71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100	
	72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600	
員	73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300	
	74 75	288,800 289,900	342,000 343,000	411,300 412,100	445,800 446,700	536,800 537,600	
	76	290,900	344,000	412,100	447,700	538,200	
汄	77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700	
	78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300	
	79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900	
小	80 81	294,200 295,100	347,800 348,800	414,900 415,200	450,300 451,100	540,500 541,100	
	82	296,000	349,800	415,600	451,100	341,100	
2	83	296,900	350,800	415,900	452,100		
の	84	297,800	351,800	416,300	452,700		
	85	298,300	352,400	416,600	453,100		
戠	86	299,100	353,000	417,000	453,500		
->0	87 88	299,900 300,800	353,600 354,200	417,400 417,800	453,900 454,200		
	89	300,800	354,800	417,800	454,500		
Ę	90	302,000	355,200	418,500	454,900		
	91	302,700	355,600	418,900	455,300		
	92	303,300	356,100	419,200	455,600		
	93 94	304,000 304,600	356,600 357,000	419,500 419,900	455,900 456,300		
	95	305,200	357,500	420,200	456,600		
	96	305,800	358,000	420,500	456,900		
	97	306,500	358,600	420,800	457,200		
	98	307,100	359,100	421,200	457,600		
	99 100	307,700	359,500	421,500	457,900		
	101	308,300 308,700	360,000 360,400	421,800 422,100	458,200 458,500		
	102	309,000	360,900	422,500	400,000		
	103	309,300	361,200	422,800			
	104	309,700	361,700	423,100			
	105	310,000	362,200	423,400			
	106 107	310,400 310,700	362,600 363,100	423,800 424,100			
	108	311,000	363,600	424,400			
	109	311,400	364,000	424,700			
	110	311,700	364,500	425,000			
	111	312,100	365,000	425,300			
	112 113	312,500 312,800	365,400 365,800	425,600 425,900			
	114	313,200	366,200	426,200			
	115	313,500	366,700	426,500			
	116	313,800	367,100	426,800			
	117	314,000	367,500	427,000			
	118 119	314,300	367,900 368,400				
	120	314,700 315,100	368,400				
	121	315,300	369,100	+	+		
	122	315,600	369,500				
	123	316,000	370,000				
	124	316,400	370,300				
	125 126	316,600 316,800	370,700 371,200				
	127	317,100	371,200				
	128	317,500	372,100				
	129	317,700	372,500				
	130	318,000	373,000				
	131 132	318,400 318,600	373,500 374,000				
	133	318,800	374,000	+	+		
	134	319,100	375,000				
	135	319,500	375,500				
	136 137	319,700	376,000				
	107	319,900	376,500	1	1		

1	138	320,100	377,000	[Ī	
	139	320,300	377,500				
	140	320,600	378,000				
	141	321,000	378,500				
	142	321,300					
	143	321,600					
	144	321,900					
	145	322,300					
	146	322,600					
	147	322,800					
	148	323,100					
	149	323,500					
	150	323,800					
	151	324,100					
	152	324,300					
	153	324,600					
	154	324,900					
	155	325,200					
	156	325,500					
	157	325,700					
再雇							
用職		235,600	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100
<u>員</u>	=	:11 */-120 \/-	ا +4± +4± ا	↓#↓ カッド□↓ イノ			

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第4 教育職俸給表(二)(第2条関係)

職員 の区	職務の 級	1級	2級	3級	4級	
分分	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
	1	160,000	204,000	331,100	416,900	
	2	161,500	205,700	333,300	418,700	
	3	163,000	207,300	335,400	420,500	
	4	164,500	209,000	337,400	422,200	
	5	166,100	210,800	339,600	423,700	
	6	168,000	212,400	341,500	425,200	
	7	169,800	214,100	343,700	427,100	
	8	171,600	215,700	345,800	429,000	
	9	173,300	217,500	347,500	430,800	
	10	175,400	219,400	349,600	432,600	
	11	177,400	221,300	351,700	434,500	
	12	179,400	223,200	353,800	436,300	
	13	181,300	224,700	355,900	438,000	
	14	183,500	226,700	357,900	439,900	
	15	185,700	228,700	359,900	441,700	
	16	187,900	230,700	361,900	443,600	
	17	190,100	232,500	363,500	445,300	
	18	192,700	235,200	365,400	447,100	
	19	195,200	237,900	367,200	448,900	
	20	197,700	240,600	369,200	450,700	
	21	200,200	243,200	370,800	452,300	
	22	201,900	246,000	372,700	454,000	
	23	203,600	248,600	374,500	455,900	
	24	205,300	251,300	376,400	457,600	
	25	206,800	253,800	377,700	459,300	
	26	208,300	256,200	379,500	460,900	
	27	210,000	258,700	381,300	462,500	
	28	211,600	261,000	383,200	464,000	
	29	213,100	263,600	385,000	465,500	
	30	214,800	266,000	386,900	466,800	
	31	216,500	268,200	388,800	468,100	
	32	218,200	270,400	390,800	469,400	
	33	219,600	272,500	392,500	470,600	
	34	221,400	274,700	394,200	471,300	
	35	223,200	276,900	395,800	472,000	
	36	225,000	278,800	397,600	472,700	
	37	226,500	281,100	398,800	473,300	
	38	228,300	283,000	400,300	474,000	
	39	230,100	284,900	401,700	474,700	
	40	231,900	286,900	403,100	475,400	
	41	233,600	288,600	404,800	476,000	
	42	235,300	290,900	406,200		
	43	236,900	293,200	407,500		
	44	238,500	295,700	409,000		
	45	239,900	297,700	410,600		
	46	241,200	300,100	411,900		
	47	242,500	302,300	413,400		
	48	243,700	304,900	415,000		
	49	245,100	307,200	416,700		
	50	246,600	309,600	418,100		
	51	247,800	311,900	419,700		
	52	249,300	314,100	421,200		
	53	250,400	316,300	422,900		

_	_		_	_	_
	54	251,600	318,300	424,400	
	55	253,000	320,300	426,000	
	56	254,000	322,300	427,600	
	57	255,300	324,200	429,100	
	58	256,300	326,300	430,600	
	59	257,400	328,400	431,800	
	60	258,600	330,400	433,000	
再	61	259,900	332,500	434,200	
' -	62	260,900	334,600	435,500	
	63	262,300	336,800	436,800	
雇	64	263,400	339,000	438,000	
	65	264,700	340,700	439,200	
	66	266,100	342,900	440,400	
l	67	267,500	344,900	441,600	
用	68	269,100	347,100	442,800	
	69	270,500	348,900	444,000	
	70	271,800	350,800	445,200	
職	71	273,100	352,800	446,400	
	72	274,400	354,800	447,600	
	73	275,500	356,400	448,700	
員	74	275,500	358,300	448,700	
	75	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
		278,000	360,100	449,800	
151	76	279,000	362,000	450,300	
以	77	280,200	363,800	450,800	
	78	281,400	365,500	451,400	
	79	282,600	367,200	451,900	
外	80	283,800	368,800	452,400	
	81	284,900	370,300	452,900	
	82	286,100	371,800		
の	83	287,300	373,300		
	84	288,500	374,700		
	85	289,500	375,800		
표소	86	290,600	377,200		
職	87	291,600	378,600		
	88	292,800	379,900		
l _	89	293,900	381,200		
員	90	295,000	382,500		
	91	296,200	383,700		
	92	297,400	385,000		
	93	297,900	386,300		
	94	298,900	387,400		
	95	300,000	388,700		
	96	301,200	389,900		
	97	302,200	391,300		
	98	303,300	392,300		
	99	304,300	393,400		
	100	305,400	394,400	<u> </u>	
	101	306,300	395,300		
	102	307,400	396,300		
	103	308,500	397,400		
	104	309,500	398,500		
	105	310,100	399,200		
	106	311,000	400,100		
	107	311,800	401,000		
	108	312,600	401,900		
	109	313,500	402,700		
	110	313,900	403,600		
	111	314,300	404,400		
	112	314,800	404,400		
	113	315,400	405,200		
I	1 113	313,400	400,000		

ı		0.500	400 500	İ	i
	114	315,800	406,500		
	115	316,300	407,200		
	116	316,800	407,900		
	117	317,400	408,500		
	118	317,900	409,000		
	119	318,300	409,400		
	120	318,800	409,800		
	121	319,300	410,200		
	122	319,700	410,500		
	123	320,200	410,800		
	124	320,700	411,000		
	125	321,300	411,200		
	126	321,600	411,500		
	127	321,900	411,800		
	128	322,200	412,000		
	129	322,400	412,200		
	130	322,700	412,500		
	131	323,000	412,800		
	132	323,300	413,000		
	133	323,500	413,200		
	134	323,700	413,500		
	135	323,900	413,800		
	136	324,200	414,000		
	137	324,500	414,200		
	138	324,700	414,500		
	139	325,000	414,800		
	140	325,300	415,000		
	141	325,500	415,200		
	142	325,700	415,500		
	143	326,000	415,800		
	144	326,200	416,000		
	145	326,500	416,200		
	146	326,700	416,500		
	147	327,000	416,800		
	148	327,300	417,000		
	149	327,500	417,200		
	150	327,700	417,500		
	151	328,000	417,800		
	152	328,300	418,000		
	153	328,500	418,200		
再雇 用職 員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考(1) この表は、附属特別支援学校の教頭、教諭及び養護教諭に適用する。 (2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸 給月額は、この表の額に7,700円(平成18年3月31日に在職していた教員 又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,200円)をそれぞれ 加算した額とする。

別表第5 教育職俸給表(三)(第2条関係)

職員 の区	職務の 級	1級	2級	3級	4級
分	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	160,000	175,800	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	317,900	421,300
	12 13	179,400	201,200	320,800	422,600
		181,300	204,000	323,200	423,900
	14 15	183,500 185,700	205,700 207,300	325,100 327,000	425,300 426,700
	16	187,900	207,300	327,000 329,100	428,700
	17	190,100	210,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	354,900	443,800
	30 31	214,700 216,400	235,200 237,900	356,700	444,600 445,400
	32	218,100	240,600	358,400 360,300	445,400
	33	219,400	243,200	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	370,000	449,700
	39	229,300	258,700	371,300	450,200
	40	231,000	261,000	372,900	450,700
	41	232,600	263,600	374,000	451,200
	42	234,300	266,000	375,400	
	43	235,900	268,200	376,800	
	44	237,500	270,400	378,300	
	45 46	239,200	272,500	379,700	
	46 47	240,700	274,700	381,300	
	48	242,000 243,400	276,900 278,800	382,900 384,400	
	49	244,600	281,100	385,800	
	50	246,000	283,000	387,300	
	51	247,400	284,900	388,800	
	52	248,600	286,900	390,200	
	53	249,700	288,600	391,400	
	54	251,100	290,900	392,700	
	55	252,300	293,200	393,800	
	56	253,300	295,700	394,900	
	57	254,500	297,700	396,300	

	l				Ī
	58	255,700	300,100	397,500	
	59	256,800	302,300	398,700	
	60	258,000	304,900	400,000	
再	61	259,400	307,200	401,200	
	62	260,200	309,600	402,200	
	63	261,400	311,900	403,600	
雇	64	262,300	314,100	404,900	
	65	263,300	316,300	406,100	
	66	264,700	318,300	407,200	
用	67	265,800	320,300	408,400	
/13	68	267,100	322,300	409,500	
	69	268,700	324,200	410,500	
田立山	70	270,200	326,300	411,700	
職	71	271,500	328,400	412,900	
	72	272,900	330,400	414,100	
	73	273,900	332,500	414,700	
員	74	274,900	334,600	415,500	
	75	276,100	336,800	416,200	
	76	277,100	339,000	416,700	
以	77	278,300	340,700	417,000	
	78	279,400	342,600	417,400	
	79	280,600	344,300	417,800	
外	80	281,800	346,100	418,200	
'	81	283,000	347,900	418,500	
	82	283,900	349,700	418,900	
	83	285,100	351,100	419,300	
の	84	286,300	352,900	419,600	
	85	287,200	354,100	419,900	
	86	288,100	355,700	420,300	
職	87	288,800	357,200	420,700	
	88	289,800	358,700	421,000	
	89	290,800	360,000	421,300	
員	90	291,700	361,300	421,600	
	91	292,600	362,700	421,900	
	92	293,400	364,100	422,100	
	93	293,700	365,600	422,300	
	94	294,400	366,900	422,600	
	95	295,100	368,200	422,900	
	96	295,900	369,400	423,100	
	97	296,700	370,400	423,300	
	98	297,500	371,400	,,,,,,	
	99	298,300	372,400		
	100	299,000	373,400		
	101	299,900	374,300	†	
	102	300,400	375,300		
	103	300,900	376,300		
	104	301,400	377,300		
	105	301,600	378,100		
	106	302,000	379,000		
	107	302,300	379,900		
	108	302,500	380,900		
	109	302,700	381,700		
	110	302,900	382,700		
	111	303,200	383,700		
	112	303,500	384,700		
	113	303,700	385,300		
	114	303,900	386,200		
	115	304,100	387,100		
	116	304,400	388,000		
	117	304,700	388,800		
	118	305,000	389,500		
	119	305,300	390,300		
	120	305,600	391,100		
	121	305,800	391,700		
•	121	000,0001	331,700	I	I

	122	306,000	392,500		
	123	306,200	393,200		
	124	306,500	393,900		
	125	306,800	394,500		
	126		395,200		
	127		395,700		
	128		396,300		
	129		397,000		
	130		397,600		
	131		398,100		
	132		398,600		
	133		398,900		
	134		399,200		
	135		399,500		
	136		399,800		
	137		400,100		
	138		400,400		
	139		400,700		
	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
	150		403,700		
	151		404,000		
	152		404,200		
	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400		
	158		405,700		
	159		406,000		
	160		406,200		
	161		406,400		
	162		406,700		
	163		407,000		
	164		407,200		
	165		407,400		
再雇	100		107,100		
用職		225,200	271,100	324,400	405,200
員		223,200	271,100	521,100	100,200
~~					

備考(1) この表は、附属幼稚園、小学校及び中学校の教頭、主幹教諭、教諭及び 養護教諭に適用する。

⁽²⁾ この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額は、この表の額に7,500円(平成18年3月31日に在職していた教員又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,000円)をそれぞれ加算した額とする。

別表第6 医療職俸給表(一)(第2条関係)

職員 の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
分	号俸	俸給月額							
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
	7 8	159,900 161,500	197,800 199,300	232,900	257,000 258,000	293,100 295,100	339,400 341,600	386,800 389,500	452,300
	9	163,100	200,900	234,500 235,600	259,300	295,100	341,600	391,600	454,800 457,200
	10	164,800	200,900	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	181,000 182,900	216,800	248,500 249,600	272,500 274,200	317,200 319,300	362,900 364,900	412,200 414,300	475,000 476,300
	20 21	184,700	218,500 219,800	251,000	274,200	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	213,800	251,000	277,700	323,100	368,700	417,700	477,300
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31 32	199,000 200,300	233,800 235,200	263,900 265,400	293,200 295,100	339,300 341,100	384,500 386,200	429,900 431,000	490,600 491,700
	33	200,300	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	431,000	492,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100		391,300	435,800	495,500
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
_	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
再	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
_	42 43	213,100 214,300	247,000 248,200	280,800 282,500	311,600 313,200	357,400 358,600	397,400 398,200	439,900 440,300	
雇	43 44	214,300	248,200	282,500	313,200	359,800	398,200	440,300	
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	440,700	
_	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
用	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
職	49	220,900	255,800	291,900	321,700		401,300	442,500	
収	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
	51 50	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
員	52 52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
只	53 54	224,100 224,900	260,700 262,000	297,700 299,200	326,600 327,600	368,900 369,700	402,500 402,800	443,800	
	54 55	224,900	263,300	300,600	327,600	370,600	402,800		
以	56	226,400	264,400	302,100	329,700	370,000	403,100		
~	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
外	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
71	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		

		1 004 005	074 0051	000 10-1	000 00-1	075 5051	40= 00=		i
の	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
職	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
叫以	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900			
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600			
_	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200			
員	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700			
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200			
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800			
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
	86		289,500	325,400	346,300				
	87		289,700	325,600	346,600				
	88		289,900	326,000	346,900				
	89		290,300	326,400	347,300				
	90		290,500	326,800	347,600				
	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300	350,300				
	99		292,900	329,600	350,700				
	100		293,200	329,900	351,100				
	101		293,500	330,100	351,600				
	102		293,700	330,400	352,000				
	103		293,900	330,800	352,400				
	104		294,200	331,000	352,800				
	105		294,500	331,200	353,300				
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
田戸	113			333,600					
再雇 用職 員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500
		*****	=^ +++ 1 / 1	技師 臨床檢測	54457 A.M.	- エナチルに	** - ** - L		

備考 この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師その他の医療系技術職員に適用する。

別表第7 医療職俸給表(二)(第2条関係)

職員 の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
分	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11 12	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	13	181,500 182,900	213,800 215,200	254,500 255,700	273,000 274,300	306,100 307,600	352,100 354,000	399,800 401,700
	14	184,900	216,600	256,800	274,300	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,700
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25 26	207,800 209,100	232,700 234,400	266,700 267,600	289,900 291,500	326,800 328,200	378,300 379,900	425,800 427,400
	20 27	210,300	234,400	268,800	291,300	329,700	381,800	427,400
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400 249,500	282,400	308,300 309,700	344,700	399,400 401,100	443,600
	38 39	224,100 225,400	250,400	283,600 285,000	311,100	346,300 347,800	401,100	444,900 446,200
	40	226,800	250, 4 00 251,500	286,200	311,100	349,400	404,700	447,600
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49 50	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
畫	50 51	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
再	51 52	240,200 241,300	261,200 262,400	301,400 302,800	327,400 328,700	364,500 365,900	418,600 419,700	456,000 456,800
	53	241,300	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
屉	54	242,200	264,900	305,500	331,500	368,600	420,900	458,400
雇	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
		245,900	269,000	309,100		372,000	425,200	460,600

лэ [50	0.40.000	070 500	010.000	000 400	070.000	405 700	
	58 50	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900 373,900	425,700	
	59 60	247,600 248,400	271,900 273,300	311,500 312,900	337,600 338,900	373,900	426,300 426,700	
職	61	249,200	274,700	314,000	340,000	374,900	420,700	
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
員	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
以	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
-	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
外	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
٠.	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
の	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
職	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
415%	77 70	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
	78 70	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
員	79 80	267,500 268,500	298,700 300,000	334,500 335,700	358,600 359,300	387,100 387,400		
只	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
	94	281,900	315,000	348,400	366,400			
	95 06	282,800	315,700	349,100	366,800			
	96 97	283,800 284,400	316,300 317,000	349,700 350,100	367,100 367,700			
	98	285,200	317,000	350,500	368,200			
	99	285,800	317,900	351,000	368,700			
	100	286,700	318,600	351,400	369,200			
	101	287,500	319,000	351,900	369,800			
	102	288,300	319,600	352,300	370,300			
	103	289,100	320,200	352,800	370,800			
	104	289,900	320,800	353,200	371,200			
	105	290,600	321,200	353,500	371,800			
	106	291,100	321,700	354,000	372,300			
	107	291,600	322,200	354,400	372,800			
	108	292,100	322,700	354,700	373,300			
	109	292,300	323,100	355,200	373,900			
	110	292,600	323,500	355,700	374,300			
	111	292,800	323,800	356,200	374,800			
	112 113	293,200 293,500	324,100	356,700 357,200	375,300 375,900			
	113	293,500	324,500 324,900	357,200	373,800			
	114	293,700	324,900	358,200	1			
	116	294,100	325,600	358,600	1			
	117	294,400	325,800	359,000	+			
	118	295,000	326,100	359,400	1			
	119	295,300	326,500	359,900	1			
	120	295,700	326,700	360,400				
	121	296,000	326,900	360,800				

	122	296,400	327,200	361,300				
	123	296,700	327,500	361,800				
	124	297,100	327,800	362,300				
	125	297,300	328,000	362,600				
	126	297,500	328,300					
	127	297,800	328,700					
	128	298,200	328,900					
	129	298,400	329,100					
	130	298,700	329,300					
	131	299,100	329,700					
	132	299,500	329,900					
	133	299,700	330,200					
	134	300,000	330,600					
	135	300,400	331,000					
	136	300,700	331,400					
	137	300,900	331,700					
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
1 1	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
1	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
1 1	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
1	153	305,700	337,600					
	154	305,700	337,000					
	155	306,100						
		306,100						
	156 157	306,700						
		306,700						
	158							
	159	307,300						
1	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
==	169	310,600						
再雇 用職 員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600
貝	この主け B	九杂砾 手群体		この仏の手籍				

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師その他の看護職員に適用する。

勤 務 箇 所		教 職 員	調整数
1. 大学院の研究科及び学府(以下, 研究科等という。)	(1)	教授, 准教授, 講師又は助教で研究科等の授業を常時担当するもの(以下「大学院担当教員」という。)のうち, 研究科等の博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの(別に定める者に限る。)	3
	(2)	大学院担当教員のうち,研究科等の博士課程を担当する者((1)に掲げる者を除く。)	2
	(3) (4)	大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。) 研究科等に在学する学生の指導に常時従事する助教 又は助手で別に定めるもの	1
2. 医学部及び附置研究所	(1)	危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組 織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例 とする病理細菌技術者	
	(2)	(1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員(別に定める者に限る。)	
	(3)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員	1
3. 医学部附属病院	(1)	重症心身障害児(以下「重障児」という。)を専ら入院させるための病棟(以下「重障児病棟」という。)に勤務する看護助手	5
	(2)	重障児病棟に勤務する看護師長,看護師及び准看護師	
	(3)	重障児の診療に直接従事することを本務とする医師	4
	(4)	重障児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法技術職員	
	(5)	結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟 (以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(6)	精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。),看護師及び准看護師	
	(7)	結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを 本務とする医師及び歯科医師	
	(8)	危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし,入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	2
	(9)	放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院 患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診 療放射線技師	
	(10)	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とす る作業療法技術職員	
	(11)	結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(別に定めるものに限る。以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((6)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	
	(12)	集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事 することを本務とする医師(別に定める者に限る。)	1
	(13)	重障児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄 養士	

	(14) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員(別に定める者に限る。)	
4. 附属特別支援学校	(1) 特別支援教育に直接従事することを本務とする教諭及 び養護教諭	2
	(2) 教諭((1)に掲げる者を除く。)	1

別表第9 調整基本額表 (第14条関係)

ア 一般職俸給表(一)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	6,574円
	上記に該当しない号俸	6,600円
2級	全ての号俸	8,500円
3級	全ての号俸	9,600円
4級	全ての号俸	10,200円
5級	全ての号俸	10,600円
6級	全ての号俸	11,200円
7級	全ての号俸	12,100円
8級	全ての号俸	12,700円
9級	全ての号俸	14,300円
10級	全ての号俸	15,900円

ウ. 教育職俸給表(一)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	7,807円
	2号俸	7,902円
	3号俸	7,992円
	4号俸	8,082円
	5号俸	8,167円
	6号俸	8,280円
	7号俸	8,392円
	8号俸	8,505円
	9号俸	8,617円
	10号俸	8,743円
	11号俸	8,865円
	12号俸	8,986円
	上記に該当しない号俸	9,000円
2級	1号俸	9,738円
	2号俸	9,841円
	3号俸	9,940円
	4号俸	10,039円
	5号俸	10,134円
	6号俸	10,228円
	7号俸	10,327円
	8号俸	10,422円
	上記に該当しない号俸	10,500円
3級	全ての号俸	11,900円
4級	全ての号俸	12,700円
5級	全ての号俸	15,000円
6級	全ての号俸	16,300円

イ,一般職俸給表(二)

	//µ →/	
職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	5,953円
	2号俸	5,994円
	上記に該当しない号俸	6,000円
2級	全ての号俸	7,400円
3級	全ての号俸	8,500円
4級	全ての号俸	8,700円
5級	全ての号俸	9,600円

エ. 教育職俸給表(二) 職務の級 号俸

1級	工. 教育職件		三田中午 十一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
2号俸 7,267円 3号俸 7,335円 4号俸 7,402円 5号俸 7,474円 6号俸 7,560円 7号俸 7,641円 8号俸 7,798円 10号俸 7,893円 11号俸 7,983円 11号俸 8,073円 13号俸 8,158円 14号俸 8,257円 15号俸 8,356円 16号俸 8,455円 17号俸 8,54円 18号俸 9,180円 20号俸 9,180円 2号俸 9,256円 3号俸 9,328円 4号俸 9,405円 5号俸 9,486円 6号俸 9,558円 7号俸 9,486円 6号俸 9,558円 7号俸 9,486円 10号俸 9,706円 9号俸 9,706円 9号俸 9,706円 9号俸 9,706円 9号俸 9,787円 10号俸 9,873円 11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,21円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,705円 20号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 19号俸 10,942円 21号俸 10,944円 19号俸 10,944円 22号俸 11,070円 21日候 11,00円	職務の級	号俸	調整基本額
3号俸 7,335円 4号俸 7,402円 5号俸 7,474円 6号俸 7,560円 7号俸 7,641円 8号俸 7,722円 9号俸 7,798円 10号俸 7,893円 11号俸 8,073円 13号俸 8,158円 14号俸 8,257円 15号俸 8,356円 16号俸 8,455円 17号俸 8,554円 18号俸 8,671円 19号俸 8,784円 20号俸 8,896円 上記に該当しない号俸 9,180円 2号俸 9,180円 2号俸 9,180円 2号俸 9,180円 2号俸 9,405円 5号俸 9,486円 6号俸 9,558円 7号俸 9,634円 8号俸 9,706円 9号俸 9,787円 10号俸 9,787円 10号俸 9,787円 10号俸 9,787円 10号俸 9,787円 10号俸 9,787円 10号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,944円 20号俸 10,944円 21号俸 10,944円	1級	1号俸	7,200円
3号俸 7,335円 4号俸 7,402円 5号俸 7,474円 6号俸 7,560円 7号俸 7,641円 8号俸 7,722円 9号俸 7,798円 10号俸 7,893円 11号俸 8,073円 13号俸 8,158円 14号俸 8,257円 15号俸 8,356円 16号俸 8,455円 17号俸 8,554円 18号俸 8,671円 19号俸 8,784円 20号俸 8,896円 上記に該当しない号俸 9,180円 2号俸 9,180円 2号俸 9,180円 2号俸 9,180円 2号俸 9,405円 5号俸 9,486円 6号俸 9,558円 7号俸 9,634円 8号俸 9,706円 9号俸 9,787円 10号俸 9,787円 10号俸 9,787円 10号俸 9,787円 10号俸 9,787円 10号俸 9,787円 10号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,944円 20号俸 10,944円 21号俸 10,944円		2号俸	7,267円
4号俸 7,402円 5号俸 7,474円 6号俸 7,560円 7号俸 7,641円 8号俸 7,792円 9号俸 7,798円 10号俸 7,893円 11号俸 7,983円 11号俸 8,158円 14号俸 8,257円 15号俸 8,356円 16号俸 8,455円 17号俸 8,554円 18号俸 8,671円 19号俸 8,784円 20号俸 8,896円 上記に該当しない号俸 9,000円 2号俸 9,180円 2号俸 9,180円 2号俸 9,256円 3号俸 9,256円 3号俸 9,486円 6号俸 9,558円 7号俸 9,634円 8号俸 9,706円 9号俸 9,787円 10号俸 9,787円 10号俸 9,787円 10号俸 9,787円 10号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,705円 20号俸 10,944円 21号俸 10,705円 20号俸 10,944円 22号俸 10,944円 21号俸 10,944円 22号俸 10,944円 21号俸 11,00円		3号俸	7,335円
5号俸 7,474円 6号俸 7,560円 7号俸 7,641円 8号俸 7,798円 10号俸 7,893円 11号俸 7,983円 11号俸 8,073円 13号俸 8,158円 14号俸 8,257円 15号俸 8,356円 16号俸 8,455円 17号俸 8,554円 18号俸 8,671円 19号俸 8,896円 上記に該当しない号俸 9,000円 2号俸 9,180円 2号俸 9,180円 2号俸 9,328円 4号俸 9,328円 4号俸 9,405円 5号俸 9,558円 7号俸 9,486円 6号俸 9,558円 7号俸 9,766円 9号俸 9,787円 10号俸 9,787円 10号俸 9,873円 11号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 21号俸 10,944円 21号俸 10,944円		4号俸	
6号棒 7,560円 7号棒 7,641円 8号棒 7,722円 9号棒 7,798円 10号棒 7,893円 11号棒 7,983円 12号棒 8,073円 13号棒 8,158円 14号棒 8,257円 15号棒 8,356円 16号棒 8,455円 17号棒 8,554円 18号棒 8,671円 19号棒 8,784円 20号棒 8,896円 上記に該当しない号棒 9,000円 2級 1号棒 9,180円 2号棒 9,256円 3号棒 9,256円 3号棒 9,486円 6号棒 9,486円 6号棒 9,486円 6号棒 9,787円 10号棒 9,958円 7号棒 9,634円 8号棒 9,706円 9号棒 9,787円 10号棒 9,958円 12号棒 10,044円 13号棒 10,111円 14号棒 10,201円 15号棒 10,291円 16号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,705円 18号棒 10,584円 19号棒 10,705円 20号棒 10,705円 20号棒 10,944円 22号棒 11,070円 上記に該当しない号棒 11,100円 上記に該当しない号棒 11,100円 上記に該当しない号棒 11,00円 上記に該当しない号棒 11,00円 上記に該当しない号棒 11,00円 上記に該当しない号棒 11,00円 上記に該当しない号棒 11,00円 130円 10,00円 11,00円 11,00円			
7号棒 7,641円 8号棒 7,722円 9号棒 7,798円 10号棒 7,893円 11号棒 7,983円 12号棒 8,073円 13号棒 8,158円 14号棒 8,257円 15号棒 8,356円 16号棒 8,455円 17号棒 8,554円 18号棒 8,671円 19号棒 8,784円 20号棒 8,896円 上記に該当しない号棒 9,000円 2号棒 9,180円 2号棒 9,256円 3号棒 9,328円 4号棒 9,405円 5号棒 9,486円 6号棒 9,558円 7号棒 9,634円 8号棒 9,706円 9号棒 9,787円 10号棒 9,873円 11号棒 10,044円 13号棒 10,111円 14号棒 10,201円 15号棒 10,201円 15号棒 10,291円 16号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,584円 19号棒 10,584円 10号件 10号件 10号件 10号件 10号件 10号件 10号件 10号件			
8号棒 7,722円 9号棒 7,798円 10号棒 7,893円 11号棒 7,983円 12号棒 8,073円 13号棒 8,158円 14号棒 8,257円 15号棒 8,356円 16号棒 8,455円 17号棒 8,554円 18号棒 8,671円 19号棒 8,784円 20号棒 9,180円 2号棒 9,256円 3号棒 9,328円 4号棒 9,405円 5号棒 9,405円 5号棒 9,558円 7号棒 9,634円 8号棒 9,706円 9号棒 9,787円 10号棒 9,787円 10号棒 9,873円 11号棒 9,958円 12号棒 9,958円 12号棒 10,044円 13号棒 10,111円 14号棒 10,201円 15号棒 10,291円 16号棒 10,291円 16号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,584円 19号棒 10,705円 20号棒 10,705円 20号棒 10,944円 22号棒 11,070円 上記に該当しない号棒 11,100円 上記に該当しない号棒 11,100円			
9号棒 7,798円 10号棒 7,893円 11号棒 7,983円 12号棒 8,073円 13号棒 8,158円 14号棒 8,257円 15号棒 8,356円 16号棒 8,455円 17号棒 8,554円 18号棒 8,671円 19号棒 8,784円 20号棒 9,180円 2号棒 9,256円 3号棒 9,256円 3号棒 9,328円 4号棒 9,405円 5号棒 9,486円 6号棒 9,558円 7号棒 9,706円 9号棒 9,787円 10号棒 9,787円 10号棒 9,873円 11号棒 9,9873円 11号棒 10,011円 14号棒 10,211円 14号棒 10,211円 14号棒 10,291円 16号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,584円 19号棒 10,705円 20号棒 10,705円 20号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,90円			
10号棒 7,893円 11号棒 7,983円 12号棒 8,073円 13号棒 8,158円 14号棒 8,257円 15号棒 8,356円 16号棒 8,455円 17号棒 8,554円 18号棒 8,671円 19号棒 8,784円 20号棒 8,896円 上記に該当しない号棒 9,000円 2号棒 9,180円 2号棒 9,256円 3号棒 9,328円 4号棒 9,405円 5号棒 9,486円 6号棒 9,558円 7号棒 9,634円 8号棒 9,706円 9号棒 9,787円 10号棒 9,873円 11号棒 9,958円 12号棒 10,044円 13号棒 10,201円 15号棒 10,201円 15号棒 10,291円 16号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,584円 19号棒 10,705円 20号棒 10,705円 20号棒 10,944円 19号棒 10,944円 19号棒 10,944円 19号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,90円			
11号俸 7,983円 12号俸 8,073円 13号俸 8,158円 14号俸 8,257円 15号俸 8,356円 16号俸 8,455円 17号俸 8,554円 18号俸 8,671円 19号俸 8,784円 20号俸 8,896円 上記に該当しない号俸 9,000円 2号俸 9,180円 2号俸 9,328円 4号俸 9,328円 4号俸 9,465円 5号俸 9,466円 6号俸 9,558円 7号俸 9,634円 8号俸 9,706円 9号俸 9,787円 10号俸 9,873円 11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,201円 15号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,90円円			
12号棒 8,073円 13号棒 8,158円 14号棒 8,257円 15号棒 8,356円 16号棒 8,455円 17号棒 8,554円 18号棒 8,671円 19号棒 8,784円 20号棒 8,896円 上記に該当しない号棒 9,000円 2号棒 9,180円 2号棒 9,256円 3号棒 9,328円 4号棒 9,405円 5号棒 9,486円 6号棒 9,558円 7号棒 9,634円 8号棒 9,706円 9号棒 9,787円 10号棒 9,873円 11号棒 9,958円 12号棒 10,044円 13号棒 10,111円 14号棒 10,201円 15号棒 10,201円 15号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,584円 19号棒 10,705円 20号棒 10,827円 21号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,90円円			
13号俸 8,158円 14号俸 8,257円 15号俸 8,356円 16号俸 8,455円 17号俸 8,554円 18号俸 8,671円 19号俸 8,784円 20号俸 8,896円 上記に該当しない号俸 9,000円 2粉 9,180円 2号俸 9,256円 3号俸 9,328円 4号俸 9,405円 5号俸 9,486円 6号俸 9,558円 7号俸 9,634円 8号俸 9,706円 9号俸 9,778円 10号俸 9,873円 11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,944円 22号俸 10,90円		11号俸	7,983円
14号棒 8,257円 15号棒 8,356円 16号棒 8,455円 17号棒 8,554円 18号棒 8,671円 19号棒 8,784円 20号棒 8,896円 上記に該当しない号棒 9,000円 2号棒 9,180円 2号棒 9,256円 3号棒 9,328円 4号棒 9,405円 5号棒 9,558円 7号棒 9,634円 8号棒 9,706円 9号棒 9,787円 10号棒 9,873円 11号棒 9,958円 12号棒 10,044円 13号棒 10,201円 15号棒 10,291円 16号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,584円 19号棒 10,705円 20号棒 10,827円 21号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 11,070円 上記に該当しない号棒 11,100円 上記に該当しない号棒 11,100円		12号俸	8,073円
15号棒 8,356円 16号棒 8,455円 17号棒 8,554円 18号棒 8,671円 19号棒 8,784円 20号棒 8,896円 上記に該当しない号棒 9,000円 2号棒 9,180円 2号棒 9,256円 3号棒 9,328円 4号棒 9,405円 5号棒 9,558円 7号棒 9,558円 7号棒 9,706円 9号棒 9,787円 10号棒 9,873円 11号棒 9,958円 12号棒 10,044円 13号棒 10,291円 16号棒 10,291円 16号棒 10,381円 17号棒 10,291円 16号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,705円 20号棒 10,705円 20号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 11,070円 上記に該当しない号棒 11,100円 上記に該当しない号棒 11,100円			
15号棒 8,356円 16号棒 8,455円 17号棒 8,554円 18号棒 8,671円 19号棒 8,784円 20号棒 8,896円 上記に該当しない号棒 9,000円 2号棒 9,180円 2号棒 9,256円 3号棒 9,328円 4号棒 9,405円 5号棒 9,486円 6号棒 9,558円 7号棒 9,706円 9号棒 9,7706円 9号棒 9,787円 10号棒 9,873円 11号棒 9,958円 12号棒 10,044円 13号棒 10,291円 16号棒 10,291円 16号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,584円 19号棒 10,705円 20号棒 10,827円 21号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 11,070円 上記に該当しない号棒 11,100円 上記に該当しない号棒 11,100円		14号俸	8,257円
16号棒 8,455円 17号棒 8,554円 18号棒 8,671円 19号棒 8,784円 20号棒 8,896円 上記に該当しない号棒 9,000円 2号棒 9,180円 2号棒 9,256円 3号棒 9,328円 4号棒 9,405円 5号棒 9,486円 6号棒 9,558円 7号棒 9,706円 9号棒 9,787円 10号棒 9,873円 11号棒 9,958円 12号棒 10,044円 13号棒 10,111円 14号棒 10,201円 15号棒 10,291円 16号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,584円 19号棒 10,705円 20号棒 10,827円 21号棒 10,944円 22号棒 10,944円 22号棒 11,070円 上記に該当しない号棒 11,100円 上記に該当しない号棒 11,100円		15号俸	8,356円
17号棒 8,554円 18号棒 8,671円 19号棒 8,784円 20号棒 8,896円 上記に該当しない号棒 9,000円 2号棒 9,180円 2号棒 9,256円 3号棒 9,328円 4号棒 9,405円 5号棒 9,486円 6号棒 9,558円 7号棒 9,634円 8号棒 9,706円 9号棒 9,787円 10号棒 9,958円 12号棒 10,044円 13号棒 10,111円 14号棒 10,201円 15号棒 10,201円 15号棒 10,201円 15号棒 10,291円 16号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,584円 19号棒 10,705円 20号棒 10,705円 20号棒 10,944円 22号棒 11,00円 上記に該当しない号棒 11,100円 上記に該当しない号棒 11,100円 上記に該当しない号棒 11,100円 20号棒 11,00円 上記に該当しない号棒 11,100円 上記に該当しない号棒 11,100円 12,200円 12,2			
18号棒 8,671円 19号棒 8,784円 20号棒 8,896円 上記に該当しない号棒 9,000円 2号棒 9,180円 2号棒 9,256円 3号棒 9,328円 4号棒 9,405円 5号棒 9,468円 6号棒 9,558円 7号棒 9,634円 8号棒 9,706円 9号棒 9,787円 10号棒 9,958円 12号棒 10,044円 13号棒 10,111円 14号棒 10,201円 15号棒 10,201円 15号棒 10,291円 16号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,705円 20号棒 10,705円 20号棒 10,705円 20号棒 10,944円 22号棒 11,00円 上記に該当しない号棒 11,100円 上記に該当しない号棒 11,100円 上記に該当しない号棒 11,00円 上記に該当しない号棒 11,00円 10,00円 11,00円			
19号俸 8,784円 20号俸 8,896円 上記に該当しない号俸 9,000円 2号俸 9,180円 2号俸 9,256円 3号俸 9,328円 4号俸 9,405円 5号俸 9,558円 7号俸 9,634円 8号俸 9,706円 9号俸 9,787円 10号俸 9,873円 11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,00円 上記に該当しない号俸 11,100円 上記に該当しない号俸 11,100円			
20号俸 8,896円 上記に該当しない号俸 9,000円 2号俸 9,180円 2号俸 9,256円 3号俸 9,328円 4号俸 9,405円 5号俸 9,486円 6号俸 9,558円 7号俸 9,634円 8号俸 9,706円 9号俸 9,873円 11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,00円 上記に該当しない号俸 11,100円 上記に該当しない号俸 11,100円 上記に該当しない号俸 11,100円 20号俸 11,00円 12,200円 12,200円 12,200円 12,200円 12,200円 12,200円 12,200円 12,200円 11,00円 12,200円 12,200円 11,00円 12,200円 12,200円 12,200円 11,00円 12,200円 12,200円 11,00円 12,200円 12,200円 11,00円 12,200円 12			
上記に該当しない号俸 9,000円 2級 1号俸 9,180円 2号俸 9,256円 3号俸 9,328円 4号俸 9,405円 5号俸 9,486円 6号俸 9,558円 7号俸 9,706円 9号俸 9,787円 10号俸 9,873円 11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,00円 上記に該当しない号俸 11,100円 上記に該当しない号俸 11,100円		20号传	
2級 1号俸 9,180円 2号俸 9,256円 3号俸 9,328円 4号俸 9,405円 5号俸 9,486円 6号俸 9,558円 7号俸 9,706円 9号俸 9,787円 10号俸 9,873円 11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,070円 上記に該当しない号俸 11,100円 上記に該当しない号俸 11,100円			
2号俸 9,256円 3号俸 9,328円 4号俸 9,405円 5号俸 9,486円 6号俸 9,558円 7号俸 9,634円 8号俸 9,706円 9号俸 9,873円 10号俸 9,873円 11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,584円 19号俸 10,584円 19号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,00円 上記に該当しない号俸 11,100円 上記に該当しない号俸 11,100円	OVT		
3号俸 9,328円 4号俸 9,405円 5号俸 9,486円 6号俸 9,558円 7号俸 9,634円 8号俸 9,706円 9号俸 9,787円 10号俸 9,873円 11号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,070円 上記に該当しない号俸 11,100円 上記に該当しない号俸 11,100円	乙成	1万悴	
4号俸 9,405円 5号俸 9,486円 6号俸 9,558円 7号俸 9,634円 8号俸 9,706円 9号俸 9,787円 10号俸 9,873円 11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,584円 19号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,070円 上記に該当しない号俸 11,100円 上記に該当しない号俸 12,200円		2号俸	9,256円
5号俸 9,486円 6号俸 9,558円 7号俸 9,634円 8号俸 9,706円 9号俸 9,787円 10号俸 9,873円 11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,070円 上記に該当しない号俸 11,100円 上記に該当しない号俸 12,200円		3号俸	
6号棒 9,558円 7号俸 9,634円 8号俸 9,706円 9号俸 9,787円 10号俸 9,873円 11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,070円 上記に該当しない号俸 11,100円 をての号俸 12,200円			9,405円
7号俸 9,634円 8号俸 9,706円 9号俸 9,787円 10号俸 9,873円 11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,070円 上記に該当しない号俸 11,100円 多号で 12,200円		5号俸	9,486円
7号棒 9,634円 8号棒 9,706円 9号棒 9,787円 10号棒 9,873円 11号棒 9,958円 12号棒 10,044円 13号棒 10,111円 14号棒 10,201円 15号棒 10,291円 16号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,584円 19号棒 10,705円 20号棒 10,827円 21号棒 10,944円 22号棒 11,070円 上記に該当しない号棒 11,100円 多号を 12,200円		6号俸	9,558円
8号棒 9,706円 9号棒 9,787円 10号棒 9,873円 11号棒 9,958円 12号棒 10,044円 13号棒 10,111円 14号棒 10,201円 15号棒 10,291円 16号棒 10,381円 17号棒 10,462円 18号棒 10,584円 19号棒 10,705円 20号棒 10,827円 21号棒 10,944円 22号棒 11,070円 上記に該当しない号棒 11,100円 多表での号棒 12,200円		7号俸	9,634円
9号俸 9,787円 10号俸 9,873円 11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,070円 上記に該当しない号俸 11,100円 3級 全ての号俸 12,200円			
10号俸 9,873円 11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,070円 上記に該当しない号俸 11,100円 をての号俸 12,200円			
11号俸 9,958円 12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,070円 上記に該当しない号俸 11,100円 3級 全ての号俸 12,200円			9.873円
12号俸 10,044円 13号俸 10,111円 14号俸 10,201円 15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,070円 上記に該当しない号俸 11,100円 3級 全ての号俸 12,200円		11 呈俵	
13号棒10,111円14号棒10,201円15号棒10,291円16号棒10,381円17号棒10,462円18号棒10,584円19号棒10,705円20号棒10,827円21号棒10,944円22号棒11,070円上記に該当しない号棒11,100円3級全ての号棒12,200円			
14号俸10,201円15号俸10,291円16号俸10,381円17号俸10,462円18号俸10,584円19号俸10,705円20号俸10,827円21号俸10,944円22号俸11,070円上記に該当しない号俸11,100円3級全ての号俸12,200円			10,044円
15号俸 10,291円 16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,070円 上記に該当しない号俸 11,100円 3級 全ての号俸 12,200円			
16号俸 10,381円 17号俸 10,462円 18号俸 10,584円 19号俸 10,705円 20号俸 10,827円 21号俸 10,944円 22号俸 11,070円 上記に該当しない号俸 11,100円 3級 全ての号俸 12,200円			
17号俸10,462円18号俸10,584円19号俸10,705円20号俸10,827円21号俸10,944円22号俸11,070円上記に該当しない号俸11,100円3級全ての号俸12,200円			
18号俸10,584円19号俸10,705円20号俸10,827円21号俸10,944円22号俸11,070円上記に該当しない号俸11,100円3級全ての号俸12,200円			
19号俸10,705円20号俸10,827円21号俸10,944円22号俸11,070円上記に該当しない号俸11,100円3級全ての号俸12,200円			
20号俸10,827円21号俸10,944円22号俸11,070円上記に該当しない号俸11,100円3級全での号俸12,200円			10,584円
20号俸10,827円21号俸10,944円22号俸11,070円上記に該当しない号俸11,100円3級全での号俸12,200円		19号俸	10,705円
21号俸10,944円22号俸11,070円上記に該当しない号俸11,100円3級全ての号俸12,200円		20号俸	
22号俸11,070円上記に該当しない号俸11,100円3級全ての号俸12,200円		21号俸	
上記に該当しない号俸11,100円3級全ての号俸12,200円		22号俸	
3級 全ての号俸 12,200円			
	3級	マイの 早 俵	
4/ 以 土 (ツ) ケ) 13,100 13			
	ゴバス	エ、ツクド	15,100

才. 教育職俸給表(三)

	奉給表(二)	
職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	7,200円
	9是俵	7 267円
	2号俸 3号俸	7,267円 7,335円
	3万悴	
	4号俸	7,402円
	5号俸	7,474円
	6号俸	7,560円
	7号俸	7,641円
	8号俸	7,722円
	9号俸	7,798円
	10号俸	7,893円
	11号俸	7,983円
	12号俸	8,073円
	13号俸	8,158円
	14号俸	8,257円
	15号俸	8,356円
	上記に該当しない号俸	8,400円
O VII	1 円 <i>体</i>	
2級	1号俸	7,911円
	2号俸	8,005円
	3号俸	8,100円
	4号俸	8,199円
	5号俸	8,289円
	6号俸	8,388円
	7号俸	8,487円
	8号俸	8,586円
	9号俸	8,685円
	10号俸	8,811円
	10万件	
	11号俸 12号俸	8,932円
	12号俸	9,054円
	13号俸	9,180円
	14号俸	9,256円
	15号俸	9,328円
	16号俸	
		9,405円
	17号俸	9,486円
	18号俸	9,558円
	19号俸	9,634円
	20号俸	9,706円
	21号俸	9,787円
	22号俸	9,873円
	23号俸	9,958円
	24号俸	10,044円
	25号俸	10,111円
	26号俸	10,201円
		10,401
	27号俸	10,291円
	28号俸	10,381円
	29号俸	10,462円
	30号俸	10,584円
	31号俸	10,705円
	32号俸	10,827円
	33号俸	10,944円
	上記に該当しない号俸	11,000円
3級	全ての号俸	11,800円
4級	全ての号俸	12,700円
ユリゾ	エヘツタデ	14,100

力. 医療職俸給表(一)

職務の級	号俸	調整基本額
1級	全ての号俸	6,200円
2級	全ての号俸	8,000円
3級	全ての号俸	9,100円
4級	全ての号俸	9,700円
5級	全ての号俸	10,500円
6級	全ての号俸	11,300円
7級	全ての号俸	12,200円
8級	全ての号俸	13,800円

キ. 医療職俸給表(二)

イ・区別戦	ギ州な(一)	
職務の級	号俸	調整基本額
1級	1号俸	7,438円
	2号俸	7,501円
	3号俸	7,569円
	4号俸	7,632円
	5号俸	7,695円
	6号俸	7,762円
	7号俸	7,830円
	8号俸	7,897円
	9号俸	7,951円
	10号俸	8,028円
	上記に該当しない号俸	8,100円
2級	1号俸	8,658円
	2号俸	8,752円
	3号俸	8,847円
	4号俸	8,937円
	5号俸	9,031円
	6号俸	9,135円
	7号俸	9,238円
	8号俸	9,337円
	上記に該当しない号俸	9,400円
3級	全ての号俸	9,700円
4級	全ての号俸	10,000円
5級	全ての号俸	10,400円
6級	全ての号俸	11,600円
7級	全ての号俸	12,500円

別表第10 管理職手当(第15条関係)

職名	適用区分
副学長(校務を分担する者)	Ⅱ種
医学系研究科長	Ⅱ種
理工学府長	Ⅱ種
病院長	Ⅱ種
共同教育学部長	Ⅲ種
情報学部長	Ⅲ種
医学部長	Ⅲ種
保健学研究科長	Ⅲ種
生体調節研究所長	Ⅲ種
総合情報メディアセンター長	Ⅲ種
副学長	IV種
副病院長	IV種
評議員	V種
教育実践センター長	V種
学科長(情報学部に限る。)	V種
部門長(理工学府に限る。)	V種
生物資源センター長	V種
生体情報ゲリムリソースセンター長	V種
国際センター長	V種
附属小学校長	IV種の2
附属幼稚園長	IV種
附属小学校教頭	IV種
附属中学校長	IV種
附属中学校教頭	IV種
附属特別支援学校長	IV種
附属特別支援学校小学部主事	V種の2
附属特別支援学校中学部主事	
附属特別支援学校高等部主事	Ī
附属幼稚園教頭	V種
附属特別支援学校教頭	V種
看護部長	Ⅱ種
	IV種
副看護部長	IV種
事務局長	I種
	Ⅱ種
昭和地区事務部長, 次長	Ⅱ種
課長,事務長,室長	Ⅲ種
	IV種
副統括技術長	V種

別表第11 管理職手当額(第15条関係)

ア. 一般職俸給表(一)

<u> / . 一般職俸給表(一)</u>		
職務の級	適用区分	管理職手当額
10級	I種	139,300
9級	I種	130,300
	Ⅱ種	104,200
8級	I種	117,100
	Ⅱ種	94,000
	Ⅲ種	82,200
7級	Ⅱ種	88,500
	Ⅲ種	77,400
6級	Ⅱ種	83,100
	Ⅲ種	72,700
	IV種	62,300
	V種	51,900
5級	Ⅲ種	69,400
	IV種	59,500
	V種	49,600
4級	IV種	55,500
	V種	46,300

イ. 教育職俸給表(一)

<u> 1. </u>	 		
職務の級	適用区分	管理職手当額	
5級	Ⅱ種	106,900	
	Ⅲ種	93,500	
	IV種の2	86,800	
	IV種	80,200	
	V種	66,800	
4級	IV種の2	74,500	
	IV種	68,800	
	V種	57,300	

ウ. 教育職俸給表(二)

ソ・叙月戦学和公(二/		
職務の級	適用区分	管理職手当額
4級	IV種	68,300
	V種	56,900
3級	V種	55,100
	V種の2	35,300
2級	V種	52,200
	V種の2	33,400

工. 教育職俸給表(三)

<u>一一, 秋月帆件阳3(二/</u>			
職務の級	適用区分	管理職手当額	
4級	IV種	65,100	
	V種	54,300	
3級	V種	54,700	
2級	V種	51,000	

才. 医療職俸給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
6級	IV種	62,300
5級	IV種	58,900

カ. 医療職俸給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額	
7級	Ⅱ種	88,300	
6級	Ⅱ種	86,700	
5級	Ⅱ種	79,000	
	Ⅲ種	69,100	
	IV種	59,200	
4級	IV種	53,700	

別表第12 初任給調整手当(第17条関係)

	期間の区	分	手当額
1	左土进		円 50.900
1	年未満年以上2	年未満	50,800 50,800
2	年以上 3	年未満	50,800
3	年以上 4	年未満	50,800
4	年以上 5	年未満	50,800
5	年以上 6	年未満	50,800
6	年以上 7	年未満	49,000
7	年以上 8	年未満	47,200
8	年以上 9	年未満	45,400
9	年以上 10	年未満	43,600
10	年以上 11	年未満	41,800
11	年以上 12	年未満	40,000
12	年以上 13	年未満	38,200
13	年以上 14	年未満	36,400
14	年以上 15	年未満	35,000
15	年以上 16	年未満	33,600
16	年以上 17	年未満	32,200
17	年以上 18	年未満	30,800
18	年以上 19	年未満	29,400
19	年以上 20	年未満	28,000
20	年以上 21	年未満	26,600
21	年以上 22	年未満	26,000
22	年以上 23	年未満	25,400
23	年以上 24	年未満	24,400
24	年以上 25	年未満	23,800
25	年以上 26	年未満	23,200
26	年以上 27	年未満	22,600
27	年以上 28	年未満	22,000
28	年以上 29	年未満	21,200
29	年以上 30	年未満	20,900
30	年以上 31	年未満	20,500
31	年以上 32	年未満	19,900
32	年以上 33	年未満	19,000
33	年以上 34	年未満	18,100
34	年以上 35	年未満	17,400

都道府県	支 給 地 域	支給割合
群馬県	高崎市	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
41+117577	前橋市 太田市 桐生市 渋川市	100分の8 100分の3
北海道	札幌市	100分の3 100分の3
宮城県	多賀城市	100分の3 100分の10
百%氘	少負級中 仙台市	100分の10 100分の6
	知 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	100分の3
茨城県	取手市 つくば市	100分の3 100分の16
八州州	守谷市	100分の10 100分の15
	<u> </u>	100分の13 100分の12
	十久市 水戸市 日立市 土浦市 龍ケ崎市	100分の12 100分の10
	がアリー ロエリー 上浦川 龍ヶ崎川 古河市 ひたちなか市 神栖市	100分の10 100分の6
	笠間市 鹿嶋市 筑西市	100分の3
栃木県	字都宮市 大田原市 下野市	100分の3 100分の6
伽小県	大田宮中 大田房中 下野中 栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市	
埼玉県	和光市	100分の3
埼玉県		100分の16 100分の15
	さいたま市 志木市 東松山市 朝霞市	100分の15 100分の12
	坂戸市	100分の12 100分の10
	別点 別日本 1 日本 別名本 別名本 1 日本 別名本 別	100分の10 100分の6
		1005700
	比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町 熊谷市	100分の3
イ.		100分の3 100分の16
千葉県	1177 100 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	千葉市 成田市 	100分の15
	船橋市 浦安市 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 富津市	100分の12
		100分の10
	野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	100分の6
東京都	木更津市 君津市 八街市	100分の3
果	特別区 武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市	100分の20 100分の16
	多摩市	100750710
	クレート	100分の15
	立川市	100分の13 100分の12
	三鷹市 あきる野市	100分の12 100分の10
	武蔵村山市	100分の10 100分の3
神奈川県	横浜市 川崎市 厚木市	100分の3 100分の16
1735/135	鎌倉市	100分の15 100分の15
	相模原市 藤沢市	100分の13 100分の12
	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市	100分の12 100分の10
	三浦市 三浦郡葉山町 中郡二宮町	100分の10 100分の6
新潟県	新潟市	100分の3
富山県	富山市	100分の3 100分の3
石川県	金沢市	100分の3 100分の3
福井県	福井市	100分の3
山梨県	甲府市	100分の5 100分の6
山米州	南アルプス市	100分の3
長野県	塩尻市	100分の3 100分の6
及判示	長野市 松本市 諏訪市 伊那市	100分の3
岐阜県	岐阜市	100分の5 100分の6
哎早乐		
静岡県	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	100分の3 100分の6
时则灯	所问中 招達中 岩田中 御殿場中 浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市	100分の8 100分の3
愛知県	供你中 二島中 虽工各中 虽工中 焼痒中 掛川中 膝杖中 袋井中 刈谷市 豊田市	100分の3 100分の16
友州坑	A 古屋市 豊明市 名古屋市 豊明市	
	石 百 屋 中 一 豊 切 中 西 尾 市 一 知 多 市 一 みよし 市	100分の15 100分の10
		100分の6
	江南市 田原市 弥富市 西春日井郡豊山町 豊橋市 一宮市 半田市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村	100/\@2
三重県	豊橋市 一宮市 半田市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村 鈴鹿市	100分の3 100分の12
—里尔		
	四日市市 津市 桑名市 亀山市	100分の10 100分の6

	名張市 伊賀市	100分の3
滋賀県	大津市 草津市 栗東市	100分の10
	彦根市 守山市 甲賀市	100分の6
	長浜市 東近江市	100分の3
京都府	京田辺市	100分の12
	京都市	100分の10
	宇治市 亀岡市 向日市 木津川市	100分の6
大阪府	大阪市 守口市	100分の16
	池田市 高槻市 門真市	100分の15
	豊中市 吹田市 寝屋川市 箕面市 羽曳野市	100分の12
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東大阪市 交野市	100分の10
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市	100分の6
	泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	
兵庫県	西宮市 芦屋市 宝塚市	100分の15
	神戸市	100分の12
	尼崎市 伊丹市 三田市	100分の10
	明石市 赤穂市	100分の6
	姫路市 加古川市 三木市	100分の3
奈良県	天理市	100分の12
	奈良市 大和郡山市	100分の10
	大和高田市 橿原市 香芝市 北葛城郡王寺町	100分の6
	桜井市 宇陀市	100分の3
和歌山県	和歌山市 橋本市	100分の6
岡山県	岡山市	100分の3
広島県	広島市	100分の10
	三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	100分の3
山口県	周南市	100分の3
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	100分の3
香川県	高松市	100分の6
	坂出市	100分の3
福岡県	福岡市 春日市 福津市	100分の10
	太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	100分の6
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	100分の3
長崎県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第14 義務教育等教員特別手当(第42条関係) ア 教育職俸給表(二)の適用を受ける者

職員の職務の級	
1級 2級 3級 4級	
	600 600 600 600 600 600 600 600

54 6,800 9,600 14,000 55 6,800 9,600 14,000 56 6,800 9,600 14,000 57 7,000 9,900 14,200 58 7,000 9,900 14,200 59 7,000 9,900 14,200 60 7,000 10,200 14,400 61 7,200 10,200 14,400 62 7,200 10,200 14,400 63 7,200 10,200 14,400 64 7,200 10,200 14,400 65 7,400 10,500 14,600 66 7,400 10,500 14,600 67 7,400 10,500 14,600 68 7,400 10,500 14,600 69 7,700 10,800 14,800 71 7,700 10,800 14,800 72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100					
55 6,800 9,600 14,000 56 6,800 9,600 14,000 57 7,000 9,900 14,200 58 7,000 9,900 14,200 59 7,000 9,900 14,200 60 7,000 9,900 14,200 61 7,200 10,200 14,400 62 7,200 10,200 14,400 64 7,200 10,200 14,400 65 7,400 10,500 14,600 66 7,400 10,500 14,600 67 7,400 10,500 14,600 68 7,400 10,500 14,600 69 7,700 10,800 14,800 70 7,700 10,800 14,800 71 7,700 10,800 14,800 72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100	54	6 800	9 600	14 000	
56 6,800 9,600 14,000 57 7,000 9,900 14,200 58 7,000 9,900 14,200 59 7,000 9,900 14,200 60 7,000 9,900 14,200 61 7,200 10,200 14,400 62 7,200 10,200 14,400 63 7,200 10,200 14,400 64 7,200 10,200 14,400 65 7,400 10,500 14,600 66 7,400 10,500 14,600 67 7,400 10,500 14,600 68 7,400 10,500 14,600 69 7,700 10,800 14,800 70 7,700 10,800 14,800 71 7,700 10,800 14,800 72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,10					
57 7,000 9,900 14,200 58 7,000 9,900 14,200 59 7,000 9,900 14,200 60 7,000 9,900 14,200 61 7,200 10,200 14,400 62 7,200 10,200 14,400 63 7,200 10,200 14,400 64 7,200 10,500 14,600 66 7,400 10,500 14,600 66 7,400 10,500 14,600 67 7,400 10,500 14,600 68 7,400 10,500 14,600 67 7,700 10,800 14,800 70 7,700 10,800 14,800 71 7,700 10,800 14,800 72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,1					
58 7,000 9,900 14,200 60 7,000 9,900 14,200 61 7,200 10,200 14,400 62 7,200 10,200 14,400 63 7,200 10,200 14,400 64 7,200 10,200 14,400 64 7,200 10,500 14,600 66 7,400 10,500 14,600 67 7,400 10,500 14,600 67 7,400 10,500 14,600 68 7,400 10,500 14,600 69 7,700 10,800 14,800 70 7,700 10,800 14,800 71 7,700 10,800 14,800 72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 77 8,100 14					
59 7,000 9,900 14,200 60 7,000 9,900 14,200 61 7,200 10,200 14,400 62 7,200 10,200 14,400 63 7,200 10,200 14,400 64 7,200 10,500 14,600 65 7,400 10,500 14,600 66 7,400 10,500 14,600 67 7,400 10,500 14,600 68 7,400 10,500 14,600 69 7,700 10,800 14,800 70 7,700 10,800 14,800 71 7,700 10,800 14,800 72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 77 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11			9,900		
60	58	7,000	9,900	14,200	
60	59	7.000			
61					
62					
63					
64					
65 7,400 10,500 14,600 66 7,400 10,500 14,600 67 7,400 10,500 14,600 68 7,400 10,500 14,600 69 7,700 10,800 14,800 70 7,700 10,800 14,800 71 7,700 10,800 14,800 72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 76 7,900 11,100 14,900 77 8,100 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 83 8,200 11,600 15,200 84 8,200	63	7,200	10,200	14,400	
65 7,400 10,500 14,600 66 7,400 10,500 14,600 67 7,400 10,500 14,600 68 7,400 10,500 14,600 69 7,700 10,800 14,800 70 7,700 10,800 14,800 71 7,700 10,800 14,800 72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 76 7,900 11,100 14,900 77 8,100 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 83 8,200 11,600 15,200 84 8,200	64	7,200	10,200	14,400	
66 7,400 10,500 14,600 67 7,400 10,500 14,600 68 7,400 10,500 14,600 68 7,400 10,500 14,600 69 7,700 10,800 14,800 70 7,700 10,800 14,800 71 7,700 10,800 14,800 72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 77 8,100 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 83 8,200 11,600 15,200 84 8,200	65	7.400			
67 7,400 10,500 14,600 68 7,400 10,500 14,600 69 7,700 10,800 14,800 70 7,700 10,800 14,800 71 7,700 10,800 14,800 72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 76 7,900 11,100 14,900 77 8,100 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 83 8,200 11,600 15,200 84 8,200 11,600 18,500 87 8,400 11,800 18,800 12,200 90 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>					
68 7,400 10,500 14,600 69 7,700 10,800 14,800 70 7,700 10,800 14,800 71 7,700 10,800 14,800 72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 76 7,900 11,100 14,900 77 8,100 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 83 83 8,200 11,600 85 84 8,200 11,600 85 84 8,200 11,600 85 85 8,400 11,800 86 8,400 11,800 <					
69 7,700 10,800 14,800 70 7,700 10,800 14,800 71 7,700 10,800 14,800 72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 76 7,900 11,100 14,900 77 8,100 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 83 83 8,200 11,600 84 84 8,200 11,600 85 84 8,200 11,600 85 85 8,400 11,800 87 8,400 11,800 88 8,400 11,800 89 8					
70 7,700 10,800 14,800 71 7,700 10,800 14,800 72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 76 7,900 11,100 14,900 77 8,100 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 83 8,200 11,600 15,200 84 8,200 11,800 86 8,400 11,800 87 8,400 11,800 88 8,500 12,200 90 8,500 12,200					
71 7,700 10,800 14,800 72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 76 7,900 11,100 14,900 77 8,100 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 83 8,200 11,600 15,200 84 8,200 11,800 86 8,400 11,800 85 8,400 11,800 88 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 91 8,50			10,800	14,800	
72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 76 7,900 11,100 14,900 76 7,900 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 84 8,200 11,600 15,200 85 8,400 11,800 86 8,400 11,800 86 8,400 11,800 88 8,400 11,800 87 8,400 11,800 89 8,500 12,200 91 8,50	70	7,700	10,800	14,800	
72 7,700 10,800 14,800 73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 76 7,900 11,100 14,900 76 7,900 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 84 8,200 11,600 15,200 85 8,400 11,800 86 8,400 11,800 86 8,400 11,800 88 8,400 11,800 87 8,400 11,800 89 8,500 12,200 91 8,50	71	7,700	10,800	14,800	
73 7,900 11,100 14,900 74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 76 7,900 11,100 14,900 77 8,100 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 83 8,200 11,600 15,200 84 8,200 11,600 15,200 85 8,400 11,800 86 8,400 11,800 86 8,400 11,800 88 8,400 11,800 87 8,400 11,800 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 90 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,70					
74 7,900 11,100 14,900 75 7,900 11,100 14,900 76 7,900 11,100 14,900 77 8,100 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 83 8,200 11,600 84 8,200 11,600 84 8,200 11,600 85 8,400 11,800 86 8,400 11,800 86 8,400 11,800 88 8,400 11,800 88 8,400 11,800 88 8,500 12,200 90 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
75 7,900 11,100 14,900 76 7,900 11,100 14,900 77 8,100 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 83 84 8,200 11,600 84 85 8,400 11,800 86 8,400 11,800 87 8,400 11,800 88 8,400 11,800 87 8,400 11,800 88 8,400 11,800 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,400 94 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98					
76 7,900 11,100 14,900 77 8,100 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 84 8,200 11,600 15,200 85 8,400 11,800 86 8,400 11,800 87 8,400 11,800 88 8,400 11,800 88 8,400 11,800 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 10 <td></td> <td></td> <td>,</td> <td></td> <td></td>			,		
77 8,100 11,400 15,100 78 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 84 8,200 11,600 85 84 8,200 11,600 85 85 8,400 11,800 86 87 8,400 11,800 88 87 8,400 11,800 88 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 98 8,800 12,600 100					
78 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 84 8,200 11,600 85 84 8,200 11,600 85 85 8,400 11,800 86 87 8,400 11,800 88 87 8,400 11,800 88 88 8,400 11,800 88 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 100 8,800 12,900 <td>76</td> <td>7,900</td> <td>11,100</td> <td>14,900</td> <td></td>	76	7,900	11,100	14,900	
78 8,100 11,400 15,100 79 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 84 8,200 11,600 85 8,400 11,800 86 8,400 11,800 86 8,400 11,800 87 8,400 11,800 88 8,400 11,800 88 8,400 11,800 88 8,500 12,200 90 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 94 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 98 8,800 12,600 101 9,000 <td>77</td> <td>8,100</td> <td>11,400</td> <td>15,100</td> <td></td>	77	8,100	11,400	15,100	
79 8,100 11,400 15,100 80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 83 8,200 11,600 84 8,200 11,600 84 8,200 11,600 85 8,400 11,800 86 8,400 11,800 86 8,400 11,800 88 8,400 11,800 88 8,400 11,800 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 98 8,800 12,600 100 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 <td< td=""><td>78</td><td>8,100</td><td>11,400</td><td></td><td></td></td<>	78	8,100	11,400		
80 8,100 11,400 15,100 81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 15,200 83 8,200 11,600 15,200 84 8,200 11,600 11,800 85 8,400 11,800 11,800 86 8,400 11,800 11,800 87 8,400 11,800 12,200 90 8,500 12,200 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 99 8,800 12,600 100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100					
81 8,200 11,600 15,200 82 8,200 11,600 11,600 83 8,200 11,600 11,600 84 8,200 11,600 11,800 85 8,400 11,800 11,800 86 8,400 11,800 11,800 87 8,400 11,800 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 100 8,800 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>					
82 8,200 11,600 83 8,200 11,600 84 8,200 11,600 85 8,400 11,800 86 8,400 11,800 87 8,400 11,800 88 8,400 11,800 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 109 9,200 13,300 111					
83 8,200 11,600 84 8,200 11,600 85 8,400 11,800 86 8,400 11,800 87 8,400 11,800 88 8,400 11,800 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,300 110 <td></td> <td></td> <td></td> <td>15,200</td> <td></td>				15,200	
84 8,200 11,600 85 8,400 11,800 86 8,400 11,800 87 8,400 11,800 88 8,400 11,800 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,300 110 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
85 8,400 11,800 86 8,400 11,800 87 8,400 11,800 88 8,400 11,800 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 109 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300	83	8,200	11,600		
85 8,400 11,800 86 8,400 11,800 87 8,400 11,800 88 8,400 11,800 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 109 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300	84	8,200	11,600		
86 8,400 11,800 87 8,400 11,800 88 8,400 11,800 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
87 8,400 11,800 88 8,400 11,800 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,300 110 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
88 8,400 11,800 89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
89 8,500 12,200 90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 108 9,100 13,100 109 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
90 8,500 12,200 91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 100 8,800 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
91 8,500 12,200 92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300	89	8,500	12,200		
92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300	90	8,500	12,200		
92 8,500 12,200 93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300	91	8,500	12,200		
93 8,700 12,400 94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300	92	8,500			
94 8,700 12,400 95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
95 8,700 12,400 96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
96 8,700 12,400 97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
97 8,800 12,600 98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,100 109 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
98 8,800 12,600 99 8,800 12,600 100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
99 8,800 12,600 100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300	98		12,600		
100 8,800 12,600 101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300	99	8,800	12,600		
101 9,000 12,900 102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,100 109 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
102 9,000 12,900 103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,100 109 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
103 9,000 12,900 104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,100 109 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
104 9,000 12,900 105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,100 109 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
105 9,100 13,100 106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,100 109 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
106 9,100 13,100 107 9,100 13,100 108 9,100 13,100 109 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
107 9,100 13,100 108 9,100 13,100 109 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300	105	9,100	13,100		
107 9,100 13,100 108 9,100 13,100 109 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300	106	9,100	13,100		
108 9,100 13,100 109 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
109 9,200 13,300 110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300 13,300 13,300					
110 9,200 13,300 111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
111 9,200 13,300 112 9,200 13,300					
112 9,200 13,300					
113 9,200 13,400	112		13,300		
	113	9,200	13,400		

再雇用職員 備者 この	ひまけ (外屋	6,300	7,700 校の教頭。	10,100	12,900
	153	10,300	14,200		
	152	10,200	14,200		
	151	10,200	14,200		
	150	10,200	14,200		
	149	10,200	14,200		
	148	10,100	14,200		
	147	10,100	14,200		
	146	10,100	14,200		
	145	10,100	14,200		
	144	9,900	14,200		
	143	9,900	14,200		
	142	9,900	14,200		
	141	9,900	14,200		
	140	9,900	14,100		
	139	9,900	14,100		
	138	9,900	14,100		
	137	9,900	14,100		
	136	9,800	14,100		
	135	9,800	14,100		
	134	9,800	14,100		
	133	9,800	14,100		
	132	9,700	14,000		
	131	9,700	14,000		
	130	9,700	14,000		
	128	9,700	14,000		
	127	9,600	13,900		
	126	9,600 9,600	13,900		
	125 126	9,600	13,900 13,900		
	124	9,500	13,700		
	123	9,500	13,700		
	122	9,500	13,700		
	121	9,500	13,700		
	120	9,400	13,600		
	119	9,400	13,600		
	118	9,400	13,600		
	117	9,400	13,600		
	116	9,200	13,400		
	115	9,200	13,400		
	114	9,200	13,400		

備考 この表は、附属特別支援学校の教頭、教諭及び養護教諭に 適用する。

イ 教育職俸給表(三)の適用を受ける者

イ 教育職俸給表(三)の適用を受ける者									
職員の	職務の級	職務の級 1級		23	級	37	級	4級	
区分	号俸	幼稚園	小·中学校	幼稚園	小・中学校	幼稚園	小•中学校	幼稚園	小·中学校
再職外員 用以職	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 3 24 25 6 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52	下	円 3,900 3,900 3,900 3,900 4,100 4,100 4,100 4,200 4,200 4,200 4,200 4,400 4,400 4,400 4,400 4,700 4,700 4,700 4,700 4,900 4,900 5,100 5,100 5,100 5,100 5,400 5,400 5,600 6,100 6,100 6,100 6,100 6,300 6,300 6,600	2,100 2,100 2,100 2,100 2,250 2,250 2,250 2,250 2,350 2,350 2,350 2,350 2,350 2,500 2,500 2,600 2,600 2,600 2,600 2,750 2,750 2,750 2,750 2,750 2,750 2,900 2,900 2,900 2,900 3,000 3,000 3,000 3,000 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,550 3,550 3,550 3,550 3,550 3,700 3,700 3,700 3,700 3,700 3,700 3,700 3,700 3,700 3,700 3,850 3,850 3,850 3,850 3,850 3,850	円 4,200 4,200 4,200 4,500 4,500 4,500 4,500 4,700 4,700 4,700 5,000 5,000 5,000 5,000 5,200 5,200 5,200 5,200 5,200 5,200 5,500 5,500 5,500 5,500 5,800 5,800 5,800 6,000 7,100 7,100 7,400 7,400 7,700 7,700	1 4,200 4,200 4,200 4,400 4,400 4,400 4,400 4,400 4,550 4,550 4,550 4,550 4,900 4,900 4,900 4,900 5,050 5,050 5,050 5,050 5,200 5,200	8,400 8,400 8,400 8,400 8,400 8,800 8,800 8,800 9,100 9,100 9,100 9,100 9,100 9,800 9,800 9,800 10,100 10,100 10,100 10,100 10,400 10,400 10,400 10,400 10,400 10,400 11,400 11,100 11,200 11,200 11,200 11,200 12,200 12,200 12,200 12,600 12,600 12,600 12,600 12,600 12,600 12,600 12,600 12,600	円 6,750 6,750 6,750 6,750 6,750 6,900 6,900 7,050 7,050 7,050 7,200 7,200 7,200 7,200 7,200 7,400 7,400 7,400 7,400 7,550 7,550 7,550 7,650 7,650 7,650 7,650 7,750 7,750 7,750 7,750 7,900 7,900 7,900 7,900 7,950 7,950	月 13,500 13,500 13,500 13,500 13,800 13,800 13,800 13,800 14,100 14,100 14,100 14,400 14,400 14,400 14,400 14,400 14,800 14,800 14,800 14,800 15,100 15,100 15,100 15,300 15,300 15,300 15,300 15,500 15,500

54								
55	54	3 400	6 800	4 150	8 300	6.450	12 000	I
56				· ·				
57		· ·		-			,	
58 3,500 7,000 4,300 8,600 6,600 13,200 60 3,500 7,000 4,300 8,600 6,600 13,200 61 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 62 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 64 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 64 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 65 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 66 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 67 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 68 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 70 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 <td< td=""><td>56</td><td>3,400</td><td>6,800</td><td>4,150</td><td>8,300</td><td>6,450</td><td>12,900</td><td></td></td<>	56	3,400	6,800	4,150	8,300	6,450	12,900	
58 3,500 7,000 4,300 8,600 6,600 13,200 60 3,500 7,000 4,300 8,600 6,600 13,200 61 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 62 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 64 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 64 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 65 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 66 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 67 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 68 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 70 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 <td< td=""><td>57</td><td>3,500</td><td>7,000</td><td>4,300</td><td>8,600</td><td>6,600</td><td>13,200</td><td></td></td<>	57	3,500	7,000	4,300	8,600	6,600	13,200	
59								
60		· ·						
61 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 62 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 63 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 64 3,600 7,200 4,480 8,900 6,750 13,500 65 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 66 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 68 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 69 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 70 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 72 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 73 3,950 7,900 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>*</td><td></td></td<>							*	
62 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 63 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 64 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 65 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 67 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 68 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 68 3,700 7,400 4,950 9,900 7,000 14,000 70 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 72 3,850 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 74 3,950 7,900 <t< td=""><td>60</td><td>3,500</td><td>7,000</td><td>4,300</td><td>8,600</td><td></td><td>13,200</td><td></td></t<>	60	3,500	7,000	4,300	8,600		13,200	
62 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 63 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 64 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 65 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 67 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 68 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 68 3,700 7,400 4,950 9,900 7,000 14,000 70 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 72 3,850 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 74 3,950 7,900 <t< td=""><td>61</td><td>3,600</td><td>7,200</td><td>4,450</td><td>8,900</td><td>6,750</td><td>13,500</td><td></td></t<>	61	3,600	7,200	4,450	8,900	6,750	13,500	
63 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 64 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 65 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 67 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 68 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 68 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 70 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 72 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 73 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 74 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 75 3,950 7,900 <				4 450				
64 3,600 7,200 4,450 8,900 6,750 13,500 65 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 67 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 68 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 69 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 70 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 72 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 73 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 74 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 75 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900								
65 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 66 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 68 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 69 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 70 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 72 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 73 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 74 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 75 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 78 4,050 8,100								
66 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 67 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 68 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 69 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 70 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 72 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 73 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 74 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 75 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 78 4,050 8,100								
67 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 68 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 69 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 70 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 72 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 73 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 74 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 77 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 79 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200	65	3,700	7,400	4,800	9,600	6,850	13,700	
67 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 68 3,700 7,400 4,800 9,600 6,850 13,700 69 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 70 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 72 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 73 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 74 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 77 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 79 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200	66	3,700	7,400	4,800	9,600	6,850	13,700	
68 3,700 7,400 4,900 9,600 6,850 13,700 70 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 72 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 73 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 75 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 75 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 78 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 80 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200								
69							*	
70 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 72 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 73 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 74 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 75 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 77 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 79 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200								
71 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 72 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 73 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 75 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 77 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 79 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200								
72 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 73 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 75 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 77 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 78 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 80 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 83 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400	70	3,850	7,700	4,950	9,900	7,000	14,000	
72 3,850 7,700 4,950 9,900 7,000 14,000 73 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 75 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 77 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 78 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 80 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 83 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400	71	3,850	7,700	4,950	9,900	7,000	14,000	
73 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 74 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 77 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 78 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 79 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 80 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 86 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400	72	3.850	7.700	4.950	9.900		14,000	
74 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 75 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 77 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 78 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 80 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 80 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 80 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400								
75 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 77 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 79 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 80 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 83 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 86 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,250 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,250 8,500							*	
76 3,950 7,900 5,100 10,200 7,100 14,200 77 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 79 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 80 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 83 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 86 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 89 4,250 8,500								
77 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 78 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 79 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 80 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 88 4,250 8,500				· ·				
78 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 79 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 80 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 86 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 89 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500	76	3,950	7,900	5,100	10,200	7,100	14,200	
78 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 79 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 80 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 86 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 89 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500	77	4,050	8,100	5,250	10,500	7,200	14,400	
79 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 80 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 83 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 86 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 89 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500								
80 4,050 8,100 5,250 10,500 7,200 14,400 81 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 83 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 86 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 89 4,250 8,500 5,550 11,100 7,400 14,800 89 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 93 4,350 8,700							*	
81 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 83 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 86 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 88 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 89 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 90 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 92 4,250 8,500							*	
82 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 83 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 86 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 88 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 89 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 90 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 92 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 93 4,350 8,700								
83 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 86 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 88 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 89 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 90 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 92 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 93 4,350 8,700		· ·						
84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 86 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 88 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 89 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 90 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 92 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 93 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 94 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 95 4,350 8,700	82	4,100	8,200	5,400	10,800	7,300	14,600	
84 4,100 8,200 5,400 10,800 7,300 14,600 85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 86 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 88 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 89 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 90 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 92 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 93 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 94 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 95 4,350 8,700	83	4,100	8,200	5,400	10,800	7,300	14,600	
85 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 86 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 88 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 89 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 90 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 92 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 93 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 94 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 95 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 97 4,400 8,800							*	
86 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 87 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 88 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 89 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 90 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 92 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 92 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 93 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 94 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 97 4,400 8,800 5,900 11,800 7,600 15,200 98 4,400 8,800								
87 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 88 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 89 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 90 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 92 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 93 4,350 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 93 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 94 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 95 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 97 4,400 8,800 5,900 11,800 7,600 15,200 98 4,400 8,800								
88 4,200 8,400 5,550 11,100 7,400 14,800 89 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 90 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 92 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 93 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 94 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 95 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 96 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 97 4,400 8,800 5,900 11,800 7,600 15,200 98 4,400 8,800 5,900 11,800 1,600 1,5200 102 4,500 9,000							*	
89 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 90 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 91 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 92 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 93 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 94 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 95 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 96 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 97 4,400 8,800 5,900 11,800 7,600 15,200 98 4,400 8,800 5,900 11,800 15,200 102 4,500 9,000 6,100 12,200 103 4,500 9,000 6,100 12,200 105 4,550 9,100 6,200 12,400 107 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>								
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	88	4,200		5,550	11,100	7,400	14,800	
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	89	4,250	8,500	5,700	11,400	7,450	14,900	
91 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 92 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 93 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 94 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 95 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 96 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 97 4,400 8,800 5,900 11,800 7,600 15,200 98 4,400 8,800 5,900 11,800 15,200 15,200 99 4,400 8,800 5,900 11,800 15,200 15,200 102 4,500 9,000 6,100 12,200 1,800 1,800 1,800 101 4,500 9,000 6,100 12,200 1,800 1,800 1,800 1,800 1,							*	
92 4,250 8,500 5,700 11,400 7,450 14,900 93 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 94 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 95 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 96 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 97 4,400 8,800 5,900 11,800 7,600 15,200 98 4,400 8,800 5,900 11,800 7,600 15,200 99 4,400 8,800 5,900 11,800 15,200 15,200 100 4,400 8,800 5,900 11,800 15,200 15,200 101 4,500 9,000 6,100 12,200 11,800 11,800 11,800 11,800 11,800 11,800 11,800 11,800 11,800 11,800 11,800 11,800 11,800<				-				
93 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 94 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 95 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 96 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 97 4,400 8,800 5,900 11,800 7,600 15,200 98 4,400 8,800 5,900 11,800 7,600 15,200 99 4,400 8,800 5,900 11,800 15,200 100 4,400 8,800 5,900 11,800 15,200 101 4,500 9,000 6,100 12,200 11,800 102 4,500 9,000 6,100 12,200 10,400 10,400 10,400 10,400 10,400 10,400 10,400 10,400 10,400 10,400 10,400 10,400 10,400 10,400 10,400 10,40							*	
94 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 95 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 96 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 97 4,400 8,800 5,900 11,800 7,600 15,200 98 4,400 8,800 5,900 11,800 11,800 100 4,400 8,800 5,900 11,800 101 4,500 9,000 6,100 12,200 102 4,500 9,000 6,100 12,200 103 4,500 9,000 6,100 12,200 104 4,500 9,000 6,100 12,200 105 4,550 9,100 6,200 12,400 106 4,550 9,100 6,200 12,400 107 4,550 9,100 6,200 12,400 109 4,600 9,200 6,300 <								
95 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 96 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 97 4,400 8,800 5,900 11,800 7,600 15,200 98 4,400 8,800 5,900 11,800 15,200 100 4,400 8,800 5,900 11,800 11,800 101 4,500 9,000 6,100 12,200 12,200 102 4,500 9,000 6,100 12,200 12,200 103 4,500 9,000 6,100 12,200 12,400 105 4,550 9,100 6,200 12,400 106 4,550 9,100 6,200 12,400 107 4,550 9,100 6,200 12,400 109 4,600 9,200 6,300 12,600 110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600				· ·				
96 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 97 4,400 8,800 5,900 11,800 7,600 15,200 98 4,400 8,800 5,900 11,800 15,200 99 4,400 8,800 5,900 11,800 100 4,400 8,800 5,900 11,800 101 4,500 9,000 6,100 12,200 102 4,500 9,000 6,100 12,200 103 4,500 9,000 6,100 12,200 104 4,500 9,000 6,100 12,200 105 4,550 9,100 6,200 12,400 106 4,550 9,100 6,200 12,400 108 4,550 9,100 6,200 12,400 109 4,600 9,200 6,300 12,600 110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600 9,200 6,300 12,600 112 4,600 9,200 6,300	94			5,800		7,550		
96 4,350 8,700 5,800 11,600 7,550 15,100 97 4,400 8,800 5,900 11,800 7,600 15,200 98 4,400 8,800 5,900 11,800 15,200 99 4,400 8,800 5,900 11,800 100 4,400 8,800 5,900 11,800 101 4,500 9,000 6,100 12,200 102 4,500 9,000 6,100 12,200 103 4,500 9,000 6,100 12,200 104 4,500 9,000 6,100 12,200 105 4,550 9,100 6,200 12,400 106 4,550 9,100 6,200 12,400 108 4,550 9,100 6,200 12,400 109 4,600 9,200 6,300 12,600 110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600 9,200 6,300 12,600 112 4,600 9,200 6,300	95	4,350	8,700	5,800	11,600	7,550	15,100	
97 4,400 8,800 5,900 11,800 7,600 15,200 98 4,400 8,800 5,900 11,800 99 4,400 8,800 5,900 11,800 100 4,400 8,800 5,900 11,800 101 4,500 9,000 6,100 12,200 102 4,500 9,000 6,100 12,200 103 4,500 9,000 6,100 12,200 104 4,500 9,000 6,100 12,200 105 4,550 9,100 6,200 12,400 106 4,550 9,100 6,200 12,400 108 4,550 9,100 6,200 12,400 109 4,600 9,200 6,300 12,600 110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600 9,200 6,300 12,600 112 4,600 9,200 6,300 12,600	96	4,350	8,700	5,800	11,600	7,550	15,100	
98 4,400 8,800 5,900 11,800 99 4,400 8,800 5,900 11,800 100 4,400 8,800 5,900 11,800 101 4,500 9,000 6,100 12,200 102 4,500 9,000 6,100 12,200 103 4,500 9,000 6,100 12,200 104 4,500 9,000 6,100 12,200 105 4,550 9,100 6,200 12,400 106 4,550 9,100 6,200 12,400 107 4,550 9,100 6,200 12,400 108 4,550 9,100 6,200 12,400 109 4,600 9,200 6,300 12,600 110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600 9,200 6,300 12,600 112 4,600 9,200 6,300 12,600							*	
99 4,400 8,800 5,900 11,800 100 4,400 8,800 5,900 11,800 101 4,500 9,000 6,100 12,200 102 4,500 9,000 6,100 12,200 103 4,500 9,000 6,100 12,200 104 4,500 9,000 6,100 12,200 105 4,550 9,100 6,200 12,400 106 4,550 9,100 6,200 12,400 107 4,550 9,100 6,200 12,400 108 4,550 9,100 6,200 12,400 109 4,600 9,200 6,300 12,600 110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600 9,200 6,300 12,600 112 4,600 9,200 6,300 12,600						.,	10,200	
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$								
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$								
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$				-				
103 4,500 9,000 6,100 12,200 104 4,500 9,000 6,100 12,200 105 4,550 9,100 6,200 12,400 106 4,550 9,100 6,200 12,400 107 4,550 9,100 6,200 12,400 108 4,550 9,100 6,200 12,400 109 4,600 9,200 6,300 12,600 110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600 9,200 6,300 12,600 112 4,600 9,200 6,300 12,600	101	4,500	9,000	6,100	12,200			
103 4,500 9,000 6,100 12,200 104 4,500 9,000 6,100 12,200 105 4,550 9,100 6,200 12,400 106 4,550 9,100 6,200 12,400 107 4,550 9,100 6,200 12,400 108 4,550 9,100 6,200 12,400 109 4,600 9,200 6,300 12,600 110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600 9,200 6,300 12,600 112 4,600 9,200 6,300 12,600	102	4,500	9,000	6,100	12,200			
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$				-				
105 4,550 9,100 6,200 12,400 106 4,550 9,100 6,200 12,400 107 4,550 9,100 6,200 12,400 108 4,550 9,100 6,200 12,400 109 4,600 9,200 6,300 12,600 110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600 9,200 6,300 12,600 112 4,600 9,200 6,300 12,600		· ·		· ·				
106 4,550 9,100 6,200 12,400 107 4,550 9,100 6,200 12,400 108 4,550 9,100 6,200 12,400 109 4,600 9,200 6,300 12,600 110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600 9,200 6,300 12,600 112 4,600 9,200 6,300 12,600								
107 4,550 9,100 6,200 12,400 108 4,550 9,100 6,200 12,400 109 4,600 9,200 6,300 12,600 110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600 9,200 6,300 12,600 112 4,600 9,200 6,300 12,600		· ·						
108 4,550 9,100 6,200 12,400 109 4,600 9,200 6,300 12,600 110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600 9,200 6,300 12,600 112 4,600 9,200 6,300 12,600								
109 4,600 9,200 6,300 12,600 110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600 9,200 6,300 12,600 112 4,600 9,200 6,300 12,600 12 4,600 9,200 6,300 12,600			9,100					
109 4,600 9,200 6,300 12,600 110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600 9,200 6,300 12,600 112 4,600 9,200 6,300 12,600 12 4,600 9,200 6,300 12,600	108	4,550	9,100	6,200	12,400			
110 4,600 9,200 6,300 12,600 111 4,600 9,200 6,300 12,600 112 4,600 9,200 6,300 12,600								
111								
112 4,600 9,200 6,300 12,600								
113 4,600 9,200 6,450 12,900								
	I 113	4,600	9,200	6,450	12,900			I

	114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165	4,600 4,600 4,700 4,700 4,700 4,750 4,750 4,750 4,800	9,200 9,200 9,400 9,400 9,400 9,500 9,500 9,500 9,600	6,450 6,450 6,450 6,550 6,550 6,550 6,550 6,650 6,650 6,650 6,650 6,700 6,700 6,700 6,700 6,800 6,800 6,800 6,850 6,850 6,850 6,850 6,950 6,950 6,950 7,000 7,000 7,000 7,000 7,050 7,100	12,900 12,900 12,900 13,100 13,100 13,100 13,100 13,300 13,300 13,300 13,300 13,400 13,400 13,400 13,400 13,600 13,600 13,600 13,600 13,700 13,700 13,700 13,700 13,700 13,700 13,700 13,700 13,900 13,900 14,000 14,000 14,000 14,000 14,100 14,200 14,200 14,200 14,200 14,200 14,200 14,200 14,200 14,200				
再雇用 職員		3,150	6,300	3,850	7,700	5,050	10,100	6,450	12,900

備考 この表は、附属幼稚園、小学校及び中学校の教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。

別表第15 本府省業務調整手当額(第42条の3関係)

一般職俸給表(一)の適用を受ける者

一放戦降和衣(一)の適用を支げる有								
mb 75 o AT	職員の区分							
職務の級	再雇用職員以外 の職員の月額	再雇用職員の月額						
1級	7,200	7,200						
2級	8,800	8,600						
3級	17,500	15,500						
4級	22,100	16,800						
5級	37,400	27,800						
6級	39,200	30,300						
7級以上	41,800	34,500						

支給割合	支 給 地 域
100分の3	群馬県のうち
	前橋市 高崎市 太田市 桐生市
100分の17	東京都のうち特別区
100分の14	東京都のうち 武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市
	神奈川県のうち鎌倉市
	大阪府のうち 大阪市 守口市
1007)	兵庫県のうち 芦屋市
100分の12	茨城県のうち 取手市
	埼玉県のうち 和光市
	千葉県のうち 成田市 印西市
	東京都のうち 八王子市 立川市 府中市 調布市 福生市 清瀬市
	神奈川県のうち 横浜市 川崎市 厚木市
	愛知県のうち 名古屋市
	大阪府のうち 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 門真市
	兵庫県のうち 西宮市 宝塚市
100分の11	埼玉県のうち さいたま市
	大阪府のうち高石市
100分の10	茨城県のうち つくば市
	埼玉県のうち 志木市
	千葉県のうち 千葉市 船橋市 浦安市
	東京都のうち 三鷹市 昭島市 小平市 日野市
	神奈川県のうち 横須賀市 海老名市
	京都府のうち 京都市

	大阪府のうち 堺市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市
	東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京
	福岡県のうち 福岡市
100分の9	千葉県のうち 市川市 松戸市 四街道市 袖ヶ浦市
	東京都のうち 青梅市 東村山市 あきる野市
	神奈川県のうち 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市
	愛知県のうち 刈谷市 豊田市
	滋賀県のうち 大津市
	奈良県のうち 奈良市 大和郡山市 天理市
	広島県のうち 広島市
100分の8	茨城県のうち 水戸市 土浦市 守谷市
	埼玉県のうち 鶴ヶ島市
	千葉県のうち 富津市
	愛知県のうち豊明市
	三重県のうち 鈴鹿市
	滋賀県のうち 草津市
100分の6	宮城県のうち 仙台市
	埼玉県のうち 川越市 川口市 所沢市 越谷市 戸田市 朝霞市
	千葉県のうち 柏市
	神奈川県のうち 平塚市 三浦郡葉山町
	静岡県のうち 静岡市
	京都府のうち宇治市
	大阪府のうち 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 和泉市 羽曳野市 - 81 -

	兵庫県のうち 伊丹市
100分の5	茨城県のうち 日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市
	栃木県のうち 宇都宮市
	埼玉県のうち 行田市 飯能市 加須市 東松山市 入間市 三郷市
	千葉県のうち 茂原市 佐倉市 市原市 白井市
	神奈川県のうち秦野市
	山梨県のうち 甲府市
	静岡県のうち 沼津市 御殿場市
	愛知県のうち 瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市
	三重県のうち 津市 四日市市
	滋賀県のうち 守山市 栗東市
	京都府のうち
	大阪府のうち 河内長野市 藤井寺市
	兵庫県のうち 三田市
	奈良県のうち 大和高田市 橿原市
100分の3	北海道のうち 札幌市
	宮城県のうち 名取市 多賀城市
	茨城県のうち 龍ケ崎市 筑西市
	栃木県のうち 鹿沼市 小山市 大田原市
	埼玉県のうち 熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北葛飾郡栗橋町 北葛飾郡杉戸町
	千葉県のうち 野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町
	東京都のうち 武蔵村山市
	神奈川のうち - 82 -

小田原市 三浦市

富山県のうち

富山市

石川県のうち

金沢市

福井県のうち

福井市

長野県のうち

長野市 松本市 諏訪市

岐阜県のうち

岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市

静岡県のうち

浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 袋井市

愛知県のうち

豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 西春日井郡豊山町 西加茂郡三好町

三重県のうち

桑名市 名張市 伊賀市

滋賀県のうち

彦根市 長浜市

京都府のうち

向日市 相楽郡木津町

大阪府のうち

柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 南河内郡太子町

兵庫県のうち

姫路市 明石市 加古川市 三木市

奈良県のうち

桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町 北葛城郡王寺町

和歌山県のうち

和歌山市 橋本市

岡山県のうち

岡山市

広島県のうち

廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町

山口県のうち

周南市

香川県のうち

高松市

福岡県のうち

北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市 福津市 糟屋郡宇美町 糟屋郡粕屋町

長崎県のうち

長崎市

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

平成21年4月1日附則別表第2 本府省業務調整手当額(附則第2条関係)

一般職俸給表(一)の適用を受ける者

川又相以「芋川	職員の区分					
職務の級	再雇用職員以外 の職員の月額	再雇用職員の月額				
1級	1,800	1,800				
2級	2,200	2,100				
3級	5,800	5,200				
4級	7,400	5,600				
5級	37,100	27,600				
6級	38,800	30,100				
7級以上	41,400	34,200				

都道府県	支 給 地 域	支給割合
群馬県	高崎市	100分の4
	前橋市 太田市 桐生市	100分の3
	渋川市	100分の1
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	仙台市	100分の6
	多賀城市	100分の5
	名取市	100分の3
茨城県	取手市	100分の15
	つくば市	100分の13
	守谷市	100分の11
	水戸市 土浦市	100分の10
	牛久市 目立市	100分の8
	古河市 ひたちなか市	100分の7 100分の6
	龍ケ崎市	100分の5 100分の5
	第四市 第一番	100分の3 100分の3
	神栖市	100分の2
	笠間市 鹿嶋市	100分の1
栃木県	宇都宮市	100分の6
	大田原市	100分の4
	鹿沼市 小山市	100分の3
	下野市	100分の2
	栃木市 真岡市	100分の1
埼玉県	和光市	100分の15
	さいたま市 志木市	100分の13
	東松山市 朝霞市	100分の8
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市	100分の6
	入間市 三郷市	1001\ @5
	坂戸市	100分の5
	春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町 羽生市 比企郡滑川町	100分の4
	初生中 比近都得川町 熊谷市	100分の2 100分の3
千葉県	成田市 印西市	100分の15
1 2010	袖ケ浦市	100分の13
	船橋市 浦安市	100分の12
	千葉市	100分の11
	市川市 松戸市 富津市	100分の10
	佐倉市 市原市	100分の7
	茂原市 柏市	100分の6
	野田市 東金市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	100分の4
	八街市	100分の3
	木更津市 君津市	100分の1
東京都	特別区	100分の18
	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市	100分の15
	多摩市 稲城市 西東京市 八王子市 府中市 調布市 小平市 日野市	100分の13
	立川市	100分の13 100分の12
	青梅市 東村山市	100分の12 100分の11
	三鷹市あきる野市	100分の10
	武蔵村山市	100分の3
神奈川県	鎌倉市 厚木市	100分の15
	横浜市 川崎市	100分の13
	相模原市 横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 大和市	100分の10
	平塚市	100分の7
	三浦郡葉山町	100分の6
	小田原市	100分の5
並(泊 旧	三浦市(総務省関東総合通信局電波管理部の所在する地域を除く。) 中郡二宮町 毎 日本	100分の4
新潟県	新潟市	100分の1 100分の3
富山県 石川県	富山市 金沢市	100分の3 100分の3
福井県	福井市	100分の3
田开尔	個升川 - 85 -	10071079

1 3011111		1001 00
山梨県	甲府市	100分の6
□ m7 1□	南アルプス市	100分の1
長野県	塩尻市	100分の4
	長野市 松本市 諏訪市	100分の3
	伊那市	100分の1
岐阜県	岐阜市	100分の4
	大垣市 多治見市 美濃加茂市	100分の3
1.6 m m	各務原市	100分の1
静岡県	静岡市 沼津市 御殿場市	100分の6
	磐田市	100分の4
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 袋井市	100分の3
	藤枝市	100分の1
愛知県	名古屋市 刈谷市 豊田市	100分の13
	豊明市	100分の11
	西尾市 知多市	100分の7
	瀬戸市 碧南市	100分の6
	みよし市	100分の5
	岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 弥富市	100分の4
	西春日井郡豊山町	
	豊橋市 一宮市 半田市 小牧市	100分の3
	豊川市 田原市	100分の2
	常滑市 海部郡飛島村	100分の1
三重県	鈴鹿市	100分の10
	四日市市	100分の7
	津市	100分の6
	桑名市	100分の4
	名張市 伊賀市	100分の3
	亀山市	100分の2
滋賀県	大津市 草津市	100分の10
	栗東市	100分の7
	守山市	100分の6
	彦根市	100分の4
	長浜市	100分の3
	甲賀市	100分の2
	東近江市	100分の1
京都府	京都市	100分の10
	京田辺市	100分の8
	宇治市 亀岡市	100分の6
	向日市 木津川市	100分の4
大阪府	大阪市 守口市 門真市	100分の15
	高槻市	100分の13
	吹田市 寝屋川市 箕面市	100分の12
	池田市	100分の11
	堺市 豊中市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市	100分の10
	羽曳野市	100分の8
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市	100分の6
	柏原市 交野市	100分の5
	泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	100分の4
兵庫県	芦屋市	100分の15
	西宮市 宝塚市	100分の13
	神戸市 尼崎市	100分の10
	伊丹市 三田市	100分の7
	明石市	100分の4
	姫路市 加古川市 三木市	100分の3
	赤穂市	100分の2
奈良県	天理市	100分の12
	奈良市 大和郡山市	100分の10
	大和高田市 橿原市	100分の6
	香芝市 北葛城郡王寺町	100分の4
	桜井市 宇陀市	100分の3
和歌山県	和歌山市 橋本市	100分の4
岡山県	岡山市	100分の3
広島県	広島市	100分の10
	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	100分の3
	三原市 東広島市	100分の1

山口県	周南市	100分の3
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	100分の1
香川県	高松市	100分の4
	坂出市	100分の1
福岡県	福岡市	100分の10
	春日市 福津市	100分の5
	太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	100分の4
	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	100分の3
長崎県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町又は特別区の同おける区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区変更によって影響されるものではない。

平成28年4月1日附則別表 教育職俸給表(二)(第2項関係)

の分 	号俸 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	俸給月額 153,600 155,100 156,600 158,100 159,800 161,700 163,500 167,100 169,200 171,200 173,200 175,200 177,400 179,600 181,800 184,100 186,700 189,200 191,700 194,200 195,900 197,600 199,300 200,800 202,500 204,200 205,800	俸給月額 197,900 199,600 201,200 202,900 204,700 206,400 208,100 211,500 213,400 215,300 217,200 218,900 222,900 224,900 224,900 226,800 229,500 232,200 234,900 237,700 240,600 243,500 248,900 251,700 254,500	俸給月額 333,500 335,800 335,800 340,400 342,700 345,000 347,300 351,600 353,800 356,000 358,200 360,400 364,400 366,500 368,400 370,400 372,400 374,400 376,400 378,200 380,200 380,200 383,600	俸給月額 423,700 425,500 427,300 429,100 430,700 432,300 434,200 436,100 437,900 441,600 443,500 445,200 445,200 445,200 450,900 460,700
	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	155,100 156,600 158,100 159,800 161,700 163,500 165,300 167,100 169,200 171,200 173,200 175,200 177,400 179,600 181,800 184,100 186,700 189,200 191,700 194,200 195,900 197,600 199,300 200,800 202,500 204,200	199,600 201,200 202,900 204,700 206,400 208,100 209,700 211,500 213,400 215,300 217,200 218,900 220,900 224,900 226,800 229,500 232,200 234,900 237,700 240,600 243,500 248,900 2248,900 2248,900 2248,900 2251,700	335,800 338,100 340,400 342,700 345,000 347,300 351,600 353,800 356,000 358,200 360,400 362,400 364,400 366,500 372,400 372,400 374,400 376,400 378,200 380,200 382,100	425,500 427,300 429,100 430,700 432,300 434,200 436,100 437,900 441,600 443,500 445,200 447,100 449,000 450,900 452,600 454,400 456,200 458,000 461,400 463,300 465,000
	5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	156.600 158.100 159.800 161,700 163,500 165,300 167,100 169,200 171,200 173,200 175,200 177,400 179,600 181,800 184,100 186,700 189,200 191,700 194,200 195,900 197,600 199,300 200,800 202,500 204,200	201.200 202.900 204,700 206,400 208,100 209,700 211,500 213,400 215,300 217,200 218,900 220,900 224,900 226,800 229,500 232,200 234,900 237,700 240,600 243,500 248,900 251,700	338.100 340.400 342,700 345,000 347,300 349,600 351,600 353,800 356,000 358,200 360,400 364,400 364,400 370,400 372,400 374,400 376,400 378,200 380,200 383,600	427.300 429.100 430.700 432.300 434.200 436.100 437.900 441.600 443.500 445.200 447.100 449.000 450.900 452.600 454.400 456.200 458.000 461.400 463.300 465.000
	5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	159,800 161,700 163,500 165,300 167,100 169,200 171,200 173,200 175,200 177,400 179,600 181,800 184,100 186,700 189,200 191,700 194,200 195,900 197,600 199,300 200,800 202,500 204,200	204,700 206,400 208,100 209,700 211,500 213,400 215,300 217,200 218,900 220,900 224,900 224,900 226,800 229,500 232,200 234,900 240,600 243,500 246,300 248,900 251,700	342,700 345,000 347,300 349,600 351,600 353,800 356,000 358,200 360,400 364,400 366,500 368,400 370,400 372,400 374,400 376,400 378,200 380,200 382,100	430,700 432,300 434,200 436,100 437,900 439,700 441,600 443,500 445,200 447,100 449,000 450,900 452,600 454,400 456,200 458,000 461,400 463,300 465,000
	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	165,300 167,100 169,200 171,200 173,200 175,200 177,400 179,600 181,800 184,100 186,700 189,200 191,700 194,200 195,900 197,600 199,300 200,800 202,500 204,200	209,700 211,500 213,400 215,300 217,200 218,900 220,900 224,900 226,800 229,500 232,200 234,900 237,700 240,600 243,500 246,300 248,900 251,700	349.600 351,600 353,800 356,000 358,200 360,400 364,400 366,500 368,400 370,400 372,400 374,400 376,400 378,200 380,200 382,100	436,100 437,900 439,700 441,600 443,500 445,200 447,100 449,000 450,900 452,600 454,400 456,200 458,000 461,400 463,300 465,000
	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	169,200 171,200 173,200 175,200 177,400 179,600 181,800 184,100 186,700 189,200 191,700 194,200 195,900 197,600 199,300 200,800 202,500 204,200	213,400 215,300 217,200 218,900 220,900 222,900 224,900 226,800 239,500 232,200 234,900 240,600 243,500 246,300 248,900 251,700	353,800 356,000 358,200 360,400 362,400 364,400 366,500 370,400 372,400 374,400 376,400 378,200 380,200 382,100 383,600	439,700 441,600 443,500 445,200 447,100 449,000 450,900 452,600 454,400 456,200 458,000 461,400 463,300 465,000
	12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	173,200 175,200 177,400 179,600 181,800 184,100 186,700 189,200 191,700 194,200 195,900 197,600 199,300 200,800 202,500 204,200	217,200 218,900 220,900 222,900 224,900 226,800 239,500 232,200 234,900 240,600 243,500 246,300 248,900 251,700	358,200 360,400 362,400 364,400 366,500 368,400 370,400 374,400 376,400 378,200 380,200 382,100 383,600	443,500 445,200 447,100 449,000 450,900 452,600 454,400 456,200 458,000 461,400 463,300 465,000
	14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	177,400 179,600 181,800 184,100 186,700 189,200 191,700 194,200 195,900 197,600 199,300 200,800 202,500 204,200	220,900 222,900 224,900 226,800 229,500 232,200 234,900 240,600 243,500 246,300 248,900 251,700	362,400 364,400 366,500 368,400 370,400 372,400 374,400 376,400 378,200 380,200 382,100 383,600	447,100 449,000 450,900 452,600 454,400 456,200 459,600 461,400 463,300 465,000
	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	181,800 184,100 186,700 189,200 191,700 194,200 195,900 197,600 199,300 200,800 202,500 204,200	224,900 226,800 229,500 232,200 234,900 240,600 243,500 246,300 248,900 251,700	366,500 368,400 370,400 372,400 374,400 376,400 378,200 380,200 382,100 383,600	450,900 452,600 454,400 456,200 458,000 459,600 461,400 463,300 465,000
	18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	186.700 189.200 191,700 194,200 195.900 197,600 199,300 200,800 202,500 204,200	229.500 232,200 234,900 237,700 240.600 243,500 246,300 248,900 251,700	370,400 372,400 374,400 376,400 378,200 380,200 382,100 383,600	454.400 456,200 458,000 459,600 461,400 463,300 465,000
	20 21 22 23 24 25 26 27 28	191,700 194,200 195,900 197,600 199,300 200,800 202,500 204,200	234,900 237,700 240,600 243,500 246,300 248,900 251,700	374,400 376,400 378,200 380,200 382,100 383,600	458,000 459,600 461,400 463,300 465,000
	22 23 24 25 26 27 28	195,900 197,600 199,300 200,800 202,500 204,200	240,600 243,500 246,300 248,900 251,700	378.200 380,200 382,100 383,600	461,400 463,300 465,000
	25 26 27 28	199,300 200,800 202,500 204,200	246,300 248,900 251,700	382,100 383,600	465,000
	27 28	204,200			400,700
	<u>28</u> 29	205 8001		385,500 387,200	468,400 470,000
		207,300	257,200 260,000	389,100 391,000	471,700 473,500
	30 31 32	209,000 210,700 212,400	262,600 265,100	393,000 395,000	475,100 476,700 478,400
	33 34	214,000 215,800	267,600 269,900 272,400	397,000 398,800 400,500	480,100 481,100
	35 36	217,600 217,600 219,400	274,900 274,900 277,300	402,200 404,000	482,100 482,800
	37 38	221,000 222,800	279,700 282,200	405.200 406,700	483,800 484,800
	39 40	224,600 226,400	284,700 287,200	408,100 409,600	485,800 486,800
	41 42	228,300 230,100	289,600 292,100	411,300 412,700	487,900
	43 44	231,900 233,600	294,400 296,900	414,100 415,700	
	45 46	235,300 237,000	299,200 301,600	417,300 418,600	
	47 48 49	238,600 240,200	304,000 306,700 309,200	420,200 421,800 423,500	
	50 51	241,800 243,500 245.000	311,700	423,500 424,900 426,500	
_	52 53	245,000 246,700 248,100	314.200 316,700 319,100	428,100 429,800	
	54 55	249,600 251,200	321,300 323,500	431,300 432,900	
-	<u>56</u> 57	252,700 254,100	325,700 328,000	434,500 436,000	
	58 59	255,600 257,100	330,200 332,400	437,500 438,900	
再 —	00	258,600 260,100	334,500 336,700	440,400 442,000	
雇	60 61 62	261,500 263,100	338,900 341,100 343,300	443,500 445,000 446,500	

(本)						
用 67 269,000 349,700 451,200 68 270,700 351,900 452,800 69 272,200 351,900 452,800 70 273,700 355,800 455,900 77 273,700 355,800 455,900 77 275,000 360,000 459,100 77 32,750,000 360,000 459,100 77 32,750,000 360,000 459,100 77 32,750,000 365,500 462,600 75 280,500 365,500 462,600 75 280,500 369,400 464,000 77 283,000 371,100 465,000 79 285,700 371,800 466,000 372,800 466,000 82 289,400 374,500 467,000 82 289,400 374,500 467,000 83 299,600 374,800 467,000 83 299,600 379,000 384 291,800 380,500 85 293,000 381,600 86 294,200 381,600 88 291,800 385,800 88 297,800 387,100 99 289,000 388,400 91 300,200 388,400 91 300,200 389,700 92 301,400 391,000 99 303,700 394,800 99 303,700 394,800 99 305,500 394,800 99 305,500 394,800 99 305,500 394,800 394,800 394,800 394,800 394,800 395,500 396,000 100 309,800 400,700 101 310,700 401,600 102 311,800 402,600 103 311,400 404,800 105 311,400 404,800 105 311,400 404,800 105 311,400 404,800 110 318,400 405,500 110 318,400 405,500 111 318,400 407,500 111 318,400 412,500 111 318,400	/E					
Recompany						
職 77 25 28 28 29 28 29 28 29 28 29 28 29 28 29 28 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29	l⊞					
職 70 273,700 355,800 455,900 71 275,000 357,900 457,500 72 276,500 360,000 459,100 72 276,500 360,000 459,100 73 277,700 361,800 460,600 75 280,500 365,500 461,600 76 281,900 365,500 461,600 76 281,900 367,400 463,300 77 6 281,900 367,400 463,300 77 8 284,500 371,100 465,000 79 285,700 372,800 466,000 79 285,700 372,800 466,000 79 285,700 372,800 466,000 82 289,400 374,500 467,000 82 289,400 374,500 467,800 82 289,400 379,500 82 289,400 379,500 82 289,400 379,500 82 291,800 380,500 855 293,000 381,600 865 293,000 381,600 865 293,000 381,600 865 293,000 381,600 886 294,200 383,000 887 295,400 384,400 888 295,6600 385,800 99 130,0200 388,400 991 300,200 388,400 991 300,200 393,500 994 303,300 393,500 994 303,500 394,800 996 305,500 396,100 997 306,500 396,100 397,500 998 307,600 398,500 998 307,600 398,500 998 307,600 398,500 998 307,600 398,500 998 307,600 398,500 998 307,600 398,500 998 307,600 398,500 998 307,600 398,500 998 307,600 398,500 998 307,600 398,500 998 307,600 398,500 998 307,600 398,500 990 318,800 400,700 101 310,700 401,600 102 311,800 403,700 104 314,000 404,800 105 314,800 405,500 100 309,800 400,700 101 318,400 404,800 110 318,400 411,100 111 318,900 411,100 111 318,900 411,100 111 318,900 411,100 111 318,900 411,100 111 318,900 411,100 111 318,900 411,500 111 318,000 415,500 110 318,400 416,500 110 318,400 416,500 110 318,400 416,500 110 318,400 416,500 110 318,400 410,500 110 318,400 411,500 111 318,900 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 112 313,400 411,500 113 312,900 411,500 113 312,900 411,500 113 312,900 411,500 112 312,400 411,500 113 312,900 411,500 113 312,900 411,500 113 312,900 411,500 113 312,900 411,500 113 312,900 411,500 113 313,32,900 411,500 113 313,32,900 411,500 113 313,32,900 411,500 113 313 32,900 411,	'''		270,700	351,900		
T			272,200			
172	融					
日本	46%					
員 74		72	270,500	360,000		
75	日日					
以 76 281.900 367.400 463.300	只	74 75				
以 77 283.300 369.400 464.000 78 80 285.700 371.100 465.000 79 285.700 371.800 466.000 467.800 81 285.200 376.000 467.800 82 289.400 377.500 467.800 83 299.600 379.000 84 291.800 380.500 85 293.000 381.600 383.000 85 293.000 381.600 88 294.200 383.000 88 295.800 381.600 88 294.200 383.000 88 295.800 381.600 88 295.800 381.600 88 295.800 381.600 99 395.000 381.600 99 395.000 381.000 99 395.000 381.000 99 301.400 389.700 99 301.400 391.000 99 301.400 391.000 99 301.400 391.000 99 301.400 391.000 99 301.400 391.000 99 301.700 391.000 99 301.700 391.000 391.000 99 301.700 391.000 99 301.700 391.000 99 301.700 391.000 99 301.700 391.000 99 301.700 391.000 99 301.700 391.000 99 301.700 391.000 99 301.700 301.000 400.700 101 310.700 401.600 102 311.800 402.600 103 312.900 403.700 104 314.000 404.800 105 314.600 405.500 106 315.500 406.500 107 316.300 407.500 110 318.400 410.200 111 318.400 410.200 1			281,300			
78	L)					
外 80 286 900 374 500 466 000 81 82 289 400 376 000 467 800 82 289 400 377 500 83 290 600 379,000 84 291,800 380,500 85 293,000 381,600 86 294,200 383,000 86 294,200 383,000 87 295,400 384,400 88 296,600 385,800 88 296,600 385,800 88 296,600 385,800 89 297,800 387,100 90 299,000 388,400 91 300,200 389,700 92 301,400 391,000 992 301,400 391,000 994 303,300 394,800 96 305,500 396,100 97 306,500 397,500 98 307,600 398,500 99 308,700 399,600 100 309,800 400,700 101 310,700 401,600 102 311,800 402,600 103 312,900 403,700 104 314,000 404,800 105 314,600 405,500 106 315,500 406,500 107 316,300 407,500 108 317,100 408,500 109 318,000 407,500 108 317,100 408,500 109 318,000 411,100 111 318,400 410,200 111 318,400 410,200 111 318,400 410,200 111 318,400 410,200 111 318,400 410,200 111 318,400 411,900 111 318,400 411,900 111 318,400 411,900 111 318,400 411,900 111 318,400 411,900 111 318,400 411,900 111 318,400 411,900 111 318,400 411,900 111 318,400 411,900 111 318,400 411,900 111 318,400 411,900 111 318,400 411,900 111 318,400 411,900 112 31,400 411,900 112 31,400 411,900 112 312,300 411,100 112 32,300 416,700 122 323,500 416,700 122 323,500 417,500 123 324,900 419,200 123 324,900 419,200 123 324,900 419,200 125 326,000 420,600 126 326,000 422,600 127 326,600 422,600 128 326,900 421,100 127 326,600 422,600 128 326,900 422,400 133 328,500 422,900 133 338,500 422,900 133 338,500 422,900 133 338,500 422,900 133 338,500 422,900 133 338,500 422,900 133 338,500 422,900 133 338,500 120,500 120,50	~					
外 80 286,900 374,500 467,000 81 288,200 376,000 467,800 82 289,400 377,500			285.700			
81 288,200 376,000 467,800 82 289,400 377,500 379,000 83 290,600 379,000 85 293,000 381,600 85 293,000 381,600 86 294,200 383,000 87 295,400 384,400 88 296,600 385,800 91 300,200 389,700 91 300,200 389,700 92 301,400 391,000 93 303,000 94 303,300 394,800 96 305,500 396,100 97 306,500 397,500 98 307,500 396,100 97 306,500 397,500 99 308,700 398,500 99 308,700 398,500 99 308,700 398,500 99 308,700 399,600 309,800 400,700 101 310,700 401,600 102 311,800 402,600 103 312,900 403,700 104 314,000 404,800 105 314,600 405,500 106 315,500 406,500 107 316,300 407,500 108 317,100 408,500 107 316,300 407,500 108 317,100 408,500 109 318,000 411,100 111 318,400 411,200 111 318,400 411,200 111 318,400 411,200 111 318,400 411,200 111 318,400 411,200 111 318,400 411,200 111 318,400 411,200 111 318,400 411,200 111 318,400 411,200 111 318,400 411,200 111 318,400 411,200 111 318,400 411,200 111 318,400 411,500 111 318,400 411,500 111 318,400 411,500 111 318,400 411,500 111 318,400 411,500 111 318,400 411,500 111 318,400 411,500 112 319,400 411,500 115 320,900 413,900 116 321,400 414,600 117 322,000 415,500 122 323,500 416,700 122 323,500 416,700 122 323,500 416,700 122 323,500 416,700 122 323,500 416,700 122 323,500 419,500 122 323,500 416,700 122 323,500 416,700 122 323,500 416,700 122 324,400 418,100 122 324,400 418,100 122 324,400 418,100 122 324,400 418,100 122 324,400 418,100 122 324,400 418,100 122 324,400 418,100 122 324,400 418,100 122 324,400 418,100 122 325,400 419,200 125 326,000 419,600 126 326,000 420,000 127 326,600 420,000 127 326,600 420,000 128 326,900 421,100 127 326,600 422,000 133 328,300 422,900 133 328,300 423,300 133 328,300 423,300 133 328,300 423,300 133 328,300 423,300 133 328,300 423,300 133 328,300 423,300 133 328,300 423,300 133 328,300 423,300 133 328,300 423,300 133 328,300 423,300 133 328,300 423,300 133 328,300 423,300 133 338,300 328,300 423,300 133 338,300 338,300 333,300 333,300 333,300 333,300 333,300 333,300 333,300 333,300 333,300 333,300 333,300 334,300 334,300 334,300 334,300 334,300 334,	外					
の 83 290,600 379,000 84 291,800 380,500 85 293,000 381,600 86 294,200 383,000 87 295,400 384,400 88 296,600 385,800 90 299,000 388,400 91 300,200 389,700 92 301,400 391,000 93 302,200 393,300 94 303,300 394,800 395,300 394,800 395,300 396,100 96 305,500 396,100 97 306,500 397,500 98 307,600 398,500 99 308,700 399,600 100 309,800 400,700 101 310,700 401,600 102 311,800 402,600 103 312,900 403,700 104 314,000 404,800 105 314,600 405,500 106 315,500 406,500 106 315,500 406,500 107 316,300 407,500 108 317,100 408,800 110 318,400 401,000 111 318,400 401,000 111 318,400 401,500 111 318,400 411,100 111 318,900 411,900 111 318,900 411,900 111 318,900 411,900 411,900 111 318,900 411,900 411,900 111 318,900 411,900 411,900 111 318,900 411,900 1	''		288,200	376,000	467,800	
数						
職	മ					
職 86 294,200 383,000 887 295,400 384,400 384,400 388 296,600 385,800 387,100 90 299,000 388,400 91 300,200 389,700 92 301,400 391,000 992 301,400 391,000 993 302,200 392,300 94 303,300 394,800 96 305,500 396,100 97 306,500 397,500 99 308,700 399,600 100 309,800 400,700 101 310,700 401,600 102 311,800 402,600 103 311,800 404,800 105 314,600 404,800 105 314,600 404,800 105 314,600 405,500 106 315,500 406,500 107 316,300 407,500 108 317,100 408,500 109 318,000 409,300 110 318,400 411,100 112 319,400 411,900 111 318,400 411,100 112 319,400 411,900 111 318,400 411,200 111 318,400 411,200 111 318,400 411,200 111 318,400 411,500 111 318,400 411,500 111 318,400 411,500 112 319,400 413,200 115 320,900 413,300 116 321,400 414,600 117 322,000 415,300 118 322,500 416,100 120 323,500 417,500 121 324,000 418,500 122 324,400 418,500 122 324,400 418,500 123 324,900 417,500 122 324,400 418,500 122 324,400 418,500 122 324,400 418,500 123 324,900 417,500 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,000 127 326,600 420,600 128 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,300 421,100 127 326,600 420,600 128 326,300 422,400 131 327,800 422,400 131 327,800 422,400 133 328,500 423,300 134 328,500 424,300	"	84				
RI			293,000			
Signature Sign	膱					
Section Sect	7-5%					
90 299,000 388,400 91 300,200 389,700 92 301,400 391,000 93 302,200 392,300 94 303,300 393,500 95 304,300 394,800 96 305,500 396,100 97 306,500 397,500 99 308,700 399,600 100 309,800 400,700 101 310,700 401,600 102 311,800 402,600 103 312,900 404,800 105 314,600 405,500 106 315,500 406,500 107 316,300 407,500 108 317,100 408,500 109 318,000 409,300 110 318,400 411,100 111 318,900 411,100 112 319,400 411,900 115 320,900 413,900 413,900 116 321,400 414,600 415,500 116 321,400 414,600 417,500 117 322,000 413,900 413,900 116 321,400 414,600 415,500 120 323,500 416,700 122 324,400 418,500 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,200 126 326,300 420,600 127 326,600 420,600 128 326,900 421,500 131 327,800 422,900 133 327,800 422,900 134,300 134 328,500 422,900 134,300 134 328,500 422,900 134,300 134 328,500 422,900 134,300 134 328,500 422,900 133 327,800 422,900 133 328,500 423,300 134 328,500 423,300 135 328,700 424,300					-	
91 300.200 389,700 92 301,400 391,000 931 302,200 392,300 94 303,300 393,500 95 304,300 394,800 96 305,500 396,100 97 306,500 398,500 98 307,600 398,500 99 90 308,700 401,600 100 309,800 400,700 101 310,700 401,600 102 311,800 402,600 103 312,900 403,700 104 314,000 404,800 105 314,600 405,500 106 315,500 406,500 107 316,300 407,500 108 317,100 408,500 109 318,000 410,200 111 318,900 411,100 112 319,400 411,900 115 320,900 413,900 116 321,400 411,900 115 320,900 413,900 116 321,400 411,900 117 322,000 415,500 118 322,500 416,100 119 323,000 416,700 120 323,500 416,100 122 324,400 418,500 121 324,400 418,500 122 324,400 418,500 122 324,400 418,500 122 324,400 418,500 122 323,500 416,100 122 323,500 416,100 122 323,500 417,500 121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 322,500 416,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,500 416,100 127 326,600 420,600 127 326,600 420,600 127 326,600 420,600 127 326,600 420,600 127 326,600 422,000 133 327,800 422,400 133 328,800 422,400 133 328,800 422,400 133 328,800 422,900 133 328,800 422,900 133 328,800 422,900 133 328,800 422,900 133 328,800 423,800 135 328,700 424,300	員					
92	^`	91				
93						
94 303,300 394,800 95 304,300 394,800 96 305,500 396,100 97 306,500 397,500 98 307,600 398,500 99 308,700 399,600 100 309,800 400,700 101 310,700 401,600 102 311,800 402,600 103 312,900 403,700 104 314,000 404,800 105 314,600 405,500 106 315,500 406,500 107 316,300 407,500 108 317,100 408,500 110 318,400 410,200 111 318,900 411,100 112 319,400 411,900 113 320,000 413,200 114 320,400 413,200 115 320,400 413,200 116 321,400 414,600 117 322,000 415,300 118 322,500 416,100 119 323,000 416,700 120 323,500 417,500 121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,000 125 326,600 420,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,500 129 327,200 421,500 131 327,800 422,900 131 327,800 422,900 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,300 134 328,500 424,300			302,200			
95						
97		95	304,300	394,800		
98						
99 308,700 399,600 100 309,800 400,700 101 310,700 401,600 102 311,800 402,600 103 312,900 403,700 104 314,000 404,800 105 314,600 405,500 106 315,500 406,500 107 316,300 407,500 108 317,100 408,500 109 318,000 410,200 110 318,400 411,100 112 319,400 411,100 112 319,400 411,500 114 320,400 413,200 115 320,900 413,900 116 321,400 414,600 117 322,000 416,700 120 323,500 416,100 122 324,400 418,100 122 324,400 418,500 121 324,400 418,500 123 324,900 418,500 124 325,400 419,000 125 326,600 419,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,500 130 327,500 421,500 131 327,800 422,900 133 328,300 422,900 134 328,500 423,300 134 328,500 423,300 134 328,500 423,300 134 328,500 423,300 134 328,500 423,300 135 328,700 424,300						
100 309,800 400,700 101 310,700 401,600 102 311,800 402,600 103 312,900 403,700 104 314,000 404,800 105 314,600 405,500 106 315,500 406,500 107 316,300 407,500 108 317,100 408,500 109 318,000 409,300 110 318,400 411,100 112 319,400 411,900 113 320,000 412,500 114 320,400 413,200 115 320,900 413,200 116 321,400 414,600 117 322,000 416,700 120 323,500 416,100 122 324,400 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,600 124 325,400 419,600 125 326,600 419,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,800 421,100 129 327,200 421,500 131 327,800 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,300 134 328,500 423,300 135 328,700 424,300 424,300 135 328,700 424,300			307,600			
101						
102						
103						
104 314,000 404,800 105 314,600 405,500 106 315,500 406,500 107 316,300 407,500 108 317,100 408,500 110 318,400 410,200 111 318,900 411,100 112 319,400 413,200 114 320,400 413,200 115 320,900 416,100 118 322,500 416,100 119 323,000 416,700 120 323,500 417,500 121 324,000 418,500 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,000 125 326,000 419,000 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300						
106						
107 316,300 407,500 108 317,100 408,500 109 318,000 409,300 110 318,400 410,200 111 318,900 411,100 112 319,400 411,900 113 320,000 412,500 114 320,400 413,900 115 320,900 413,900 116 321,400 414,600 117 322,000 416,100 119 323,000 416,700 120 323,500 417,500 121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,000 125 326,000 420,600 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 131 327,800 422,000 133 328,100 422,400 133 328,100 422,300 <td< td=""><th></th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>						
108						
109 318,000 409,300 110 318,400 410,200 111 318,900 411,100 112 319,400 411,900 113 320,000 412,500 114 320,400 413,200 115 320,900 413,900 116 321,400 414,600 117 322,500 416,100 119 323,000 416,700 120 323,500 417,500 121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,000 125 326,000 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,300 135 328,700 424,300 <th></th> <td></td> <td>316,300</td> <td>407,500</td> <td></td> <td></td>			316,300	407,500		
110 318,400 410,200 111 318,900 411,100 112 319,400 411,900 113 320,000 412,500 114 320,400 413,200 115 320,900 413,900 116 321,400 414,600 117 322,000 416,100 118 322,500 416,700 120 323,500 417,500 121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,200 125 326,000 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300						
111 318,900 411,100 112 319,400 411,900 113 320,000 412,500 114 320,400 413,200 115 320,900 413,900 116 321,400 414,600 117 322,000 415,300 118 322,500 416,100 119 323,000 416,700 120 323,500 417,500 121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,000 125 326,000 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 131 327,800 422,000 131 327,800 422,000 133 328,100 422,900 134 328,500 423,300 135 328,700 424,300						
112 319,400 411,900 113 320,000 412,500 114 320,400 413,200 115 320,900 413,900 116 321,400 414,600 117 322,000 415,300 118 322,500 416,100 119 323,000 416,700 120 323,500 417,500 121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,600 125 326,000 419,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		111				
113 320,000 412,500 114 320,400 413,200 115 320,900 413,900 116 321,400 414,600 117 322,000 415,300 118 322,500 416,100 119 323,000 416,700 120 323,500 417,500 121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,600 125 326,000 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 131 327,800 422,000 131 327,800 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 424,300						
114 320,400 413,200 115 320,900 413,900 116 321,400 414,600 117 322,000 415,300 118 322,500 416,100 119 323,000 416,700 120 323,500 417,500 121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,200 125 326,000 419,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		113	320.000			
115 320,900 413,900 116 321,400 414,600 117 322,000 415,300 118 322,500 416,100 119 323,000 416,700 120 323,500 417,500 121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 424,300		114	320,400	413,200		
117 322,000 415,300 118 322,500 416,100 119 323,000 416,700 120 323,500 417,500 121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,200 125 326,000 419,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		115		413,900		
118 322,500 416,100 119 323,000 416,700 120 323,500 417,500 121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,200 125 326,000 419,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300						
119 323,000 416,700 120 323,500 417,500 121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,200 125 326,000 419,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300						
120 323,500 417,500 121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,200 125 326,000 419,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		118				
121 324,000 418,100 122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,200 125 326,000 419,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		119				
122 324,400 418,500 123 324,900 419,000 124 325,400 419,200 125 326,000 419,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		120			-	
123 324,900 419,000 124 325,400 419,200 125 326,000 419,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		121				
124 325,400 419,200 125 326,000 419,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		123				
125 326,000 419,600 126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		124				
126 326,300 420,100 127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		125				
127 326,600 420,600 128 326,900 421,100 129 327,200 421,500 130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		126	326,300	420,100		
129 327,200 421,500 130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		127	326,600			
130 327,500 422,000 131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		128	326,900	421,100		
131 327,800 422,400 132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		129				
132 328,100 422,900 133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300		130				
133 328,300 423,300 134 328,500 423,800 135 328,700 424,300						
134 328,500 423,800 135 328,700 424,300			328,100			
135 328,700 424,300	1					
		135				

	137	329,300	425,200		
	138	329,500	425,700		
	139	329,800	426,200		
	140	330,100	426,700		
	141	330,300			
	142	330,500	427,600		
	143	330,800	428,100		
	144	331,000	428,600		
	145	331,300	429,000		
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,300			
	151	332,600			
	152	332,900			
	153	333,100			
再雇用職員		234,400	277,900	335,800	421,600
用職 員		234,400	277,900	335,800	421,

備考(1) この表は、附属特別支援学校の教頭、教諭及び養護教諭に適用する。 (2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額は、この表の額に7,700円(平成18年3月31日に在職していた教員 又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,200円)をそれぞれ 加算した額とする。

平成28年4月1日附則別表 教育職俸給表(三)(第2項関係)

職員 の区	職務の 級	1級	2級	3級	4級
分分	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	153,600	169,500	290,200	413,300
	2	155,100	171,600	293,200	414,800
	3	156,600	173,700	296,300	416,300
	4	158,100	175,900	299,300	417,800
	5	159,800	177,900	301,900	419,200
	6	161,700	180,100	304,800	420,700
	7	163,500	182,300	307,800	422,300
	8	165,300	184,500	310,700	423,900
	9	167,100	186,800	313,700	425,300
	10	169,200	189,600	316,500	426,700
	11	171,200	192,300	319,300	428,100
	12	173,200	195,000	322,200	429,500
	13	175,200	197,900	324,900	430,800
	14		199,600		·
		177,400		326,900	432,200
	15	179,600	201,200	328,900	433,600
	16	181,800	202,900	331,200	435,000
	17	184,100	204,700	333,500	436,200
	18	186,700	206,400	335,800	437,500
	19	189,200	208,100	338,100	438,700
	20	191,700	209,700	340,400	440,000
	21	194,200	211,500	342,700	441,100
	22	195,900	213,400	345,000	442,400
	23	197,600	215,300	347,300	443,700
	24	199,300	217,200	349,600	445,000
	25	200,800	218,900	351,600	446,300
	26	202,400	220,900	353,500	447,600
	27	204,000	222,900	355,400	448,800
	28	205,500	224,900	357,300	450,100
	29	207,200	226,800	359,200	451,400
	30	208,900	229,500	361,100	452,500
	31	210,600	232,200	362,800	453,700
	32	212,300	234,900	364,700	454,900
	33	213,800	237,700	366,500	456,100
	34	215,500	240,600	368,200	457,000
	35	217,200	243,500	370,000	457,900
	36	218,900	246,300	371,800	458,500
	37	220,400	248,900	373,700	459,300
	38	222,100	251,700	375,300	460,200
	39	223,800	254,500	376,900	461,100
	40	225,500	257,200	378,500	462,000
	41	227,300	260,000	379,800	462,900
	42	229,100	262,600	381,300	,
	43	230,900	265,100	382,600	
	44	232,600	267,600	384,100	
	45	234,500	269,900	385,700	
	46	236,200	272,400	387,300	
	47	237,800	274,900	388,900	
	48	239,500	277,300	390,500	
	49	241,000	279,700	391,900	
	50	242,700	282,200	393,400	
	50 51	244,300	284,700	394,900	
	51 52	245,900	284,700	394,900	

-				_	_
	53	247,100	289,600	397,600	
	54	248,700	292,100	398,900	
	55	250,300	294,400	400,000	
	56	251,900	296,900	401,200	
	57	253,200	299,200	402,500	
	58	254,700	301,600	403,700	
	59	256,100	304,000	405,000	
	60	257,500	306,700	406,300	
再	61	259,000	309,200	407,600	
' -	62	260,400	311,700	408,600	
	63	261,700	314,200	410,000	
雇	64	263,100	316,700	411,400	
/E	65	264,400	319,100	412,600	
	66	265,800	321,300	413,700	
	67	267,200	323,500	414,900	
用	68	268,700	325,700	416,100	
	69	270,400	328,000	417,100	
	70	271,900	330,200	418,300	
職	71	273,400	332,400	419,500	
	72	274,900	334,500	420,700	
	73	276,100	336,700	421,500	
員	73 74	270,100	338,900	421,300	
	7 . 75	278,700	341,100	423,100	
	76	280,000	343,300	423,900	
151	77	281,400	345,200	424,500	
以	7 <i>7</i> 78	282,600	347,100	425,300	
	78 79	283,800	347,100	426,000	
	80	285,000	350,900	426,700	
外	81	286,300	352,700	427,500	
	82	287,200	354,500	427,300	
	83	288,400	356,300	428,100	
の	84	289,600	358,100	429,300	
	85	290,600	359,500	430,000	
	86	291,600	361,200	430,500	
職	87	292,600	362,500	431,100	
'''	88	293,600		431,800	
	89		364,100 365,600	431,800	
員	90	294,700		432,300	
只	91	295,600	366,900		
	92	296,500 297,400	368,300 369,700	433,800 434,200	
	93	297,400			
	93 94	298,700	371,200 372,500	434,600 435,300	
	94 95	299,300	372,300	435,300	
	95 96	300,100	373,800	436,000	
	96	300,100	375,100	436,700	
	98	300,900	376,100	437,200	
	99	302,500	377,100		
	100	303,300	379,100		
	101	304,200	380,200		
	101	304,700	381,200		
	102	305,200	382,200		
	103	305,700	383,200		
	105	305,900	384,000		
	106	306,300	384,900		
	100	306,600	385,800		
	107	306,900	386,800		
	108	306,900	380,800		
	110	307,100	388,700		
	111	307,600	389,700		
I	111	307,000	308,700		I

ĺ	112	307,900	390,700		
	113	308,100	391,300		
	114	308,300	392,200		
	115	308,500	392,200		
	116	308,800	394,000		
	117	309,100	394,800		
	118	309,400	395,600		
	119	309,700	396,400		
	120	310,000	397,200		
	121	310,100	397,800		
	122	310,300	398,600		
	123	310,600	399,300		
	124	310,900	400,000		
	125	311,100	400,700		
	126		401,400		
	127		401,900		
	128		402,500		
	129		403,200		
	130		403,800		
	131		404,500		
	132		405,100		
	133		405,400		
	134		406,000		
	135		406,600		
	136		406,900		
	137		407,300		
	138		407,900		
	139		408,500		
	140		409,100		
	141		409,500		
	142		410,100		
	143		410,600		
	144		411,200		
	145		411,600		
	146		412,200		
	147		412,800		
	148		413,400		
	149		413,800		
	150		414,400		
	151		415,000		
	152		415,600		
	153		416,000		
	154		416,600		
	155		417,200		
	156		417,800		
	157		418,200		
再雇			110,200		
用職		225,800	274,600	329,000	411,400
員		220,000	2, 1,000	520,000	, 130
<i></i>	1\ - \ = t	14 741层从班国	小出共五代古世	はなのお品 予数:	1

備考(1) この表は、附属幼稚園、小学校及び中学校の教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。
(2) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額は、この表の額に7,500円(平成18年3月31日に在職していた教員又はこれに相当すると学長が認める教員にあっては、8,000円)をそれぞれ加算した額とする。

都道府県	支 給 地 域	支給割合
群馬県	高崎市	100分の5
	前橋市 太田市 桐生市	100分の3
	渋川市	100分の2
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	多賀城市	100分の7
L // // /	仙台市	100分の6
	名取市	100分の3
茨城県	取手市	100分の15.
<i>1</i> /\\79\\/2 \\	つくば市	100分の15 100分の15
	守谷市	100分の13
	水戸市 土浦市 牛久市	100分の10 100分の10
	日立市	100分の10 100分の9
	龍ケ崎市	100分の9 100分の7
	古河市 ひたちなか市	100分の6
	神栖市 筑西市	100分の4
		100分の3
JC 1.18		100分の2
栃木県	宇都宮市	100分の6
	大田原市	100分の5
	下野市	100分の4
	鹿沼市 小山市	100分の3
	栃木市 真岡市	100分の2
埼玉県	和光市	100分の15.
	さいたま市 志木市	100分の14
	東松山市 朝霞市	100分の10
	坂戸市	100分の7
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市	100分の6
	入間市 三郷市	
	春日部市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 久喜市 比企郡鳩山町	100分の5
	北葛飾郡杉戸町	
	羽生市 比企郡滑川町	100分の4
	熊谷市	100分の3
千葉県	印西市	100分の15.
	成田市 袖ケ浦市	100分の15
	千葉市	100分の13
	船橋市 浦安市	100分の12
	市川市 松戸市 富津市	100分の10
	佐倉市 市原市	100分の9
	茂原市 柏市	100分の6
	野田市 東金市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	100分の5
	八街市	100分の3
	木更津市 君津市	100分の2
東京都	特別区	100分の18.
у (4/4 / 14)	武蔵野市 町田市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	100分の15.
	調布市 小平市 日野市 国立市 福生市 稲城市 西東京市	100分の15
	八王子市 府中市	100分の14
	青梅市 東村山市	100分の13
	立川市	100分の12
	三鷹市 あきる野市	100分の12 100分の10
	武蔵村山市	100分の10 100分の3
神奈川県	厚木市	100分の3 100分の15.
ロボ川杯	横浜市 川崎市 鎌倉市	100分の15. 100分の15
	相模原市 藤沢市	100分の15 100分の10.
		100分の10
	平塚市	100分の9
	小田原市	100分の7
	三浦郡葉山町	100分の6
	三浦市(総務省関東総合通信局電波監理部の所在する地域を除く。) 中郡二宮町	100分の5
φις γεν 1111		
	新潟市	100分の2
新潟県 富山県 石川県		

I	河北郡内灘町	100分の2
福井県	福井市	100分の2 100分の3
山梨県	甲府市	100分の6
	南アルプス市	100分の2
長野県	塩尻市	100分の5
201711	長野市 松本市 諏訪市	100分の3
	伊那市	100分の2
岐阜県	岐阜市	100分の5
	大垣市 多治見市 美濃加茂市	100分の3
	各務原市	100分の2
静岡県	静岡市 沼津市 御殿場市	100分の6
	磐田市	100分の5
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 袋井市	100分の3
	藤枝市	100分の2
愛知県	刈谷市 豊田市	100分の15
	名古屋市	100分の14
	豊明市	100分の13
	西尾市 知多市	100分の9
	みよし市	100分の7
	瀬戸市 碧南市 岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 弥富市	100分の6 100分の5
	西春日井郡豊山町	100万70
	豊川市 田原市	100分の4
	豊橋市 一宮市 半田市 小牧市	100分の4 100分の3
	常滑市 海部郡飛島村	100分の2
三重県	鈴鹿市	100分の10.5
	四日市市	100分の9
	津市	100分の6
	桑名市	100分の5
	亀山市	100分の4
	名張市 伊賀市	100分の3
滋賀県	大津市 草津市	100分の10
	栗東市	100分の9
	守山市	100分の6
	彦根市 甲賀市	100分の5 100分の4
	長浜市	100分の3
	東近江市	100分の2
京都府	京都市 京田辺市	100分の10
	字治市	100分の6
大阪府	向日市 木津川市	100分の5
入败府	大阪市 守口市 門真市	100分の15.5 100分の15
	高槻市	100分の13 100分の14
	池田市 大東市	100分の13
	吹田市 寝屋川市 箕面市	100分の12
	豊中市	100分の10.5
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 羽曳野市 東大阪市 柏原市 交野市	100分の10 100分の7
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市	100分の6
	泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	100分の5
兵庫県	芦屋市	100分の15
	西宮市 宝塚市	100分の14
	神戸市	100分の10.5
	尼崎市 伊丹市 三田市	100分の10 100分の9
	明石市	100分の5
	赤穂市	100分の4
	姫路市 加古川市 三木市	100分の3
奈良県	天理市 本自志 土和那山志	100分の12
	奈良市 大和郡山市 大和高田市 橿原市	100分の10 100分の6
	大和尚由中	100分の6 100分の5
	桜井市 宇陀市	100分の3 100分の3
和歌山県	和歌山市 橋本市	100分の5
岡山県	岡山市	100分の3
広島県	広島市	100分の10
	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	100分の3

	三原市 東広島市	100分の2
山口県	周南市	100分の3
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市	100分の2
香川県	高松市	100分の5
	坂出市	100分の2
福岡県	福岡市	100分の10
	春日市 福津市	100分の7
	太宰府市 糸島市 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町	100分の5
	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町	100分の3
長崎県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町又は特別区の同おける区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区変更によって影響されるものではない。